

伊豆市 公共施設等総合管理計画

平成29年 3月
令和 4年 3月 改訂

伊 豆 市

目 次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的.....	1
1.2. 計画の位置づけ.....	2
1.3. 計画期間.....	2
1.4. 対象範囲.....	3
2. 公共施設等の現状及び将来の見通し	5
2.1. 市の概況.....	5
2.2. 人口の現状と見通し.....	6
2.3. 財政の状況と見通し.....	8
2.4. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し.....	10
2.5. 課題整理.....	36
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	38
3.1. 公共施設等マネジメントの基本方針.....	38
3.2. 公共施設等の保有量の目標.....	40
3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	46
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	52
4.1. 公共施設.....	52
4.2. インフラ資産.....	72
5. 推進体制	78
5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有.....	78
5.2. フォローアップの実施方針.....	79
資料編	81

1.はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

我が国においては、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、人口減少、少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25(2013)年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25(2013)年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。また、平成26(2014)年4月に、国から各地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。

さらに、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について（総財務第28号 平成30(2018)年2月27日）」(以下、「改訂指針」という。)及び「令和3(2021)年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（総財務第6号 令和3(2021)年1月26日）」(以下、「留意事項」という。)が示されました。

今後の人口減少、少子高齢化の進行は避けられない状況にある中で、安全で持続的な公共サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努める必要があります。

本市においても、国の指針の改訂方針に従い、「伊豆市公共施設再配置計画」（令和3(2021)年度3月）やインフラ資産の長寿命化の方針を踏まえ、今年度は、新たに令和4(2022)年度以降の長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に係る、取組の充実・強化を図っていくことが求められており、「伊豆市公共施設等総合管理計画（平成29(2017)年3月）」を改訂します。

(2) 計画策定の目的

本計画は、本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

1. 2. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や市の「総合計画」、「行政改革大綱」等を踏まえて策定します。本市の今後の公共施設等の管理に関する「基本的な方針」を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた再配置計画及び長寿命化計画等（以下、「個別施設計画」という。）の指針となるものです。

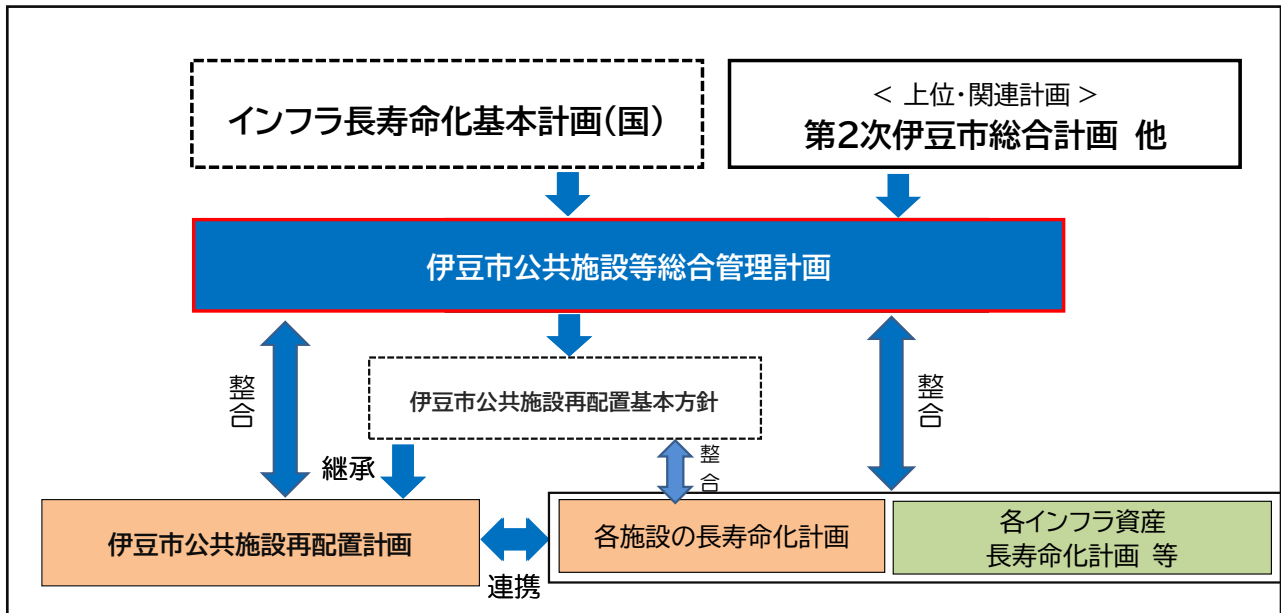


図 1-1 本計画の位置づけ

1. 3. 計画期間

本市の公共施設の建築年度の状況を考慮すると、概ね 30～40 年後に施設の更新時期のピークを迎えることから、平成 29(2017)年度から令和 38(2056)年度までの 40 年間の計画期間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間 40 年

(平成 29(2017)年度から令和 38(2056)年度まで)

1.4. 対象範囲

本計画の対象は市有財産のうち、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）とします。

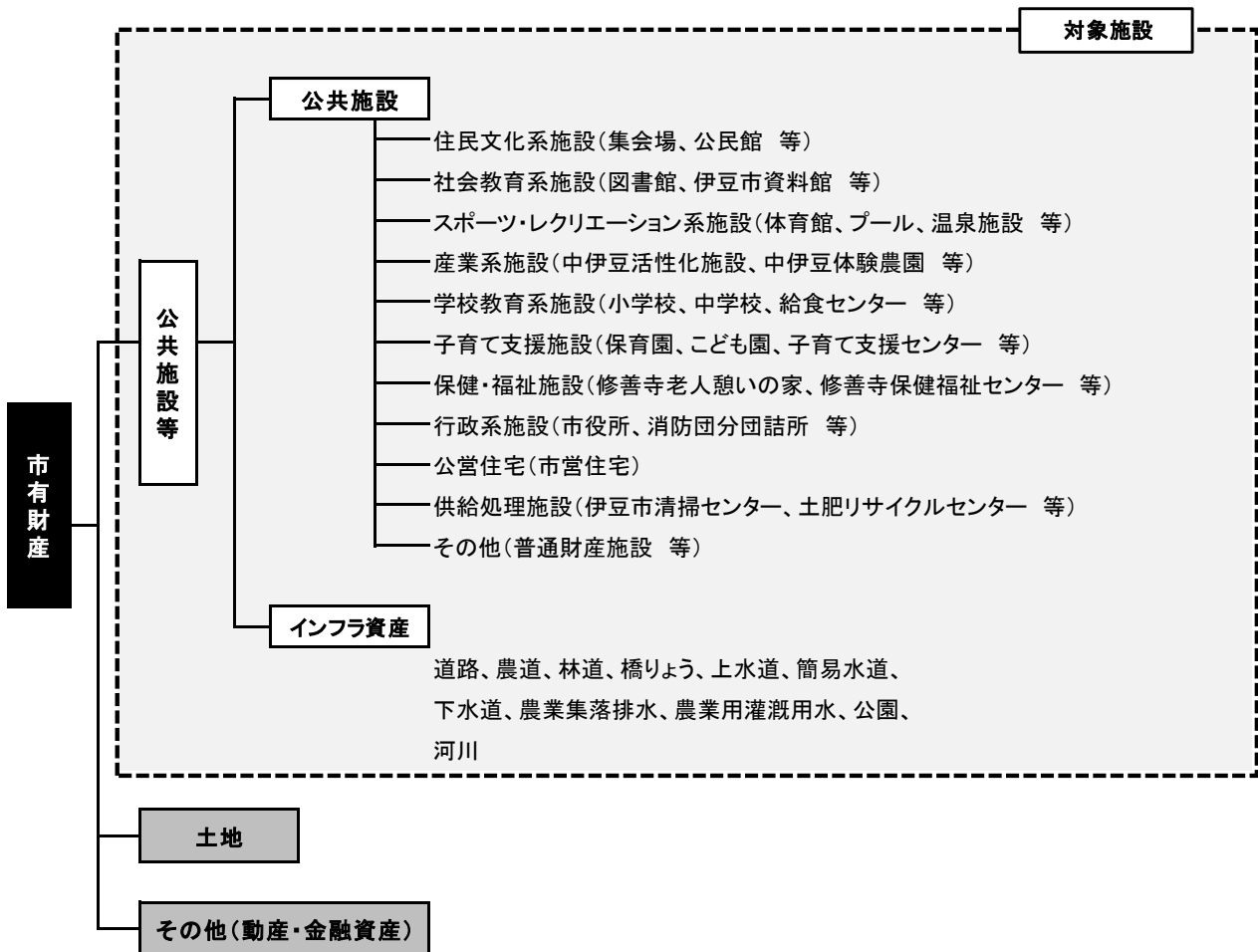


図 1-2 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	伊豆市シニアプラザ、小下田多目的集会場、小土肥生活改善センター、八岳集会場、白岩生涯学習センター、柳瀬集会場 【普通財産】茅野多目的集会場、松ヶ瀬多目的集会場、青羽根山村活性化支援センター、八幡多目的集会場、梅木多目的集会場、下尾野多目的集会場、徳永東多目的集会場、清水農林漁家・婦人活動促進施設、姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設、地藏堂女性・若者等活動促進施設
	文化施設	修善寺生いききプラザ、修善寺総合会館、天城湯ヶ島コミュニティ複合施設コミュニティセンター、天城湯ヶ島コミュニティ複合施設市民活動センター（体育館）、天城湯ヶ島コミュニティ複合施設市民活動センター（体育館）
社会教育系施設	図書館	修善寺図書館、土肥図書館、天城湯ヶ島コミュニティ複合施設天城図書館、中伊豆図書館
	博物館等	伊豆市資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	狩野川記念公園管理棟等、土肥社会体育館（旧土肥小学校（体育館））、丸山スポーツ公園管理棟等、狩野ドーム、中伊豆社会体育館、中伊豆室内温水プール、中伊豆弓道場、中伊豆グウンド管理棟 【普通財産】月ヶ瀬体育館、旧大東小学校体育館、旧八岳小学校体育館、旧土肥南体育館
	レクリエーション施設・観光施設	修善寺虹の郷、ギャラリー修善寺回廊、伊豆市修善寺温泉湯、伊豆市観光案内所（修善寺駅）、市営海の家無料休憩所、恋人岬、湯の国会館、天城会館、天城ほたる館、天城ふるさと広場、持越オートキャンプ場、萬城の滝キャンプ場、公衆トイレ（修善寺温泉駐車場）、公衆トイレ（清藤）、公衆トイレ（八木沢西浜）、公衆トイレ（船着場）、道の駅伊豆月ヶ瀬
産業系施設	産業系施設	修善寺農村環境改善センター、中伊豆交流センター、中伊豆活性化施設、小川多目的利用施設、中伊豆体験農園、しいたけ集出荷貯蔵施設、月ヶ瀬活性化施設、下船原農産物加工場、月ヶ瀬農産物加工場、竹の子かあさんの店、竹の子かあさんの家、食肉加工センター、伊豆市地域職業相談室
学校教育系施設	学校	修善寺小学校、熊坂小学校、修善寺東小学校、修善寺南小学校、天城小学校、中伊豆小学校、土肥小中一貫校、修善寺中学校、天城中学校、中伊豆中学校
	学校給食施設	天城給食センター、中伊豆給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	修善寺東こども園、熊坂こども園、土肥こども園
	幼児・児童施設	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設湯ヶ島子育て支援センター、ちびっこサロンわらぼ
保健・福祉施設	高齢福祉施設	修善寺老人憩いの家、城山活動支援センター、伊豆市生き生き工芸センター
	保健施設	修善寺保健福祉センター、中伊豆ふれあいプラザ
行政系施設	庁舎等	伊豆市役所（本庁）、伊豆市役所（別館）、天城湯ヶ島コミュニティ複合施設天城湯ヶ島支所、土肥支所、中伊豆支所
	その他行政施設	第1分団下部詰所、第1分団上部詰所、第1分団中央部詰所、第1分団2号ポンプ小屋、第2分団瓜生野詰所、第2分団中央部詰所、第2分団上部詰所、第3分団加殿詰所、第3分団大平詰所、第3分団分団詰所、第3分団中央部詰所、第4分団大野詰所、第4分団年川詰所、第4分団中央部詰所、第4分団牧之郷詰所、第5分団菅引詰所、第5分団原保詰所、第5分団地藏堂詰所、第5分団中原戸詰所、第5分団筏場詰所、第5分団姫貴戸詰所、第6分団八幡詰所、第6分団冷川詰所、第6分団連合詰所、第7分団下白岩詰所、第7分団元関梶詰所、第7分団小川詰所、第7分団城詰所、第8分団茅野詰所、第8分団金山詰所、第8分団市山詰所、第8分団持越詰所、第8分団宿詰所、第8分団西平詰所、第8分団大滝詰所、第9分団吉奈詰所、第9分団月ヶ瀬詰所、第9分団田沢詰所、第9分団門野原詰所、第9分団矢熊詰所、第10分団下船原詰所、第10分団上船原詰所、第10分団青羽根詰所、第11分団佐野雲金詰所、第11分団大平柿木詰所、第11分団本柿木詰所、第11分団松ヶ瀬詰所、第12分団小土肥詰所、第12分団大敷詰所、第12分団中浜詰所、第13分団横瀬詰所、第13分団馬場詰所、第14分団小下田詰所、第14分団八木沢詰所、防災倉庫（柏久保）、防災倉庫（駅北広場）、防災倉庫（旧中伊豆消防署）、防災倉庫（旧戸倉野詰所）、防災倉庫（旧徳永詰所）
公営住宅	公営住宅	椿団地、立野団地、愛宕団地、中里団地青羽根団地、西平団地、宿第1団地、田沢団地、宿第2団地、宮の前団地、新青羽根団地、市山椿人団地、東原団地、冷川団地、土肥団地
供給処理施設	供給処理施設	伊豆市清掃センター、汚泥再生処理センター、土肥リサイクルセンター、柿木最終処分場
その他	その他施設	伊豆聖苑、中伊豆教職員住宅、土肥高齢者能力活用センター、土肥診療所、修善寺駅トイレ、サテライトオフィス狩野ベース、土肥お試し住宅 【普通財産】旧土肥保育園、旧大東保育園、旧大東小学校（校舎）、旧八岳小学校（校舎）、旧土肥小学校（校舎）、旧さくらこども園、旧天城保健福祉センター、八幡市有住宅、旧貴僧坊の里、旧天城湯ヶ島支所、旧天城湯ヶ島支所 防災倉庫
公園	公園	六仙の里、本柿木農村公園（狩野城址公園）、鹿島田公園、さくら堤公園、伊豆市松原公園

令和2年年度（2020年度）調査時点

※赤字は新規にH28年度以降、追加された施設

※施設の分類は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）の分類に準拠した、建物がある施設としています。

※上下水道施設（浄水場、浄化センター、ポンプ場等）については、施設の性質上、公共施設ではなく、インフラ資産に分類しています。

※公園は建物がある施設のみ掲載。公園は、インフラ資産としてp74(9)公園に全施設掲載。

2. 公共施設等の現状及び将来の見通し

2. 1. 市の概況

(1) 地勢と位置

本市は伊豆半島の中央部に位置し、直線距離で東京から約 100km、静岡市から約 60km となっています。豊かな自然環境に恵まれ、南側は天城山系の山並みに囲まれ、西側は青く澄んだ駿河湾に面しています。

中央部には天城山から発する狩野川が流れ、北部はその沖積層により形成された田方平野となって開けています。

(2) 面積

本市は、東西約 25km、南北約 20km、面積は 363.97 km²で、静岡県の総面積 7779.46 km² の 4.7%を占めています。地域の 8 割以上が山林で占められており、可住地面積は全体の 17.3%となっています。

(3) 沿革

明治以降の区制、郡区町村編成法、町村合併促進法などにより合併が進み、大正 13(1924)年から昭和 35(1960)年にかけて、修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町が誕生しました。

4 町は古くから伊豆半島の交通の要衝として栄え、豊かな自然と豊富な温泉に恵まれ、観光地としても全国的に知られ、農林水産業や観光交流産業を中心とした産業によって発展してきました。

そして、平成 16(2004)年 4 月 1 日に 4 町の合併により伊豆市が誕生しました。

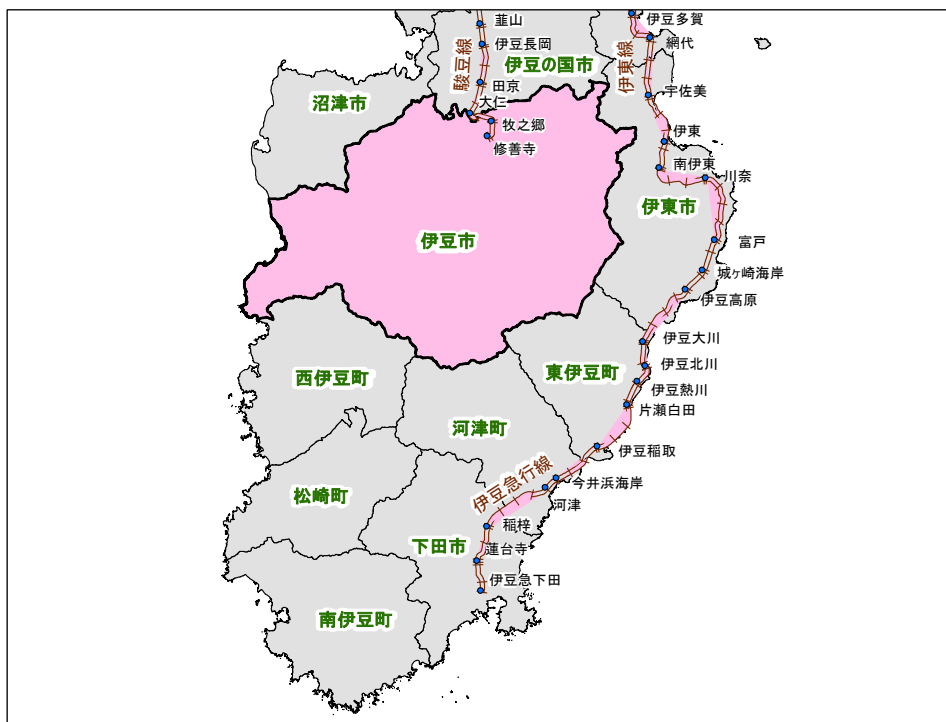


図 2-1 伊豆市の位置

2.2. 人口の現状と見通し

(1) 市全体

総人口は、ほぼ一貫して減少が続いており、平成12(2000)年以降は減少傾向が加速し、令和2(2020)年では約2.8万人、生産年齢人口の割合は約50%、高齢者人口は約43%となっています。

将来人口は、「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、令和27(2045)年には約2.1万人に減少し、生産年齢人口の割合は約46%まで減少し、高齢者人口は約43%と予測されています。

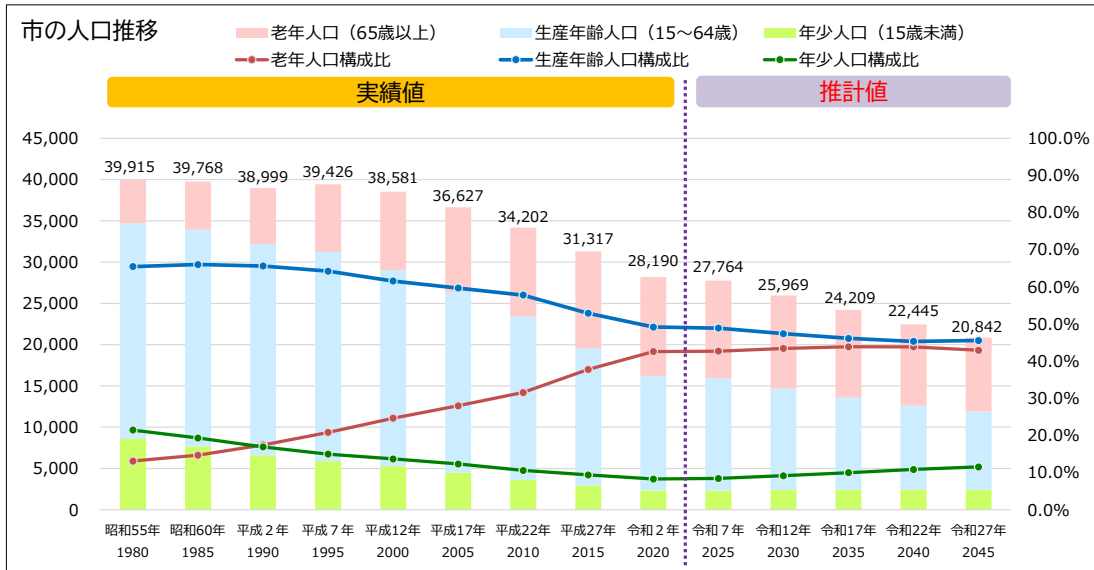


図 2-2 総人口及び年齢3階層別人口割合の推移と見通し

出典：「伊豆市まち・ひと・しごと創生 第2期人口ビジョン (令和2年2月)」、令和2年度までの人口等数値は各年国勢調査結果による

(2) 地区別

地区別にみると、全ての地区で人口減少と高齢化が進行しています。特に、土肥地区は令和3(2021)年の高齢化率が約52%であり、他の地区に比べて高齢化が顕著です。

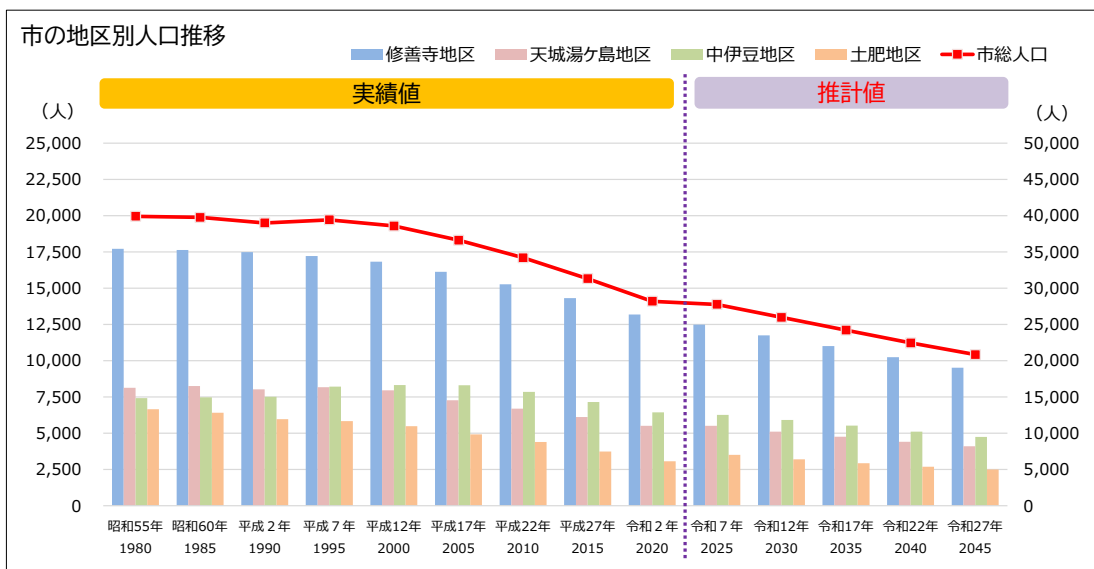


図 2-3 地区別人口の推移

出典：「伊豆市まち・ひと・しごと創生 第2期人口ビジョン (令和2年2月)」、伊豆市ホームページ/市の概要 (令和2年4月1日現在) より作図

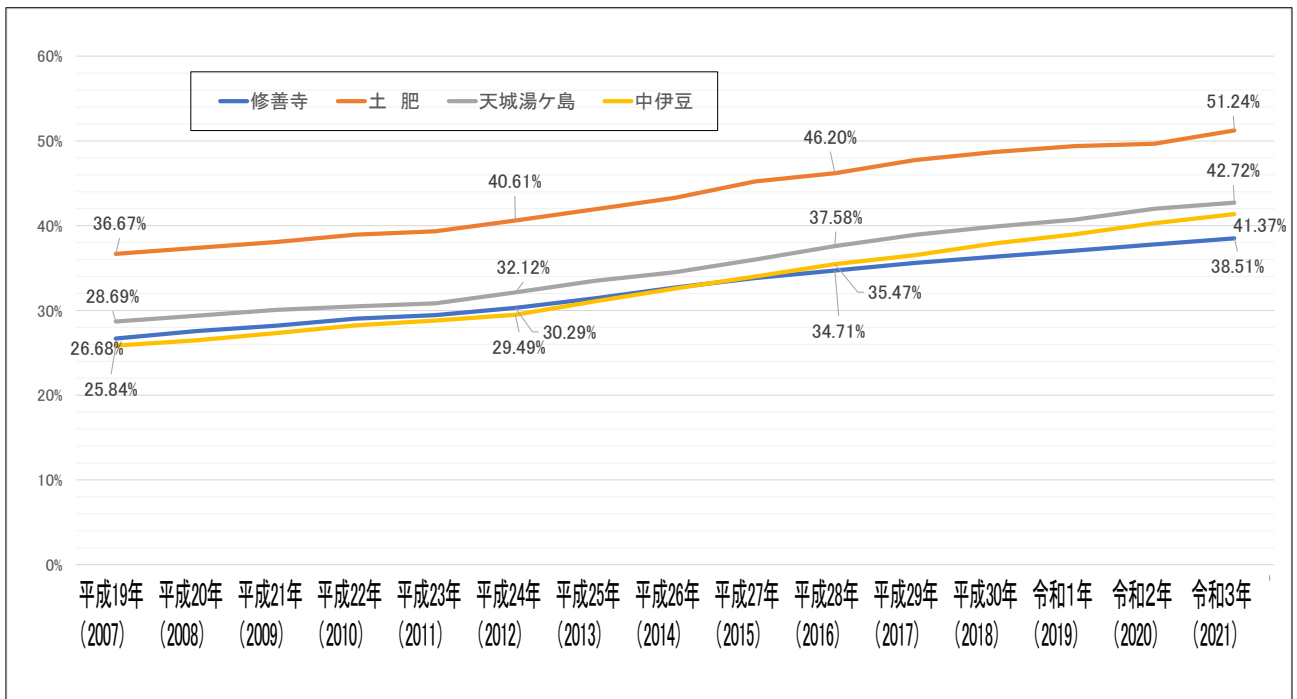


図 2-4 地区別高齢化率の推移

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2.3. 財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計）

歳入（普通会計）の状況をみると、令和2（2020）年度の歳入総額は約234億円となっています。地方税収入は緩やかに減少傾向にあります。

また、令和2年（2020）年度の地方交付税は約52億円と地方税よりも高く、依存財源で賄っている状況です。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収や、合併特例廃止などにより、歳入が減少し、厳しい財政運営となることが想定されます。

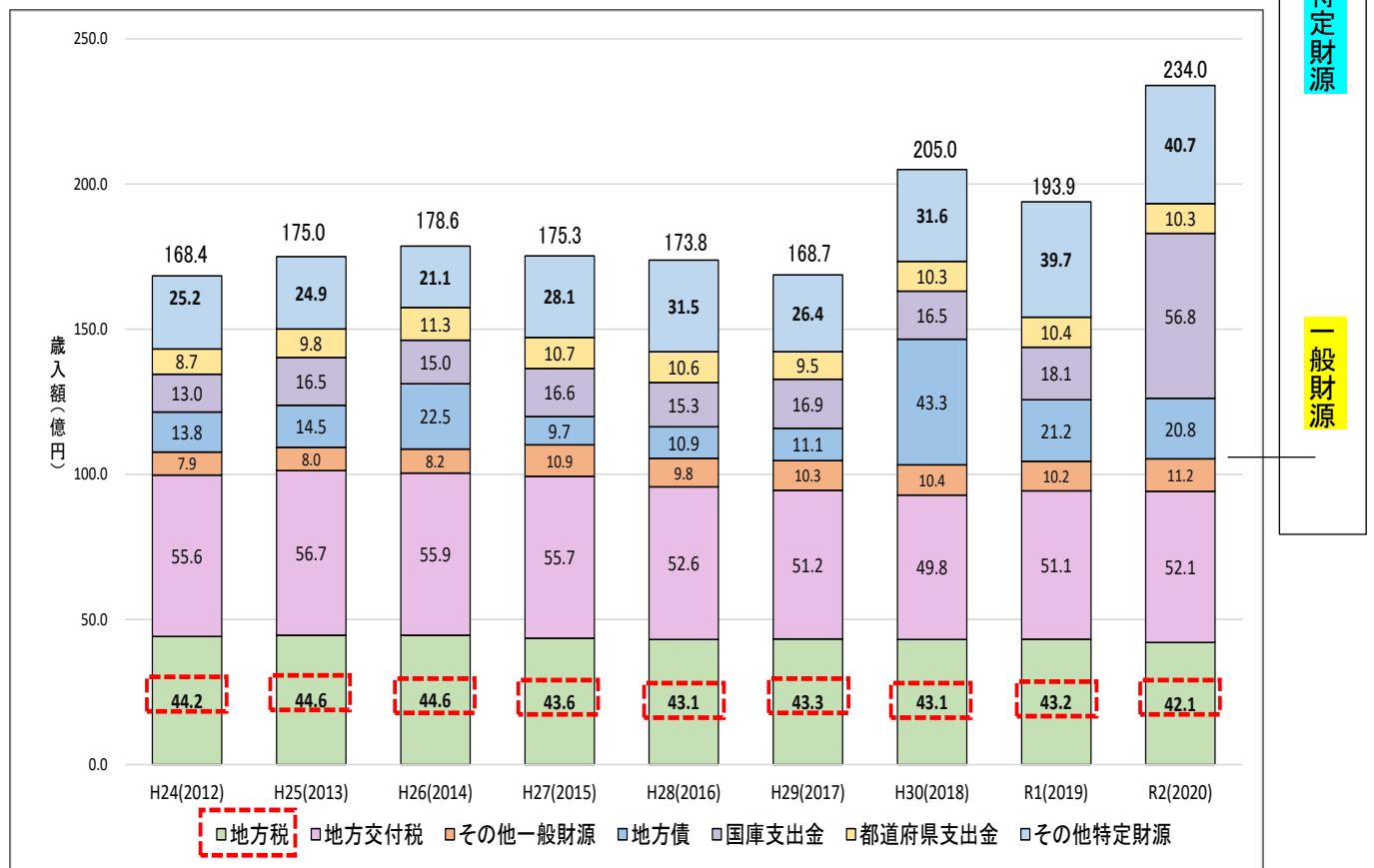


図 2-5 歳入（普通会計）の推移

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：地方税法・条例により地方公共団体が徴収する税。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもの。

※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

※都道府県支出金：都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

※地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。地方債を起すことを起債という。

(2) 歳出（普通会計）

歳出（普通会計）の状況を見ると、令和2（2020）年度の歳出総額は約218億円であり、そのうち、義務的経費は約65億円で、歳出総額の約30%を占めています。

歳出の推移を見ると、義務的経費のうち扶助費が平均して約20億円となっています。今後も、高齢化社会の進行に伴い、扶助費が更に増加することが予想されます。

そのような状況のなかで、今後の公共施設等の整備に充当できる財源を現在の水準で維持することが困難となることが想定されます。

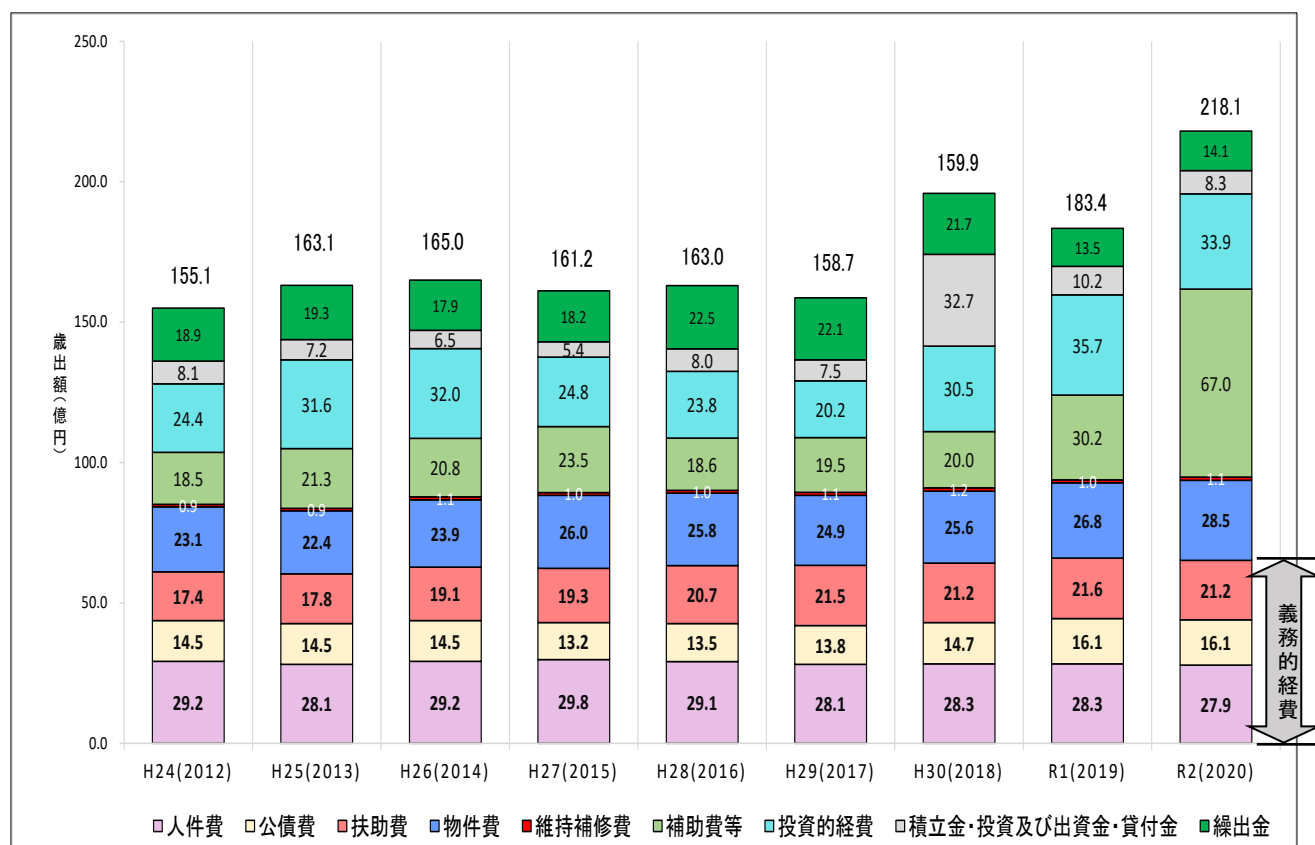


図 2-6 歳出（普通会計）の推移

※**人件費**：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※**公債費**：地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

※**扶助費**：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※**物件費**：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。職員旅費、備品購入費、委託料等。

※**維持補修費**：公共用施設等の維持に要する経費。

※**補助費等**：他の地方公共団体や国、法人等に対する支出。報償費、負担金・補助金等。

※**投資的経費**：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

※**積立金**：財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積立てる経費。

※**投資及び出資金・貸付金**：公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費。財団法人設立の際の出捐金や、開発会社などへの出資金。地域住民の福祉増進を図るため、地方公共団体が直接あるいは間接に現金の貸付を行うための経費。

※**繰出金**：普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。

※**義務的経費**：地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費、公債費。

2. 4. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

①施設の保有状況

本市は、196施設、延床面積約18.7万㎡の公共施設を保有しています。延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が最も多く、全体の約30%を占めており、次いでスポーツ・レクリエーション系施設（約22%）、公営住宅（約11%）が多く、これらの施設で全体の約6割を占めています。

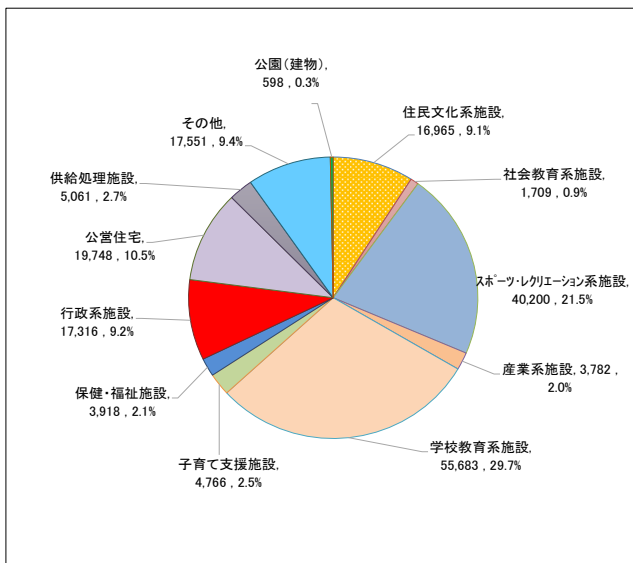
公共施設の土地保有状況をみると、市有地の施設は全体の52%、一部借地の施設は12%、借地の施設は36%です。

5年間で住民文化系施設の減少が多く、スポーツ・レクリエーション系施設、その他の増加がみられます。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模の増減

施設類型	平成28年度時点				令和3年度時点				増減	
	施設数		延床面積		施設数		延床面積		施設数	延床面積
	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)		
住民文化系施設	26	13.1%	15,056	7.7%	21	10.7%	16,965	9.1%	▲ 5	1,909
社会教育系施設	5	2.5%	2,465	1.3%	5	2.6%	1,709	0.9%	0	▲ 756
スポーツ・レクリエーション系施設	26	13.1%	41,623	21.3%	29	14.8%	40,200	21.5%	3	▲ 1,423
産業系施設	14	7.1%	5,367	2.7%	13	6.6%	3,782	2.0%	▲ 1	▲ 1,585
学校教育系施設	13	6.6%	61,428	31.4%	12	6.1%	55,683	29.7%	▲ 1	▲ 5,745
子育て支援施設	7	3.5%	5,118	2.6%	5	2.6%	4,766	2.5%	▲ 2	▲ 352
保健・福祉施設	7	3.5%	7,622	3.9%	5	2.6%	3,918	2.1%	▲ 2	▲ 3,704
行政系施設	65	32.8%	17,081	8.7%	64	32.7%	17,316	9.2%	▲ 1	235
公営住宅	15	7.6%	19,748	10.1%	15	7.7%	19,748	10.5%	0	0
供給処理施設	3	1.5%	3,908	2.0%	4	2.0%	5,061	2.7%	1	1,153
その他	17	8.6%	16,066	8.2%	18	9.2%	17,551	9.4%	1	1,485
公園(建物)	—	—	—	—	5	2.6%	598	0.3%	5	598
合計	198	100.0%	195,482	100.0%	196	100.0%	187,298	100.0%	▲ 2	▲ 8,184

※公園(建物)：建物がある公園施設。76Pにインフラ資産として市有公園を「表 2-35 対象施設(公園)」に掲載。



施設類型	施設の主な増減内容
住民文化系施設	・集会施設の地区譲渡による延床面積減等
社会教育系施設	・天城図書館の移設(複合施設)による延床面積減
スポーツ・レクリエーション系施設	・修善寺体育館、天城温泉プール、レストスポット湯道の廃止(解体)による延床面積減 ・旧土肥小学校(体育館)の社会教育体育館への転用による延床面積増 ・土肥南体育館の普通財産化による延床面積減 ・道の駅伊豆月ヶ瀬の新設による延床面積増
産業系施設	・天城農村環境改善センターの廃止(解体)による延床面積減
子育て支援施設	・橘保育園の廃止(解体)、さくらこども園の普通財産化による延床面積減 ・修善寺東こども園の建替えによる延床面積増
保健・福祉施設	・天城保健福祉センターの普通財産化
供給処理施設	・柿木最終処分場設置による面積増
公園(建物)	・公園建物(管理棟、トイレ等)による延床面積増(平成28年度は未掲載)

図 2-7 公共施設の施設分類別延床面積

令和3(2021)年度末調査時点

表 2-2 公共施設の土地所有状況

大分類	中分類	市有地	一部借地	借地	計
住民文化系施設	集会施設	4	1	1	6
	集会施設(普通財産)	5	0	5	10
	文化施設	3	1	1	5
	計	12	2	7	21
社会教育系施設	図書館	3	1	0	4
	博物館等	1	0	0	1
	計	4	1	0	5
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	7	1	0	8
	スポーツ施設(普通財産)	4	0	0	4
	レクリエーション施設・観光施設	11	3	3	17
	計	22	4	3	29
産業系施設	産業系施設	3	1	9	13
学校教育系施設	学校	5	5	0	10
	学校給食施設	2	0	0	2
	計	7	5	0	12
幼稚園・保育園・こども園	子育て支援施設	2	1	0	3
	幼児・児童施設	0	0	2	2
	計	2	1	2	5
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	1	0	3
	保健施設	2	0	0	2
	計	4	1	0	5
行政系施設	庁舎等	3	1	1	5
	分団詰所	16	1	37	54
	防災備蓄倉庫	5	0	0	5
	計	24	2	38	64
公営住宅	公営住宅	6	2	7	15
供給処理施設	供給処理施設	2	1	1	4
その他	その他施設	5	2	0	7
	その他施設(普通財産)	10	1	0	11
	計	15	3	0	18
公園	公園	3	1	1	5
計		104	24	68	196

令和3(2021)年度末調査時点

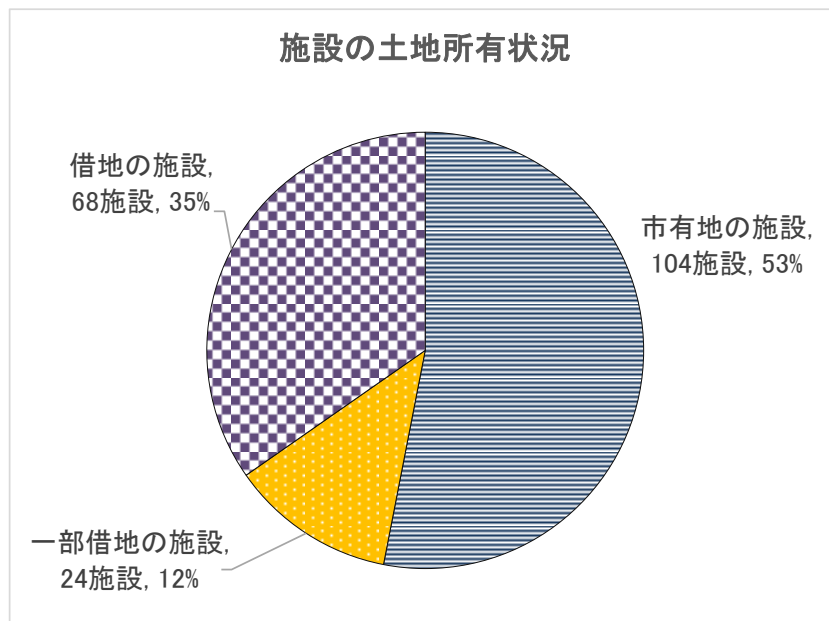


図 2-8 公共施設の土地所有状況

②老朽化の状況

公共施設の老朽化状況は、令和3（2021）年9月時点において、築30年以上の施設が総延床面積の約60%を占めており、今後も大規模改修や長寿命化改修、更新・改築（建替え）が必要になる施設が増加していく傾向にあります。

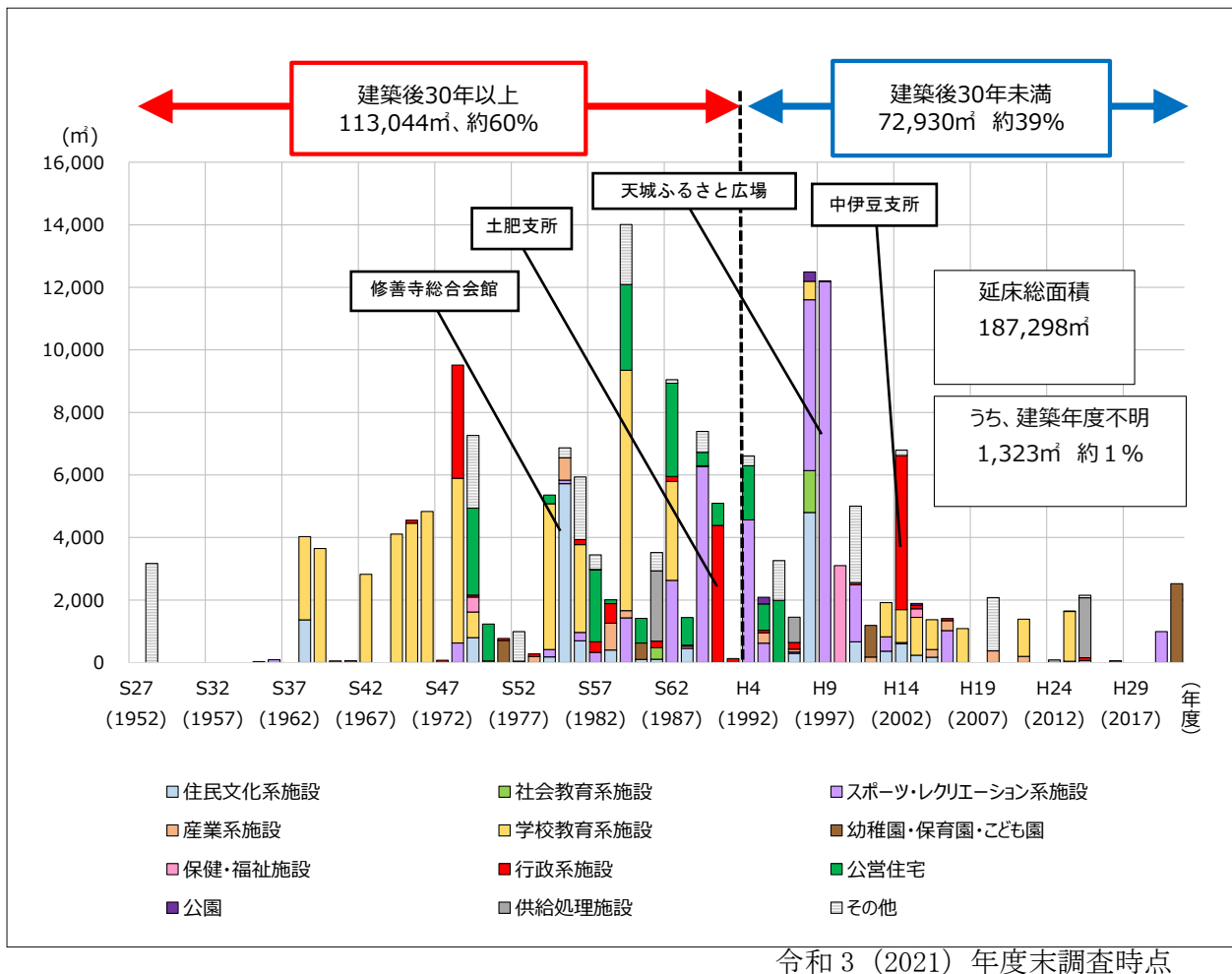
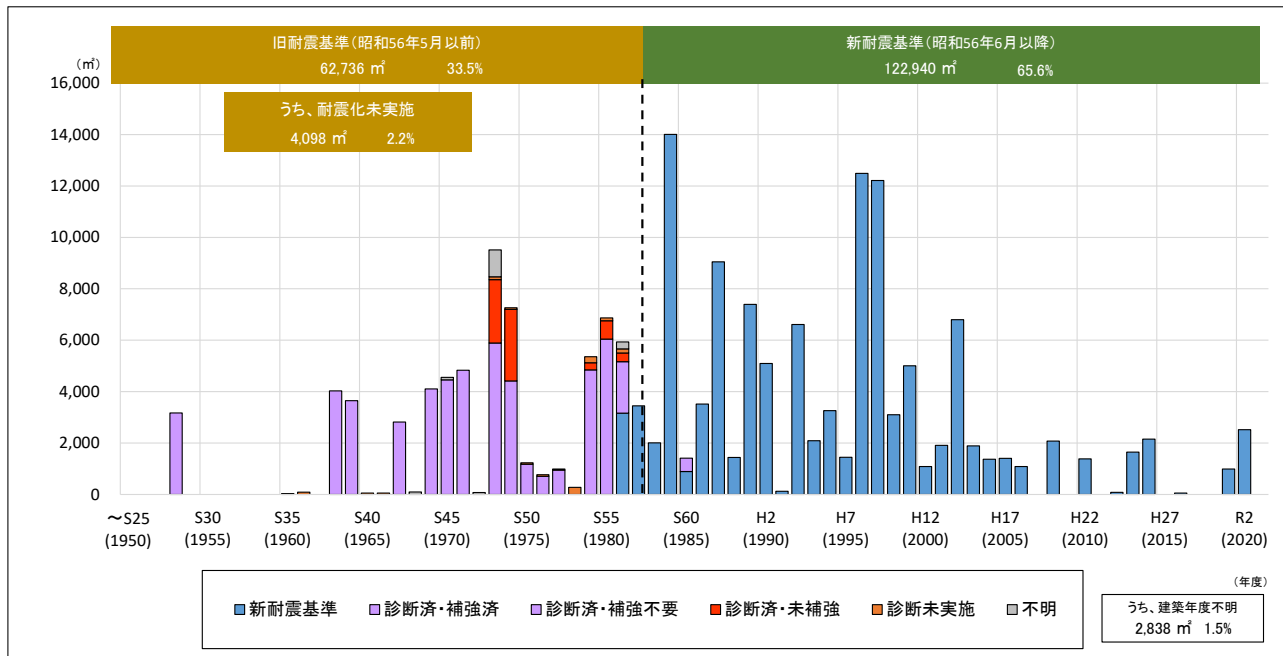


図 2-9 公共施設の建築年度別延床面積

③耐震化の状況

新耐震基準※の公共施設の延床面積は約 12.3 万㎡（全体の約 66%）、旧耐震基準※は約 6.3 万㎡（約 34%）となっています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、産業系施設や行政系施設では、耐震性を満たしていない施設が見られます。

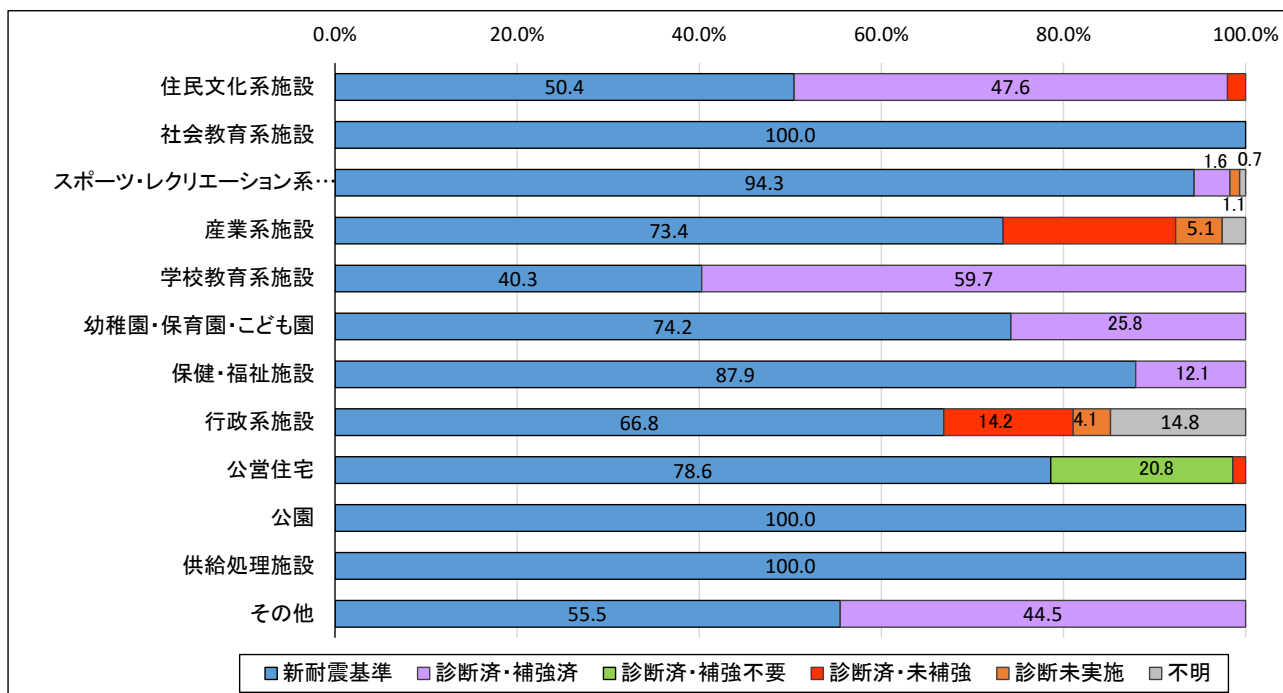


令和 3 (2021) 年度末調査時点

図 2-10 建築年度別の耐震化状況（延床面積ベース）

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度 5 程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日以前の建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度 6 強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準。

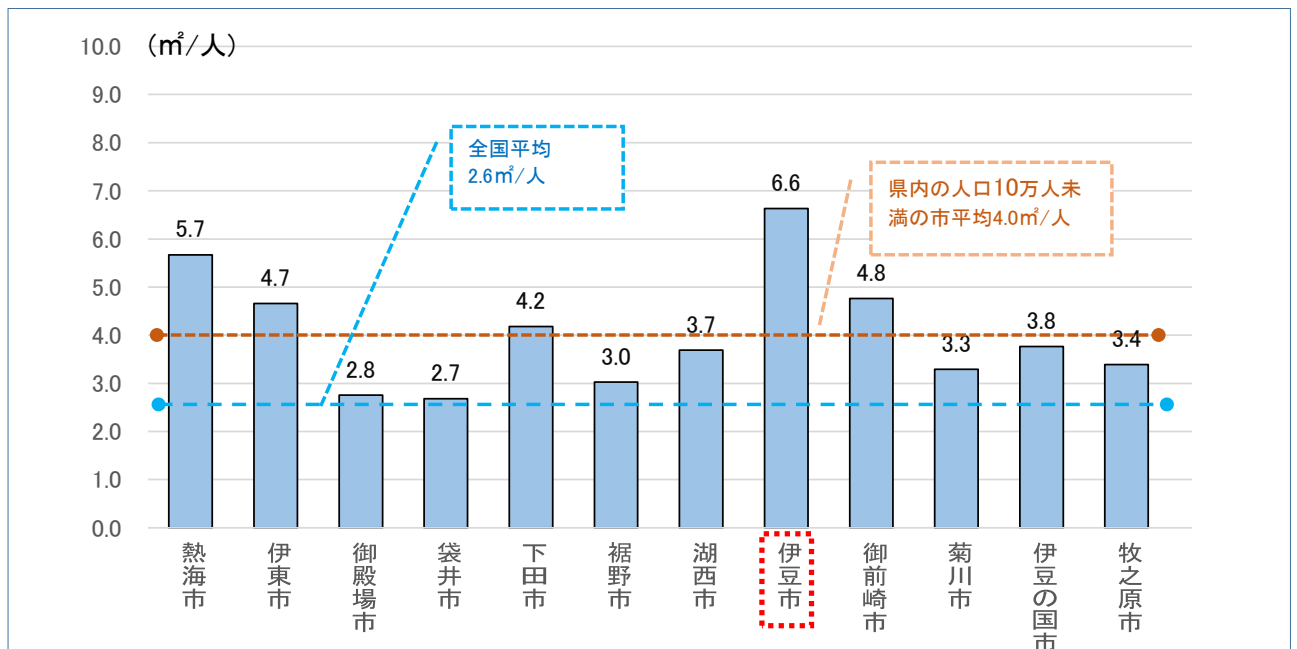
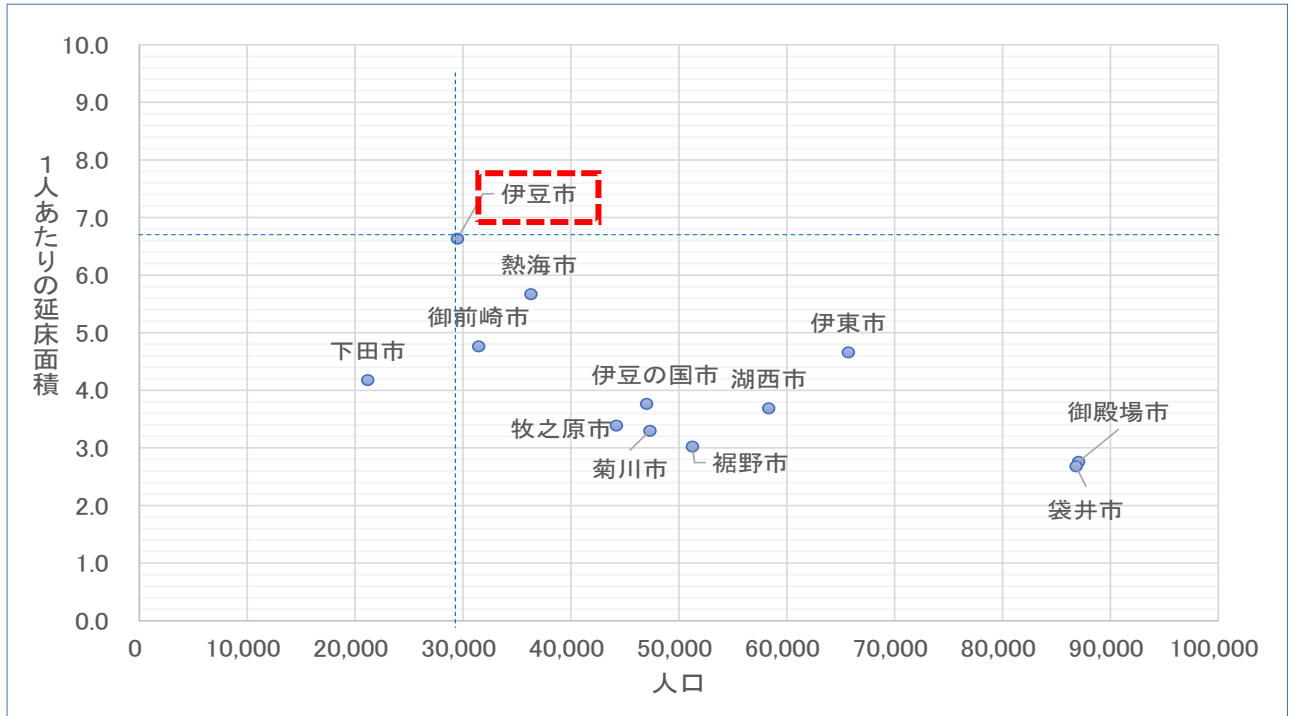


令和 3 (2021) 年度末調査時点

図 2-11 施設分類別の耐震化状況（延床面積ベース）

④他自治体との比較

公共施設の1人あたり延床面積について、県内他自治体と比較すると、令和元(2019)年度の本市の1人あたり延床面積は約6.6㎡/人であり、全国(約2.6㎡/人)、静岡県人口10万人の市部(約4.0㎡/人)を大きく上回っている状況です。



出典：公共施設の延床面積：総務省「公共施設状況調（令和元年度（2019年度）」
 人口：総務省「住民基本台帳登録人口（令和元年（2019年）10月1日現在）」
 ※P.6の人口及びP.10の公共施設の延床面積とは出典が異なります。

図 2-12 公共施設の1人あたりの延床面積比較

⑤コストの状況

公共施設にかかるコストの状況は、約 11.3 億円/年となっています。市民 1 人当たりのコストは年間約 37.3 千円/人となります。

中分類別にコストをみると、供給処理施設、幼稚園・保育園・こども園、公営住宅、学校、レクリエーション施設・観光施設等が比較的高くなっています。一方で、集会施設、その他行政系施設は比較的低くなっています。

また、延床面積 1 m²当たりのコストでみると、供給処理施設、幼稚園・保育園・こども園、公園、高齢福祉施設、博物館等が比較的高くなっています。

表 2-3 公共施設のコストの状況

大分類	中分類	施設数	A 延床面積 (m ²)	B 支出 (千円)	C 収入 (千円)	D コスト (千円) B-C	m ² 当たりの コスト (円/m ²) D/A
住民文化系施設	集会施設	16	2,175	919	123	797	366.4
	文化施設	5	12,859	7,842	1,259	6,582	511.9
社会教育系施設	図書館	4	11,498	70,029	43	69,986	6,087.0
	博物館等	1	372	4,183	44	4,139	11,138.5
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	11	11,387	73,593	4,859	68,735	6,036.0
	レクリエーション施設・観光施設	17	27,866	216,403	126,540	89,863	3,224.9
産業系施設	産業系施設	13	3,782	50,259	37,832	12,427	3,285.8
学校教育系施設	学校	10	54,141	117,315	1,022	116,293	2,148.0
	学校給食施設	2	1,542	15,150	0	15,150	9,824.8
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	3	4,245	169,044	1,210	167,834	39,537.6
	幼児・児童施設	2	1,120	7,113	321	6,792	6,064.6
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	818	13,455	1,390	12,065	14,752.6
	保健施設	2	7,473	38,117	6,465	31,652	4,235.7
行政系施設	庁舎等	5	9,394	71,688	2,736	68,952	7,340.0
	その他行政施設	59	2,510	1,133	0	1,133	451.3
公営住宅	公営住宅	15	19,748	194,699	60,451	134,248	6,797.9
供給処理施設	供給処理施設	4	5,061	285,176	0	285,176	56,344.8
その他	その他	19	15,253	30,856	7,679	23,177	1,519.5
公園	公園	5	598	20,065	5,801	14,264	23,864.8
計		196	187,298	1,387,039	257,775	1,129,264	

※支出、収入は令和元(2019)年度の金額。

※令和 2 年 3 月 1 日人口台帳人口：30,289 人 令和元年度 1 人当たりコストは 1,129,264 千円/30,289 人=37.3 千円/人

※支出：光熱水費等、維持保全費、指定管理料、土地・建物の使用料、人件費の合計。

※収入：使用料、財産貸付料、補助金・負担金、その他の合計。

※延床面積の計は、中分類で複合施設となった床面積の計となることから表の集計結果と異なる。

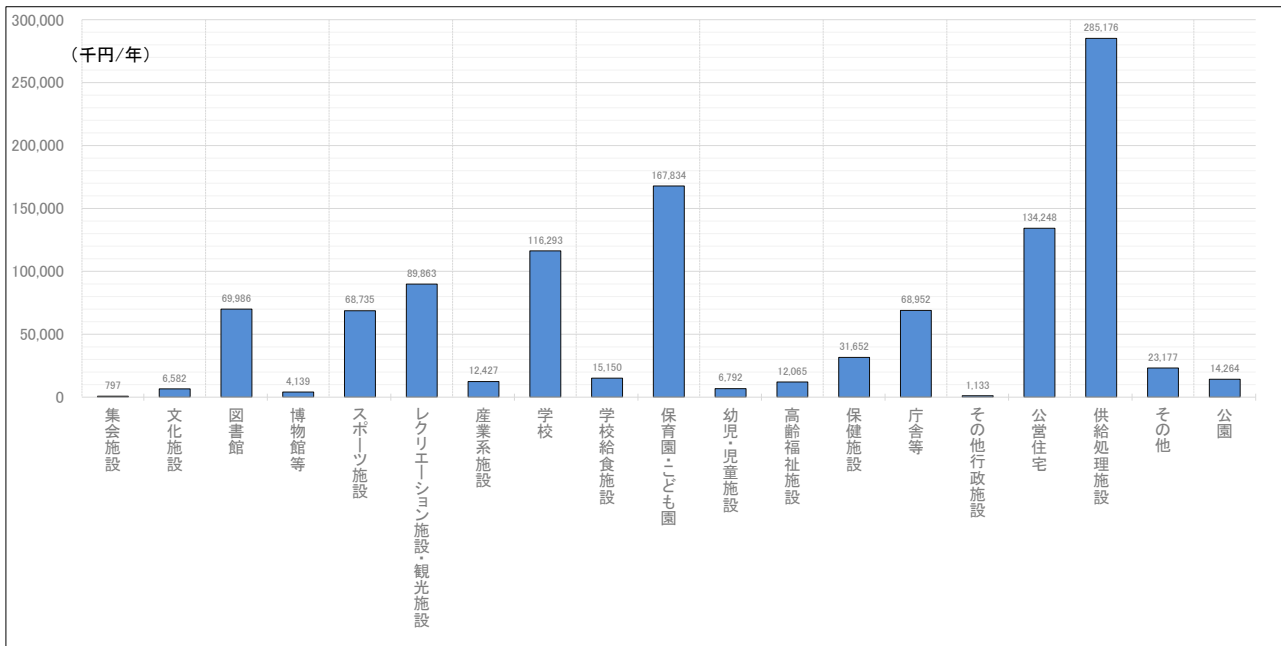


図 2-13 公共施設の中分類別のコストの状況

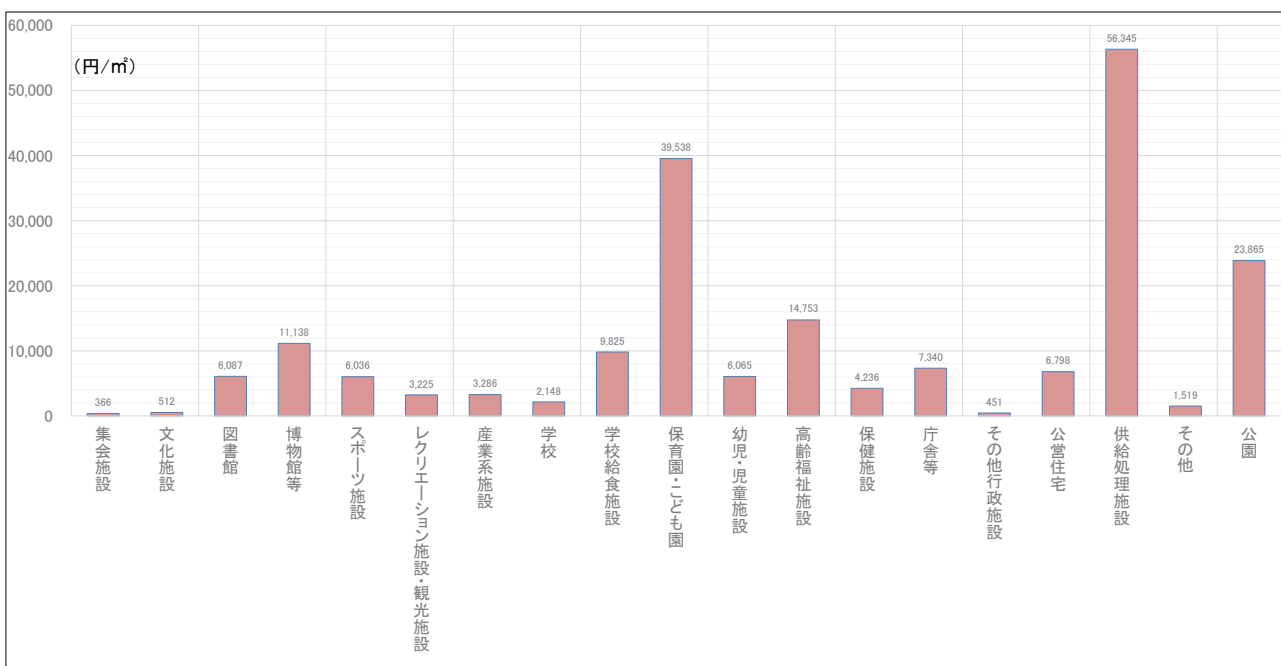


図 2-14 公共施設の中分類別の1㎡当たりのコストの状況

⑥保有施設の有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標です。

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

全施設の有形固定資産減価償却率を見ると、減価償却は耐用年数に対し資産取得から全体として、近年では、平成 29(2017)年度 41.9%、平成 30(2018)年度 43.4%、令和元(2019)年度 44.9%と 50%未満です。有形固定資産減価償却率が全国平均、静岡県平均及び類似団体平均に比べていずれも低い比率となっており、所有する資産が比較的新しいものが多いことによるものと考えられます。しかしながら大規模改修など老朽化対策が先送りされていることから、その比率が年々上昇しており、施設の老朽化により今後も上昇することが予想されます。(令和8(2026)年度：57.0%と推測されます)

個別施設の長寿命化計画等による適正配置・更新計画を検討し、早期の公共施設等の維持管理費削減に努めていくことが考えられます。

(※類似団体順位でみると 1 位/31 団体、全国平均償却率 63.4%、静岡県平均償却率 62.0%)

(出典：総務省 令和元年度 財政状況資料集)

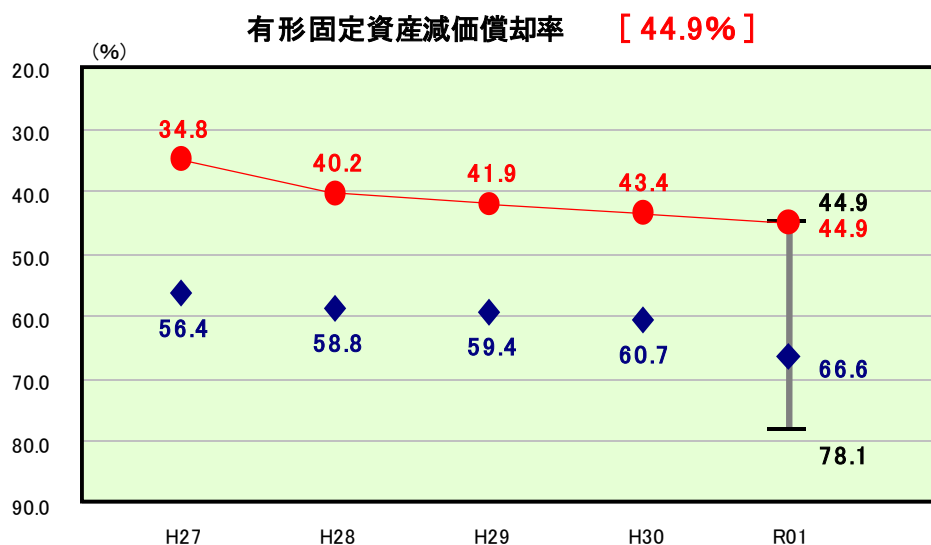
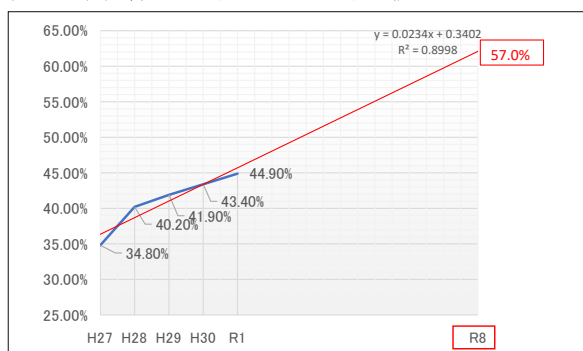


図 2-15 伊豆市有形固定資産減価償却率

※図中の●は伊豆市の有形固定資産減価償却率、◆は類似都市型 (I-3) の同平均値を示します

近隣の類似都市名	
千葉県	館山市
山梨県	上野原市
岐阜県	下呂市
静岡県	熱海市
静岡県	下田市
静岡県	伊豆市
静岡県	伊豆の国市



出典：総務省「都市分類」【都市 I-3】

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設が整備されてきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本市の主なインフラ資産の保有状況は以下のとおりです。

表 2-4 インフラ資産の保有状況

分類	種別	数量
道路	一級市道	78.4 k m
		527,367 m ²
	二級市道	89.2 k m
		501,937 m ²
	その他の市道	822.2 k m
		2,856,974 m ²
計	989.8 k m	
		3,886,278 m ²
農道		40.5 k m
林道		135.4 k m
橋りょう		679 橋
		6.6 k m
		30,758 m ²
上水道	管路	314.2 k m
	上水道施設	7 施設
簡易水道	管路	58.5 k m
	簡易水道施設	6 施設
下水道	管路	150.5 k m
	下水道施設	5 施設
農業集落排水	管路	31.4 k m
	処理施設	5 施設
農業用灌漑用水	用水路	41.2 k m
公園	公園数	18 公園
	公園面積	16.9 h a
河川	準用河川	95 河川
		85.3 k m
	普通河川（水路）	378 河川
		286.3 k m

※上下水道施設（浄水場、浄化センター、ポンプ場等）については、施設の性質上、公共施設ではなく、インフラ資産に分類しています。

令和3（2021）年度末調査時点

①道路

道路は、総延長 990km、総面積約 389 万㎡です。

これまで多くの道路を整備してきており、必要に応じて、順次、舗装の打換えなどの更新を進めています。

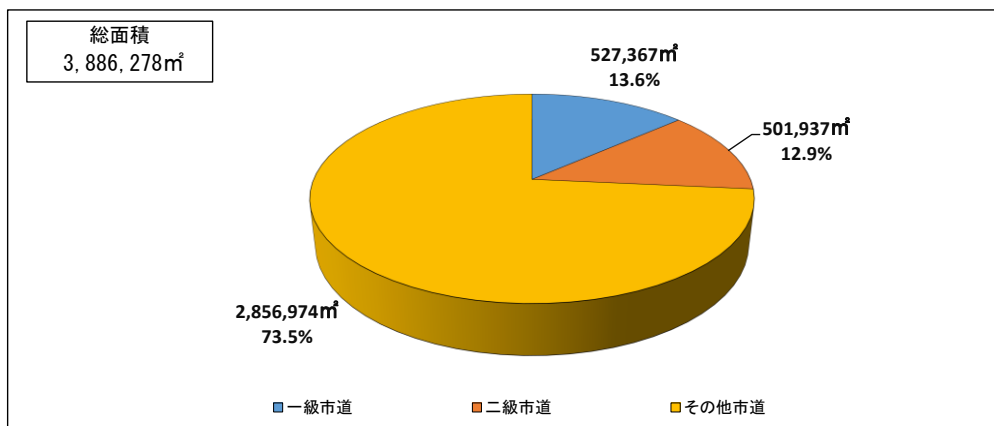


図 2-16 道路の分類別整備状況

②橋りょう

橋りょうは、678 橋、総面積約 2.9 万㎡です。

橋りょうの耐用年数を踏まえると、今後 10 年間に多くの橋りょうが更新時期を迎えます。

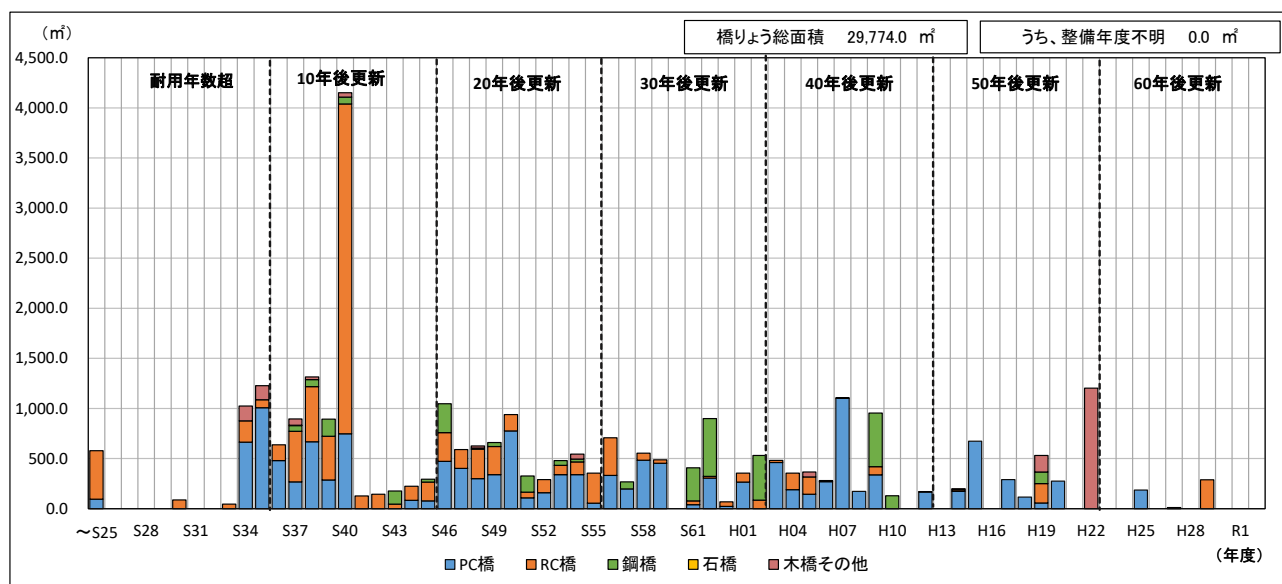


図 2-17 橋りょうの年度別整備状況

③上水道

上水道の総延長は約 314km です。

昭和初期から水道事業を開始しているため、老朽化が進行しており、順次更新を進めています。

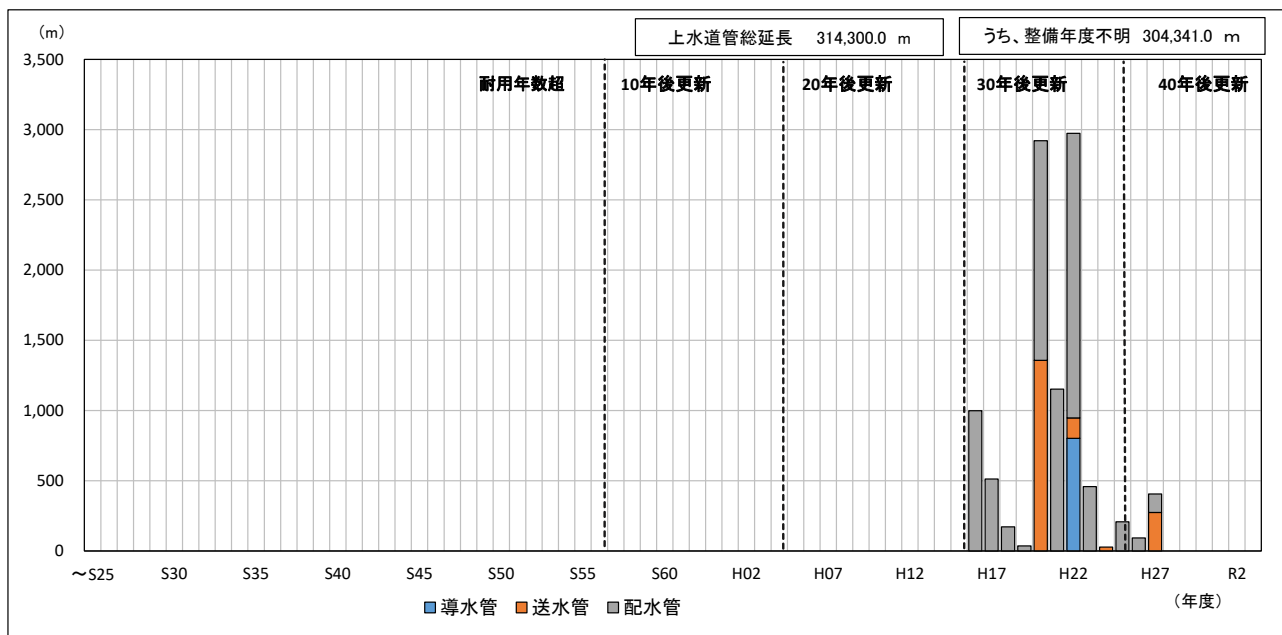


図 2-18 上水道の年度別整備状況

※平成 15 (2003) 年度以前整備分の上水道については、詳細な整備年度の内訳が不明。

④下水道

下水道の総延長は約 151km です。

下水道の耐用年数を踏まえると、今後 10 年後から 40 年後にかけて、多くの下水道が更新時期を迎えます。

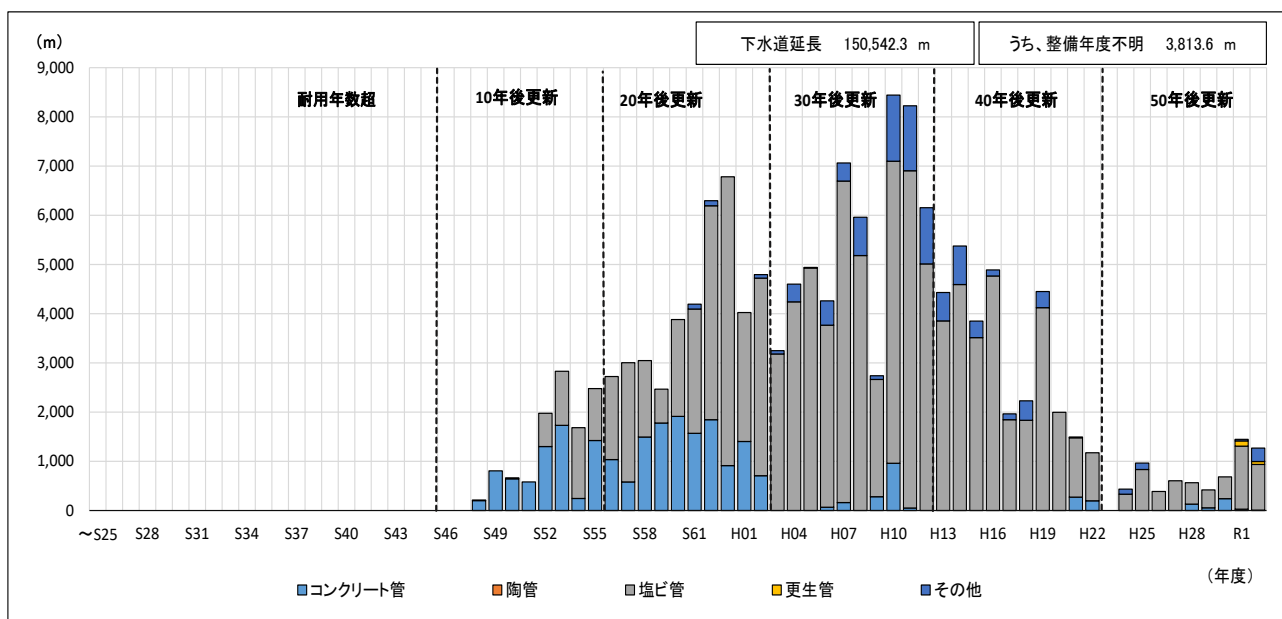


図 2-19 下水道の年度別整備状況

(3) 過去に行った対策の実績

過去5年で実施した対策は、下表に示すとおりです。

表 2-5 工事履歴【公共施設等】

工事履歴【公共施設】

施設分類	年度	件名				
住民文化系施設	H30	市民文化ホール天井耐震補強工事 修善寺総合会館大ホール吊り天井落下防止対策工事				
	R1	生きいきプラザ防災監視盤交換工事				
社会教育系施設	H30	修善寺図書館・生きいきプラザ省エネルギー照明導入工事				
	R1	伊豆市立天城中学校土地災害復旧土砂整地工事 伊豆市立天城中学校土地災害復旧工事				
スポーツ・レクリエーション系施設	H30	天城会館劇場ホール吊り天井落下防止対策工事 (仮称)道の駅地域振興施設造成工事 (仮称)道の駅来訪者兼従業員用駐車場整備工事 昭和の森会館外トイレ新築工事 独鈷の湯公園整備工事 (仮称)道の駅広場・公園等整備工事 (仮称)道の駅地域振興施設建築工事				
		R1	観光案内標識改修工事 中伊豆室内温水プール天井部材落下防止工事 天城ドーム膜屋根分割部フラップ膜改修工事 浄蓮の滝園地展望施設整備工事			
			R2	湯の国会館ボイラー交換工事 中伊豆社会体育館競技場照明改修工事		
			産業系施設	R1	修善寺農村環境改善センター法面復旧工事 旧天城農村改善センター・旧天城温泉プール解体工事	
		学校教育系施設		H30	修善寺小学校放課後児童クラブ新築工事	
			R1	伊豆市立天城中学校武道場天井撤去改修工事 伊豆市立中伊豆中学校武道場天井撤去改修工事 伊豆市立修善寺中学校武道場天井撤去改修工事 伊豆市立天城中学校他1校エアコン整備工事 伊豆市立中伊豆中学校他1校エアコン整備工事 伊豆市立修善寺小学校他2校エアコン整備工事 伊豆市立修善寺中学校他1校エアコン整備工事		
	R2			伊豆市立天城中学校土地災害復旧土砂整地工事 伊豆市立天城中学校土地災害復旧工事		
				子育て支援施設	H30	熊坂こども園改修工事 伊豆市立新こども園進入道路建設工事 (仮称)伊豆市新こども園建設工事
	R1					新こども園水道管布設工事 伊豆市立新こども園進入道路舗装工事 旧橘保育園解体工事 新こども園屋外遊具設置工事
						R2

施設分類	年度	件名
保健・福祉系施設	R2	中伊豆保健福祉センターPAS・高圧ケーブル・VCB更新工事
		中伊豆保健福祉センター1階デイサービスシステムエアコン更新工事
行政系施設	H30	伊豆市役所中伊豆支所構内電話交換機切替工事
		同報無線屋外子局(桐山・与市坂)更新工事
		中伊豆支所屋上防水改修工事
		湯ヶ島地区防火水槽設置工事
	R1	伊豆市役所土肥支所自動火災報知設備改修工事
		同報無線屋外子局(嵯峨自治会局)移設工事
		同報無線屋外子局(出口第二、西平)更新工事
		旧天城湯ヶ島支所機材倉庫解体工事
		同報無線操作卓(本庁→天城湯ヶ島支所)接続工事
	土肥支所庁舎改修工事	
	R2	旧天城湯ヶ島支所倉庫裏法面災害復旧工事
		伊豆市本庁舎空調・換気設備改修工事
伊豆市デジタル同報系防災行政無線整備工事		
公営住宅	H30	台風24号による市営新青羽根団地災害復旧工事
		市営住宅中里団地外壁屋根改修工事
	R1	市営立野団地外壁改修工事
		市営冷川団地外壁改修工事
		市営愛宕団地外壁改修工事
	R2	市営宿第2団地防水塗装工事
		市営立野団地改修工事
供給処理施設	H30	伊豆市汚泥再生処理センター設備修繕工事
		伊豆市清掃センター焼却施設補修工事
	R1	伊豆市汚泥再生処理センター脱臭設備修繕工事
		伊豆市汚泥再生処理センター設備修繕工事
	R2	伊豆市清掃センター焼却施設補修工事
		伊豆市清掃センター焼却施設減温塔補修工事
その他	H30	伊豆聖苑B系列誘引排風機修繕工事
		土肥お試し住宅改修工事
		旧狩野幼稚園改修工事
	R1	伊豆聖苑火葬炉設備修繕工事
	R2	伊豆聖苑火葬炉設備修繕工事

工事履歴【インフラ資産】

施設分類	年度	件名
道路	H30	市道猫越線舗装補修工事
		市道日向小川山田線改良工事
		市道中野線舗装工事
		市道小ノ田中丸線防護柵設置工事
		市道北野原須崎線橋梁(224)修繕工事
		市道出口平石線舗装工事
		市道さくら大通線改良工事
		市道越路橋線改良工事
		市道大平柿木線舗装工事
		市道大平柿木線橋梁(211)修繕工事
		桂谷トンネル修繕工事
		市道大平柿木線改良工事
		市道姥金深沢日陰線改良2工事
		市道駅前柏久保線改良工事
		市道大野中ノ沢線改良工事(2工区)
		市道大野中ノ沢線改良工事(3工区)
		市道姥金深沢日陰線改良3工事
		市道姥金深沢日陰線改良工事
		市道越路嵐山線(御幸橋)下部工(左岸)工事
	R1	市道池ノ洞4号線道路災害復旧工事
		市道日向小川山田線改良工事
		市道中野線舗装工事
		市道間之沢柵ヶ平線道路災害復旧工事
		市道出口平石線舗装工事
		市道峯廣畑線道路災害復旧工事
		市道さくら大通線災害復旧応急本工事
		市道高根中浜線配湯管布設替工事
		市道野竹原楊櫓ノ段線(夕山沢橋)災害復旧工事
		市道金山橋線改良工事
		市道米崎2号線無名橋202他1橋修繕工事
		市道佐野杉原線道路災害復旧工事
		市道駅前柏久保線改良工事
		市道棚田下アラク線他2路線道路災害復旧工事
		市道大野中ノ沢線災害復旧工事
市道大幡野線道路災害復旧工事		
市道姥金深沢日陰線舗装工事		
市道本城松城線他1路線道路災害復旧工事		
市道中峯上立間線他2路線道路災害復旧工事		
市道船原吉奈線道路災害復旧工事		
市道矢熊筏場線改良工事		

施設分類	年度	件名
道路	R1	市道大野中ノ沢線舗装2工事
		市道さくら大通線道路災害復旧工事
		市道日向小川山田線他1路線道路災害復旧工事
		市道越路嵐山線(御幸橋)改良工事に伴う護岸工事
		市道矢熊筏場線改良2工事
		市道駅前柏久保線改良2工事
		市道大野中ノ沢線舗装工事
		市道さくら大通線改良工事
		市道鉢久保青坂火燈山線道路災害復旧工事
		市道矢熊筏場線改良工事
		市道大野中ノ沢線改良工事(1工区)
		市道大野中ノ沢線改良工事(2工区)
		市道越路嵐山線(御幸橋)下部工(右岸)工事
		市道月ヶ瀬吉奈線道路災害復旧工事
		大平農道改修工事
		八幡農道改良工事
		R2
	市道土肥船原峠線道路災害復旧工事	
	市道下の沢落越線道路災害復旧工事	
	市道大平柿木本柿木線改良工事	
	市道越路嵐山線(御幸橋)高欄設置工事	
	市道越路嵐山線(御幸橋左岸)改良工事	
	市道泉西湯舟線道路災害復旧工事	
市道さくら大通線改良2工事		
市道さくら大通線改良工事		
農道	R2	大平農道改良工事
		八幡農道改良工事
林道	R1	林道災害復旧事業 林道達磨山線災害復旧工事
		林道災害復旧事業 林道昧ヶ洞線災害復旧工事
	R2	林道穀沢線改良工事
	R2	大野原市有林内作業用道路舗装工事

施設分類	年度	件名
橋りょう	H30	日影橋(城)修繕工事
		大堰橋修繕工事
		小川橋(筏場)他1橋修繕工事
		市道小川遠藤橋線改良工事
	R1	君澤橋修繕工事
		防災・安全交付金事業後田橋(上白岩)修繕工事
		浜橋(小土肥)他3橋修繕工事
		防災・安全交付金事業堀切大橋修繕工事
	R2	道路メンテナンス事業 柳久保橋修繕工事
		道路メンテナンス事業 芳泉橋修繕工事
		道路メンテナンス事業 川向橋修繕工事
		市道金山橋線改良工事
		道路メンテナンス事業 わらべ橋撤去工事
		道路メンテナンス事業 日影橋(修善寺)修繕工事
市道越路嵐山線(御幸橋)改良工事		
道路メンテナンス事業 世古橋修繕工事		
市道越路嵐山線(御幸橋)上部工架設工事		
農業集落排水	H30	矢熊用水路改修工事
		青羽根用排水路改修工事
		長沢排水路改修工事
		農業用施設災害復旧事業 水路工事
	R1	農地・農業用施設災害復旧事業 田(畦畔)・水路工事
		農業用施設災害復旧事業 水路工事
		農地・農業用施設災害復旧事業 田(畦畔)・水路工事
		小下田排水路改修工事
	R2	農業用施設災害復旧事業 水路工事
		佐野用排水路改修工事
		農業用施設災害復旧事業 水路工事
		農業用施設災害復旧事業 水路工事
		農業用施設災害復旧事業 水路工事
		農業用施設災害復旧事業 水路工事
		農地・農業用施設災害復旧事業 田・水路工事
		農業用施設災害復旧事業 水路工事
農業用施設災害復旧事業 水路工事		
農業用施設災害復旧事業 水路工事		
農業用灌漑用水	H30	小下田下村用排水路改修工事
河川	R1	準用河川元村川河川災害復旧工事
	R2	準用河川寸場川河川災害復旧工事

(4) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

①公共施設

ア) 現在要している維持管理・更新等経費

過去5年間に既存の公共施設の更新等に要した実績額は、表2-6に示すとおりです。普通会計における既存更新分の年平均は約4.5億円となっています。

表2-6 公共施設（建物）に係る投資的経費の内訳 (単位：千円)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	直近5か年 平均
既存更新分	424,267	493,790	398,009	634,133	296,070	449,254
新規整備分	18,667	622,258	549,259	738,755	139,061	413,600
用地取得分	56,340	147,672	0	0	1,337	41,070
計	499,274	1,263,720	947,268	1,372,888	436,468	903,924

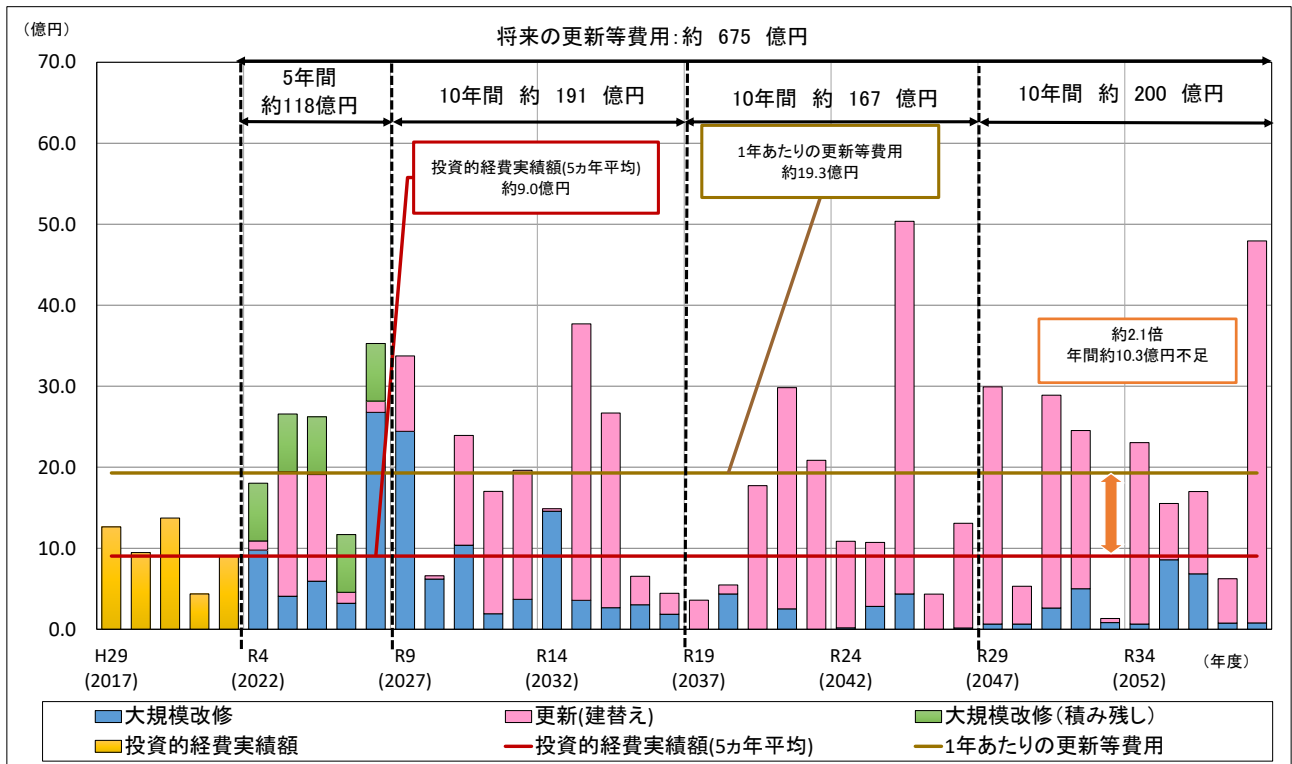
出典：庁内資料

- ※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費
- ※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費
- ※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

イ) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した見込み）

本市が令和2(2020)年度時点で保有している公共施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用は、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

この結果、令和4(2022)年度から令和38(2056)年度までの35年間で約675億円、年平均で約19.3億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の実績）年平均9億円に対し約10.3億円の超過となります。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※**投資的経費実績額**: 公共施設の更新や大規模改修等にかかる経費の平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの 5 ヵ年平均。将来の更新等費用の推計に必要な項目を別途集計したもので、P. 9 の普通会計の投資的経費の値とは整合しません。

また、令和 3 年度の投資的経費は、今年度未公表ですので、グラフ上表示として H29~R2 の平均値を、仮データとして表示します。同様、以後各予測グラフにおいて、R3 を表示します。

※**積み残し**: 建築後 35~50 年を経過している、大規模改修未実施の施設については、今後 10 年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上。

図 2-20 公共施設の将来の更新等費用推計

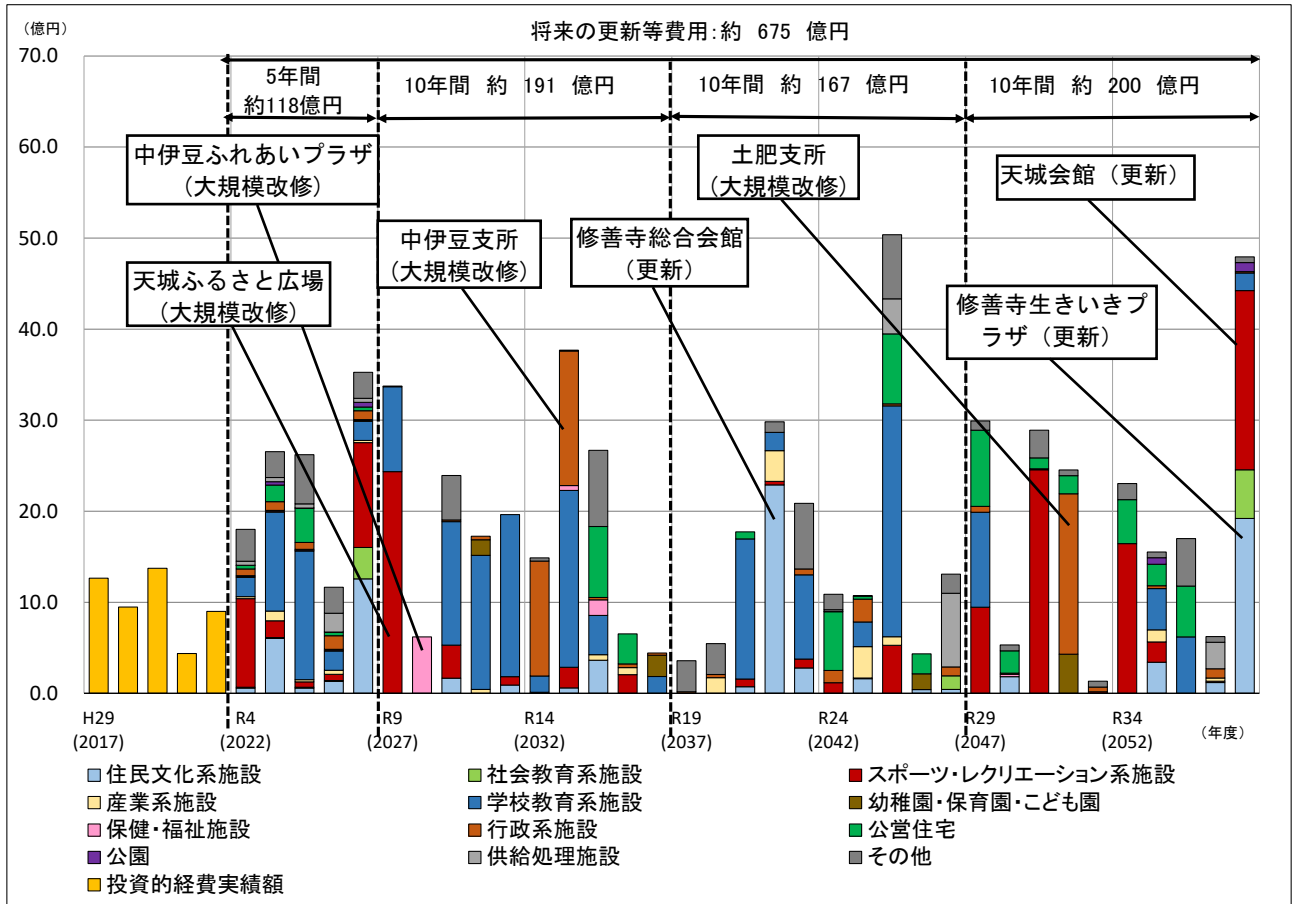


図 2-21 施設類型ごとの将来の更新等費用推計

表 2-7 施設類型ごとの将来の更新等費用の推計

分類	将来の更新等費用(億円)				
	令和4年～令和8年度	令和9年～令和18年度	令和19年～令和28年度	令和29年～令和38年度	令和4年～令和38年度(35年間合計)
住民文化系施設	21	7	29	26	82
社会教育系施設	4	0	1	5	11
スポーツ・レクリエーション系施設	25	33	12	73	143
産業系施設	2	2	9	2	16
学校教育系施設	31	83	55	23	192
幼稚園・保育園・こども園	0	4	2	4	11
保健・福祉施設	0	8	0	0	9
行政系施設	5	29	6	20	61
公営住宅	7	11	17	27	62
公園	1	0	0	2	3
供給処理施設	4	0	12	3	19
その他	16	14	26	15	71
合計	118	192	170	200	675

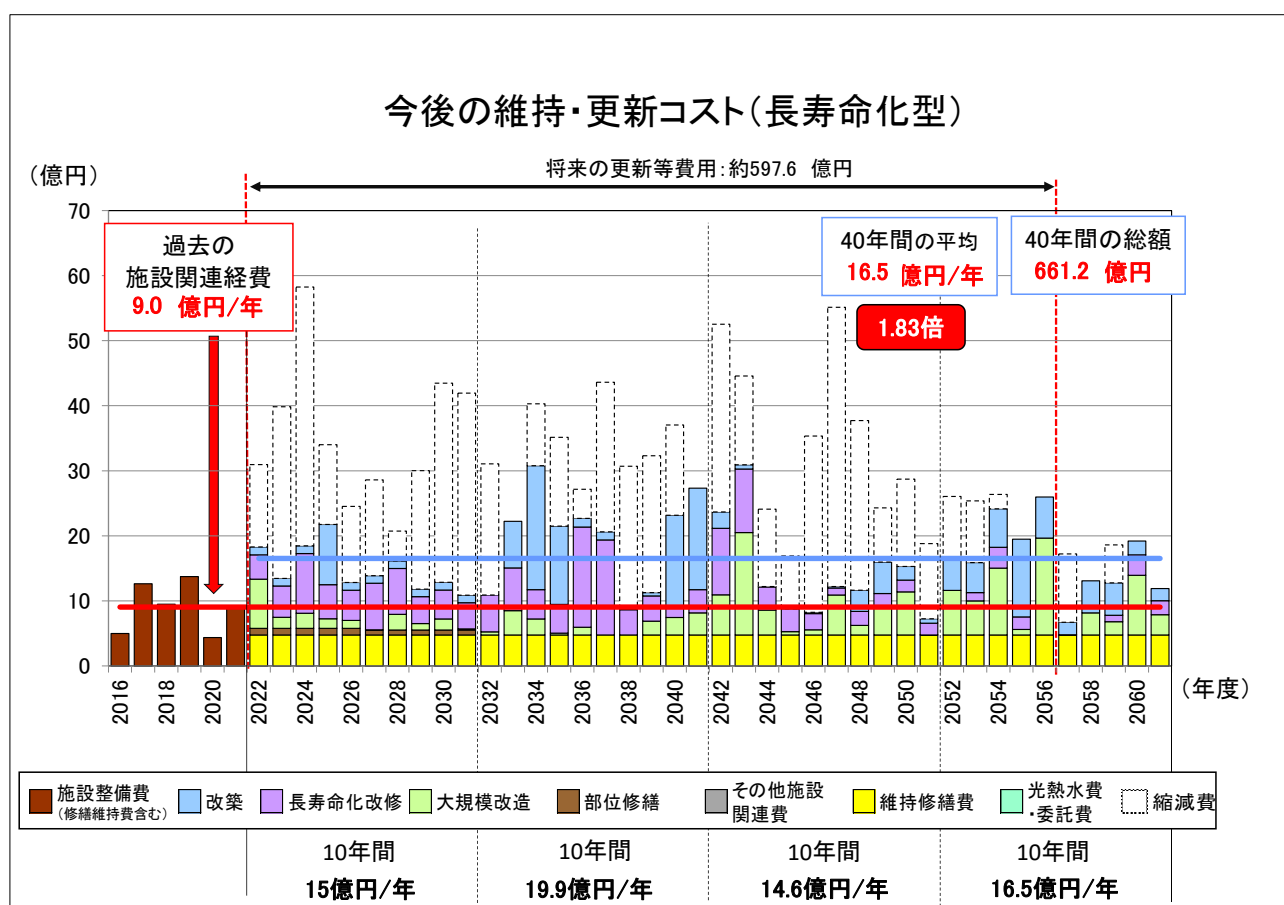
※端数処理の関係で、合計値が合いません

ウ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

公共施設の長寿命化対策を反映した「伊豆市公共施設再配置計画」(令和4(2022)年度)から把握します。

令和4(2022)年度から令和38(2056)年度までの35年間*で約597.6億円、年平均で約17.1億円が必要と試算され、充当可能な財源(過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の実績)年平均9億円に対し約8.1億円の超過となります。

(※伊豆市公共施設再配置計画(令和4年3月)全対象施設の今後40年間の維持・更新等コスト(長寿命化型)より、令和4(2022)年度から令和38(2056)年度までの35年間の再整理結果より)



※参考：伊豆市公共施設長寿命化計画(令和4年3月)

全対象施設の今後40年間の維持・更新等コスト(長寿命化型)参照

図 2-22 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

②インフラ資産

ア) 現在要している維持管理・更新等経費

過去5年間に既存のインフラ資産の維持管理・更新等経費実績額は、表2-8に示すとおりです。普通会計における維持管理・更新等経費の年平均は約5.0億円、事業会計における維持管理・更新等経費の年平均は約4.6億円で、合わせて約9.6億円となっています。

表2-8 インフラ資産に係る投資的経費の内訳 (単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	直近5か年 平均
普通 会計	既存更新分	188,488	243,103	492,471	711,858	346,808	396,546
	新規整備分	0	0	120,000	60,000	261,000	88,200
	用地取得分	17,045	22,167	21,720	13,993	2,598	15,505
	計	205,533	265,270	634,191	785,851	610,406	500,250
事業 会計	既存更新分	274,170	321,744	162,704	299,273	170,116	245,601
	新規整備分	225,646	222,270	142,292	275,282	187,797	210,657
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	計	499,816	544,014	304,996	574,555	357,913	456,259

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

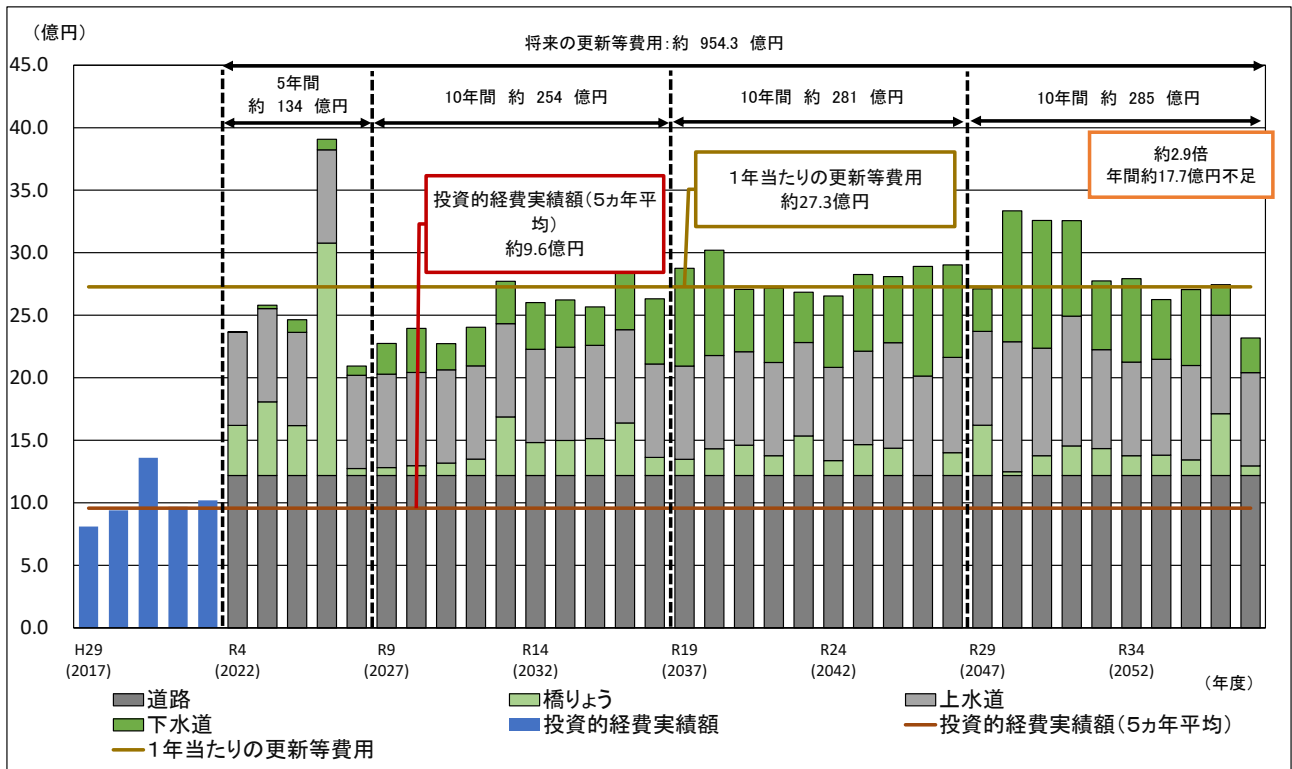
※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

イ) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した見込み）

本市が令和2(2020)年度時点で保有しているインフラ資産について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

この結果、令和4(2022)年度から令和38(2056)年度までの35年間で約954.3億円、年平均で約27.3億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間のインフラ資産にかかる投資的経費の実績）年平均9.6億円に対し約17.7億円の超過となります。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」において、学校、庁舎などの公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道のインフラ資産で市町村の投資が概ね把握できるとされていることから、ここでは、道路、橋りょう、上水道、下水道の費用を計上しています。

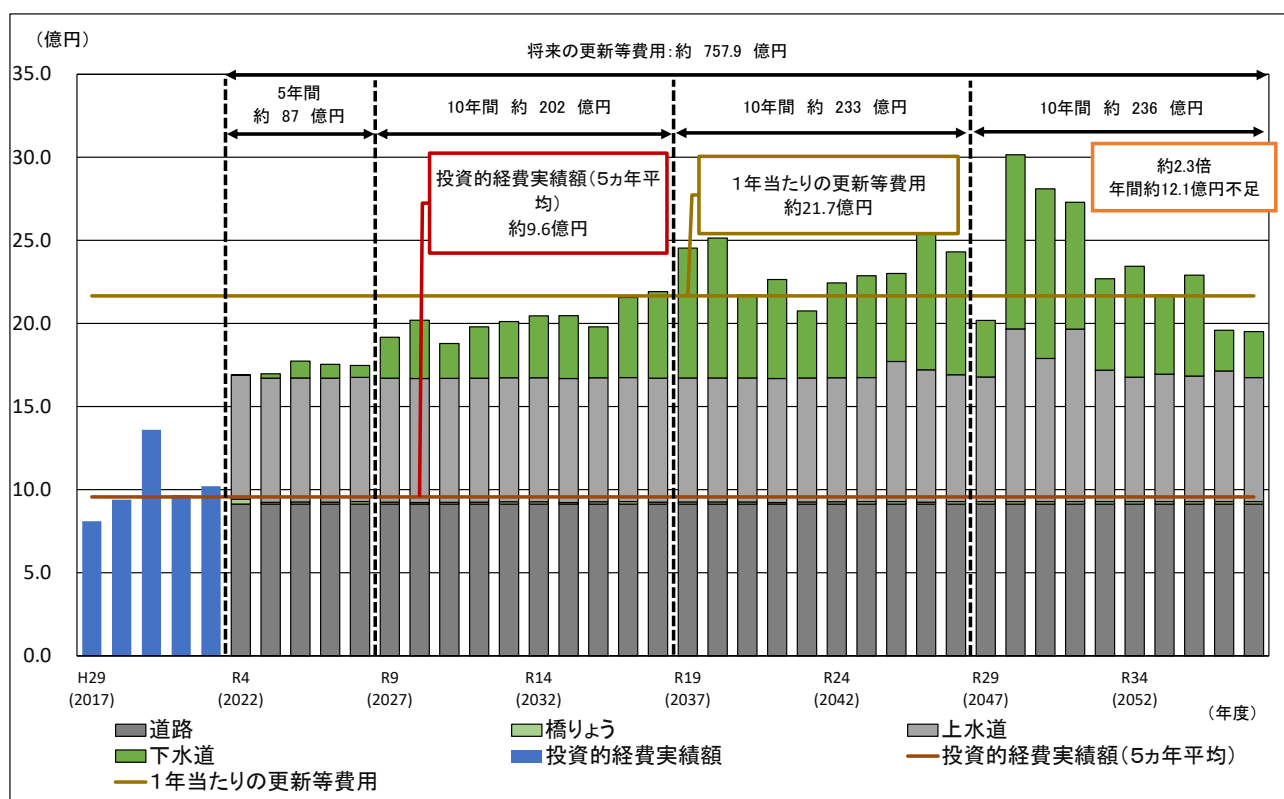
※上下水道施設(浄水場、処理場、ポンプ場等)の費用は含んでいません。

図 2-23 インフラ資産の将来の更新等費用推計

ウ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

本市では、道路、橋りょうについては、個別施設計画を反映した費用見込みを推計します。上水道及び下水道については、個別施設計画は、現時点で策定していませんので、水道及び下水道施設の耐用年数経過時に単純更新した見込み費用を代用します。

道路、橋りょう施設は長寿命化計画を反映し、上水、下水施設は耐用年数経過時に単純更新した更新費用は、令和4(2022)年度から令和38(2056)年度までの35年間で約757.2億円、年平均で約21.7億円が必要となり、充当可能な財源(過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費の実績)年平均9.6億円に対し約12.1億円の超過となります。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

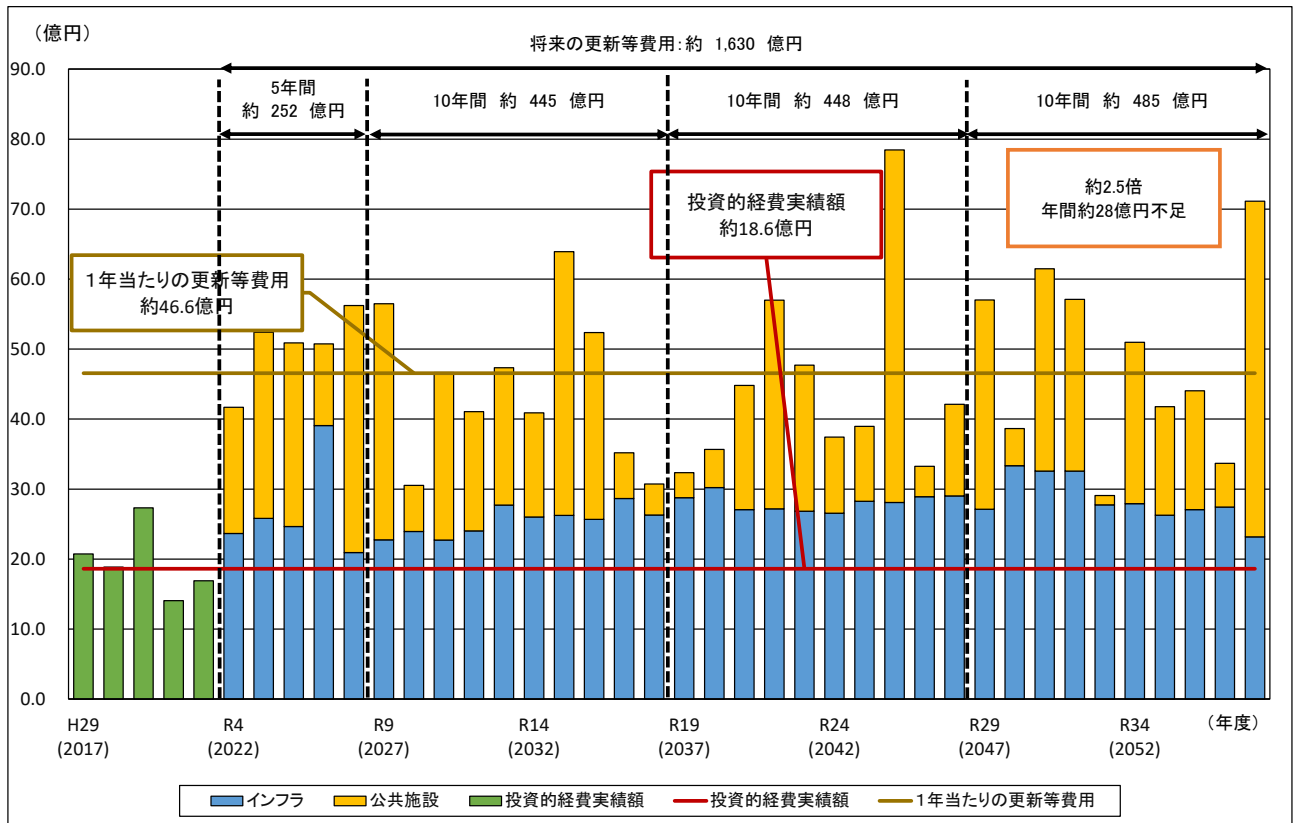
図 2-24 インフラ資産の将来の更新等費用推計

(道路、橋りょう施設は長寿命化計画を反映し、上水、下水施設は耐用年数経過時に単純更新した見込み)

③公共施設・インフラ資産の長寿命化対策等による効果額

ア) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した見込み）

耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和4(2022)年度から令和38(2056)年度までの35年間で約1,630億円、年平均で約46.6億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費の実績）年平均18.6億円に対し約28.0億円の超過となります。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

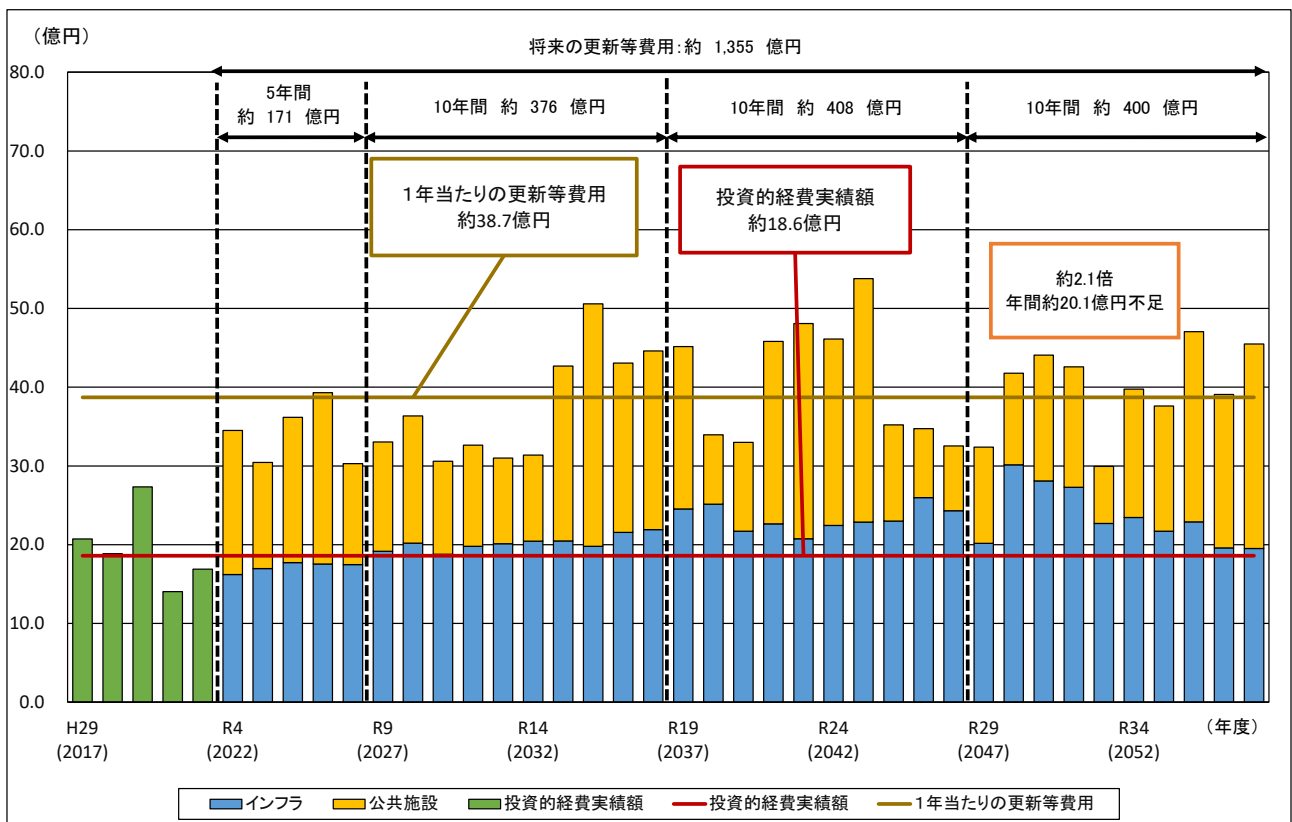
図 2-25 公共施設等の将来の更新等費用推計（施設を耐用年数経過時に単純更新した見込み）

イ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みにおいて、インフラ資産は道路、橋りょう施設は長寿命化計画を反映し、上水、下水施設は耐用年数経過時に単純更新した見込みを公共施設の長寿命化と合計します。

その結果、令和4(2022)年度から令和38(2056)年度までの35年間で約1,355億円、年平均で約38.7億円が必要となり、充当可能な財源年平均18.6億円に対し約20.1億円の超過となります。

「施設を耐用年数経過時に単純更新した見込み」と「長寿命化対策を反映した場合の費用見込み」を比較すると、平成29(2012)年度から令和38(2056)年度までの35年間で単純更新した場合と長寿命化した場合は、約275億円縮減され、年平均で約7.9億円軽減されます。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

図 2-26 長寿命化+インフラ資産の将来の更新等費用推計（長寿命化対策を反映した場合の見込み）

ウ) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る整理

総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせ、本計画の計画期間である平成 29(2017)年度から令和 38(2056)年度までにおける 10 年間及び 35 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、下記のとおり、今後 10 年間で約 138.9 億円の削減効果、35 年間で約 274 億円*の削減効果があると試算されます。

※端数処理関係から、前頁(34P)の単純更新に対し長寿命化対策した削減効果は、約 275 億円となっています。

【 2022 年度から10年間】 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(10年間) ~2031年

		今後 10年間の 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み				(百万円)			
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	5,650	7,400	1,986	15,036	基金や地方債等を活用	21,869	-6,833	904
	インフラ施設(b)			9,268	9,268		16,327	-7,058	500
	計(a+b)	5,650	7,400	11,254	24,304		38,196	-13,892	1,404
公営事業会計	建築物(c)				0	地方債等を活用	0	0	
	インフラ施設(d)			9,195	9,195		9,195	0	456
	計(c+d)	0	0	9,195	9,195		9,195	0	456
建築物合計(a+c)		5,650	7,400	1,986	15,036		21,869	-6,833	904
インフラ施設(b+d)		0	0	18,463	18,463		25,522	-7,058	957
合計(a+b+c+d)		5,650	7,400	20,449	33,499		47,391	-13,892	1,860

【 2022 年度から 2056 年度】 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(35年) 今後 35 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

		今後 35 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み				(百万円)		
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	17,510	28,338	13,910	59,758	67,547	-7,789	904
	インフラ施設(b)			32,440	32,440	52,076	-19,635	500
	計(a+b)	17,510	28,338	46,350	92,198	119,623	-27,424	1,404
公営事業会計	建築物(c)				0		0	
	インフラ施設(d)			43,355	43,355	43,355	0	456
	計(c+d)	0	0	43,355	43,355	43,355	0	456
建築物合計(a+c)		17,510	28,338	13,910	59,758	67,547	-7,789	904
インフラ施設(b+d)		0	0	75,795	75,795	95,431	-19,635	957
合計(a+b+c+d)		17,510	28,338	89,705	135,553	162,978	-27,424	1,860

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

2.5. 課題整理

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しなどを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

(1) 需要の変化への対応

本市の総人口は、一貫して減少が続いています。今後も減少が続き令和2(2020)年では約2.8万人から、令和27(2045)年には約2.1万人まで減少する見込みです。そして、少子高齢化が更に進行し、令和27(2045)年には高齢化率が4割を超える見込みです。

また、全ての地区(旧4町)で人口減少と高齢化が進行しています。特に、土肥地区は、他の地区に比べて高齢化が顕著です。

そのため、人口構造の変化などによる需要の変化や地域特性などに対応した施設の規模や配置などの適正化を図る必要があります。

さらに、改修・更新の実施に合わせて、ユニバーサルデザインのまちづくりの考えを取り入れ、高齢者、障がい者などの利用需要に対する施設性能の向上を図る必要があります。

(2) 厳しい財政状況への対応

歳入の面では、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収や、合併算定替えの特例措置の段階的廃止などにより、歳入が減少し、厳しい財政運営となることが想定されます。

歳出の面では、義務的経費のうち扶助費が増加傾向にあり、今後、高齢化社会の進行に伴い、扶助費が更に増加していくことが予想されます。そのような状況のなかで、今後の公共施設等の整備に充当できる財源は、現状の水準で維持することは困難となることが想定されます。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

本市は多くの公共施設等(公共施設:196施設、インフラ資産:道路、橋りょう、上下水道など)を保有しており、それらの老朽化が進行しています。今後、施設の更新や改修が必要となる時期を順次迎えます。そして、施設の更新や改修には多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定されます。

そのため、公共施設やインフラ資産の個別施設計画に基づく長寿命化対策を確実に実行し、施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。また、環境負荷の低減や効率性と経済性に配慮した最適な施設の整備や維持管理が必要となります。

(4) 合併による施設の重複等への対応

総務省の総務省「公共施設状況調(令和元年度(2019年度))」によると、本市の公共施設の1人当たり延床面積は約6.6㎡/人であり、全国(約2.6㎡/人)、静岡県内伊豆半島・東部市部(約3.52㎡/人)を上回っている状況です。

また、本市は平成16(2004)年4月に修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町の4町の合併により誕生した市です。合併前に各自治体がそれぞれに施設整備を進めてきたこともあり、公共施設の重複、余剰や地域偏在などの課題が生じていました。

これまでも公共施設の統廃合などの取組を進めてきましたが、今後も施設の特性、利用圏域、地域バランス等を考慮しながら、課題の解消に取り組む必要があります。

(5) 自然災害への対応

近年、全国各地において豪雨や大規模地震等による自然災害が多発しています。公共施設等は、市民の生命や財産を守るために、災害時に避難所や防災・復旧活動拠点等として機能する必要があります。

そのため、施設の耐震化、津波や土砂災害等の自然災害リスクを考慮した配置などの防災・減災対策について、引き続き取り組む必要があります。

(6) SDGs^{*}を踏まえた環境対策、脱炭素の取組みへの対応

SDGsを踏まえた環境対策、脱炭素の取組みなどの、社会・経済情勢の変化や国の動向の変化などへの対応のため、今後の施設改修に対する事業や施設の維持・管理において、国・県の補助制度の活用など財源の確保を検討していくことが必要になります。

※SDGs : 「Sustainable Development Goals」の略称、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」など17ゴールを設定。我国においても政府は「SDGs 推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整え、2016年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 公共施設等マネジメントの基本方針

公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向けて、公共施設等マネジメントの基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1：施設の規模や配置の適正化

将来のまちづくりを見据え、地域特性、住民ニーズ、財政事情、自然災害リスクなどを勘案し、施設の規模や配置の適正化を推進します。

- ◆ 人口構造の変化などによる需要の変化や地域の実情に合わせ多目的かつ多機能な利用を進め、地域の賑わいや市民の活発な活動拠点となる「機能的で魅力ある施設の形成」を念頭に、施設の規模や配置の適正化を推進します。
- ◆ 公共施設の重複、余剰や地域偏在などへの対応として、施設の特性、利用圏域、地域バランス等を考慮し、施設の規模や配置の適正化を推進します。
- ◆ 本市の“財産”である豊かな自然や歴史・文化などを活かしながら、まちの魅力や活力を市民との協働により創造し、『自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた「伊豆半島の新基軸」・伊豆市』に資するための、施設の規模や配置の適正化を推進します。
- ◆ 豪雨や大地震、津波等による自然災害リスクを考慮した避難所や防災・復旧活動拠点等とするため、施設の耐震化、防災・減災対策に対応した施設配置の適正化について引き続き推進します。

基本方針2：コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を推進します。

- ◆ 今後の公共施設等の整備に充当できる財源維持が困難となるなど、厳しい財政状況を見据え、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減、施設総量の縮減・規模の適正化によるコストの縮減を推進するとともに、財源の確保を図ります。
- ◆ 民間活力の効果的な活用、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化、公共施設の借地利用の解消などにより、効果的な財源活用と新たな財源確保を図ります。

基本方針3：計画的な施設の保全

予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減を推進します。

- ◆ 建築後 30 年以上経過している公共施設については、今後の施設のあり方を検討し、計画的な修繕等を進め、更新等の時期を分散化し、更新等費用の平準化と施設の長期利用を図ります。
- ◆ インフラ資産については、ストックマネジメントの考え方にに基づき、各施設の長寿命化計画を策定または更新し、計画的な保全を図ります。

基本方針 4：SDGs、脱炭素化の推進

社会・経済情勢の変化や国の動向の変化などへの対応のため、今後の施設改修に対する事業や施設の維持・管理においては、SDGs目標（2030年）、脱炭素化の目標（2050年、中間目標年：2030年）について施設の維持管理、更新時における対応が求められています。

- ◆ 公共施設の管理において、SDGsの国際標準目標に向け維持管理や施設の更新において、SDGsの目標※に照らし、供給処理施設を除く全施設においては（SDGs目標3、11）、供給処理施設においては（SDGs目標11、12）の概念を目標に、今後の維持管理を推進することが重要となります。
- ◆ 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを、国全体で取り組む中、今後の施設の維持管理、施設の更新において、CO₂削減に寄与する部材、工法や管理運営方法が求められます。

※SDGs：「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されています。上記方針にあげた、SDGs目標「3」、「11」、「12」は以下の通りです。

目標3. 「すべての人に健康と福祉を」：関係する内容には、「すべての人が健康で、安心して満身に暮らすためには、病気を未然に予防したり、適切な治療を受けたりすることが必要」と示されています。

目標11. 「住み続けられるまちづくりを」：関係する内容には、「子どもや女性、障害者、高齢者など配慮が必要な人々にとって、安全で価格が安く、かつ環境に配慮した公共スペースをつくること、大気汚染を防ぎ廃棄物を管理して都市の環境を改善することが必要」と示されています。

目標12. 「つくる責任、つかう責任」：関係する内容には、「化学物質や廃棄物を大気・水・土壌に流れ出すことを食い止めること、3R（ゴミを減らし、再利用し、資源化すること）を促進することが必要」と示されています。

3.2. 公共施設等の保有量の目標

(1) 公共施設

本計画では、平成 29 年度（2017）年度から令和 38（2056）年度までの計画期間 40 年全体における削減目標を以下に整理します。

施設総量の縮減目標は、「①削減すべき更新等費用の算出」と「②将来人口に見合った公共施設規模の算出」および、「③合併実績がある自治体の削減目標の事例」の方法で検討します。

①削減すべき更新等費用の算出

今後も過去 5 年間と同様の投資的経費をした場合を想定します。

$$\frac{\text{年平均不足費用}}{\text{(1年当たりの将来の更新等費用)} \times 100} \div \text{削減費用割合}$$

$$(20.7 \text{ 億円} - 9.0 \text{ 億円}) \div \text{約 } 20.7 \text{ 億円} \times 100 \div 56.5\%$$

投資的経費設定額：5 ヶ年平均値（A+B+C）=9.0 億円

表 3-1 普通会計(投資的経費の状況)

単位:千円

年度	既存更新分(A)	新規整備分(B)	用地取得分(C)	合計
平成23年度(2011)	300,760	305,626	80,607	686,993
平成24年度(2012)	452,834	230,425	69,882	753,141
平成25年度(2013)	737,878	354,166	1,000	1,093,044
平成26年度(2014)	238,587	832,659	0	1,071,246
平成27年度(2015)	239,772	672,664	0	912,436
5カ年間の平均値	393,966	479,108	30,298	903,372

出典：伊豆市公共施設等管理計画（平成 29 年 3 月）

<参考資料>

今後も現在の公共施設を保有し続ける場合、今後 40 年間の更新等費用の推計額は約 829 億円であり、年平均に換算すると約 20.7 億円/年が必要となります。投資的経費実績額の約 9.0 億円以内に収めるためには、今後 40 年間の将来の更新等費用を 56.5%程度削減する必要があります。

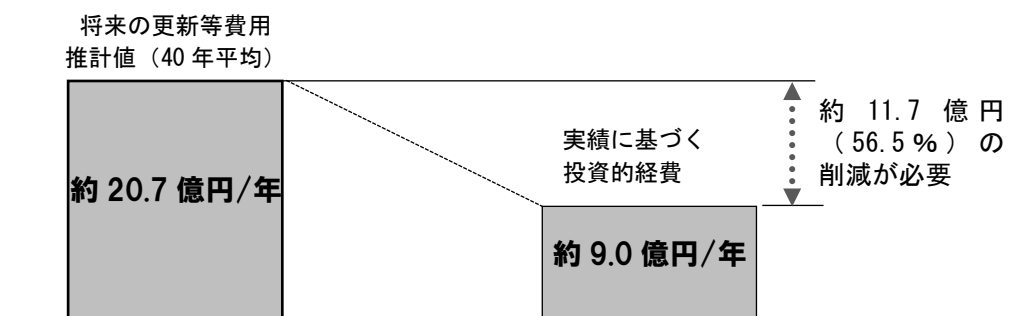


図 3-1 削減目標のイメージ（削減すべき更新等費用）

②将来人口に見合った公共施設規模の算出

現状の市民1人当たりの延床面積は、

$$\begin{aligned} & (\text{現状の総延床面積} : 195,482 \text{ m}^2) \div (\text{平成} 28(2016) \text{年} 4 \text{月} 1 \text{日現在人口} : 32,070 \text{人}) \\ & = 6.10 \text{ m}^2/\text{人} \end{aligned}$$

となります。今後もこの水準を維持すると仮定すると、将来人口は「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では令和 22 (2040) 年度に約 2.3 万人と設定していることから、令和 22 (2040) 年時点での総延床面積は

$$6.10 \text{ m}^2/\text{人} \times 2.3 \text{万人} = 140,317 \text{ m}^2$$

となり、現状の公共施設の総延床面積 195,482 m²に対し、55,165 m²が余剰となります。これは、27%縮減しても市民1人当たりのサービス水準は現状と変わりません。一方、縮減しないでそのまま維持した場合は、市民1人当たりの延べ床面積は 8.51 m²/人となり、公共施設にかかる市民1人当たりの負担が増加することになります。

一方、県内の人口 10 万人未満の市 (約 3.7 m²/人) 水準まで、市民1人当たりの延べ床面積を削減し、市の財政負担の軽減を図る場合を想定した場合は、

令和 22 (2040) 年時点での総延床面積は 3.7 m²/人 × 2.3 万人 = 85,100 m² となり、現状の公共施設の総延床面積 195,482 m²に対し、110,382 m²が余剰となります。これは、現状の公共施設の総延床面積に対し、57%に該当します。

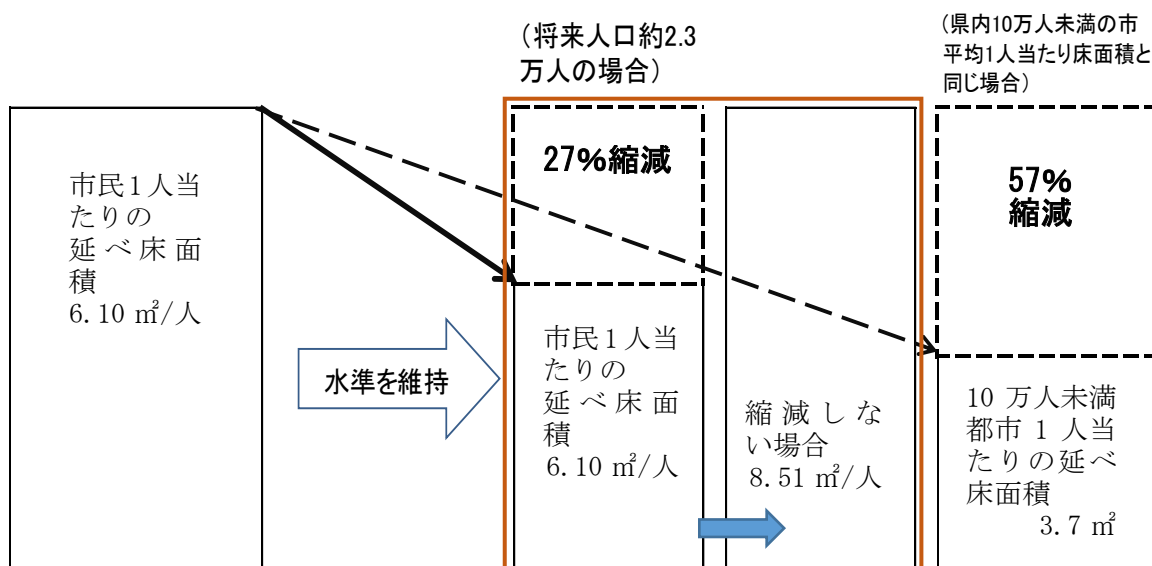


図 3-2 削減目標のイメージ (将来人口に見合った公共施設規模)

③合併実績がある自治体の削減目標の事例

全国の「公共施設等総合管理計画策定都市 (316 市町 : 平成 28 (2016) 年 6 月現在 : ホームページ公開都市)」のうち合併実績のある本市と人口規模が近似している 10 市町を選定し、「市町域当たりの人口 (人口密度)」と「1 人当たりの延床面積」について任意に調査しました。

i) 管内面積でみた人口密度が近似している例

近似 10 市町の中で、本市人口（32,070 人）に類似する市は久慈市や養父市があり、市域面積は浜田市や佐伯市に近似しています。本市（88.11 人/km²）と近似する人口密度を有する都市は、浜田市（84.15 人/km²）や佐伯市（83.79 人/km²）、高島市（72.18 人/km²）、や雲南市（73.84 人/km²）、です。

ii) 1 人当たりの延床面積が近似している例

類似 10 市町と本市の 1 人当たりの延床面積を比較すると、本市は 10 市町平均より低い値を示しています。

本市（6.10 m²/人）に近似する「1 人当たりの延床面積」を有する都市は、久慈市（6.33 m²/人）、高島市（7.28 m²/人）、浜田市（6.90 m²/人）です。

iii) 本市に近似する合併市町の削減目標について

上記 i)、ii) で整理した、浜田市や高島市、雲南市、佐伯市、久慈市の削減目標は、それぞれ

・浜田市	計画期間	40 年	削減目標	50%
・高島市	〃	30 年	〃	50%
・雲南市	〃	40 年	〃	45%
・佐伯市	〃	42 年	〃	44%
・久慈市	〃	30 年	〃	40%

であり、これら、合併市の目標設定は削減目標の 40～50%の傾向がみられます。

<保有量の削減目標の設定>

以上の検討から、財政面や将来人口に見合った公共施設規模における延床面積の削減率は、「①削除すべき更新等費用の算出」、「②将来人口に見合った公共施設規模の算出」の結果、57%となります。

一方で、合併実績のある自治体は、居住区域が広範囲にわたっているため、同種の施設であっても地域ごとに必要な施設を保有していかなければなりません。そのため、一概に公共施設の削減を「削減すべき更新等費用」や「将来人口に見合った公共施設規模」にすることは、本市の実情からすると現実的ではありません。

存続する必要がある施設については、更新時に適正な規模での建替え（小規模化）や建築構造の変更等によりコストの最適化を図る事で財政負担を軽減しながら施設を維持していく必要があります。

このようなことから、本市の地域特性を考慮すると「③合併実績がある自治体の削減目標の事例」から延床面積の削減率は 40%と考えます。

そこで、本市では、持続可能な公共サービスの実現に向けて、公共施設の保有量（延床面積）を計画期間内の 40 年間に 40～57%の範囲内で削減することを目標とします。

（コストの最適化については、図 3-3 参照）

公共施設の保有量の目標：
延床面積を今後 40 年間（令和 38 年度まで）で 40%から 57%削減

なお、削減目標は、今後の社会情勢の変化、財政状況、人口動向等に応じて適宜見直しを行っていきます。

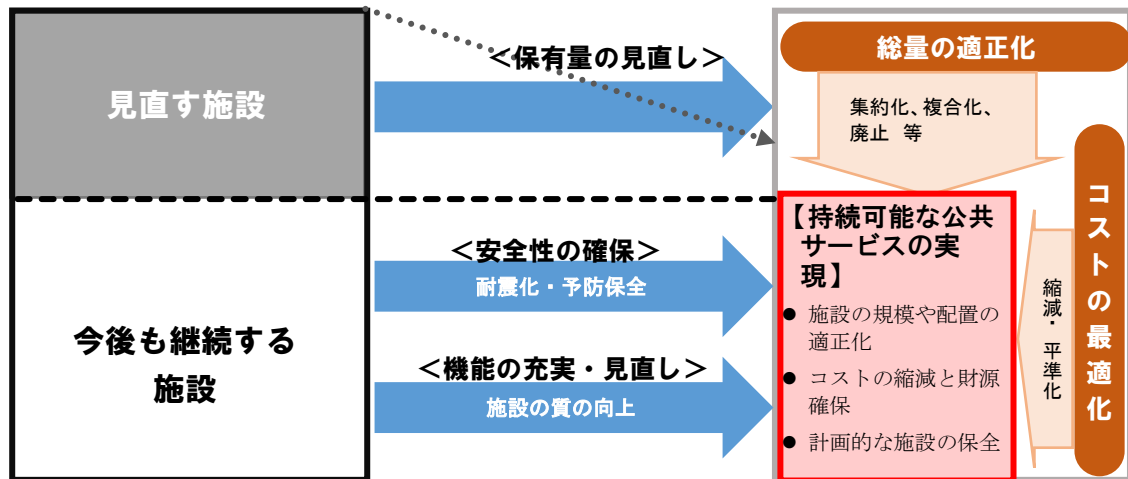


図 3-3 施設の目指すべき姿のイメージ

<参考：コストの最適化>

40%を削減するためには、コストの最適化（コストの縮減や平準化など）を実施し、以下の長寿命化や民間の活用等も推進します。

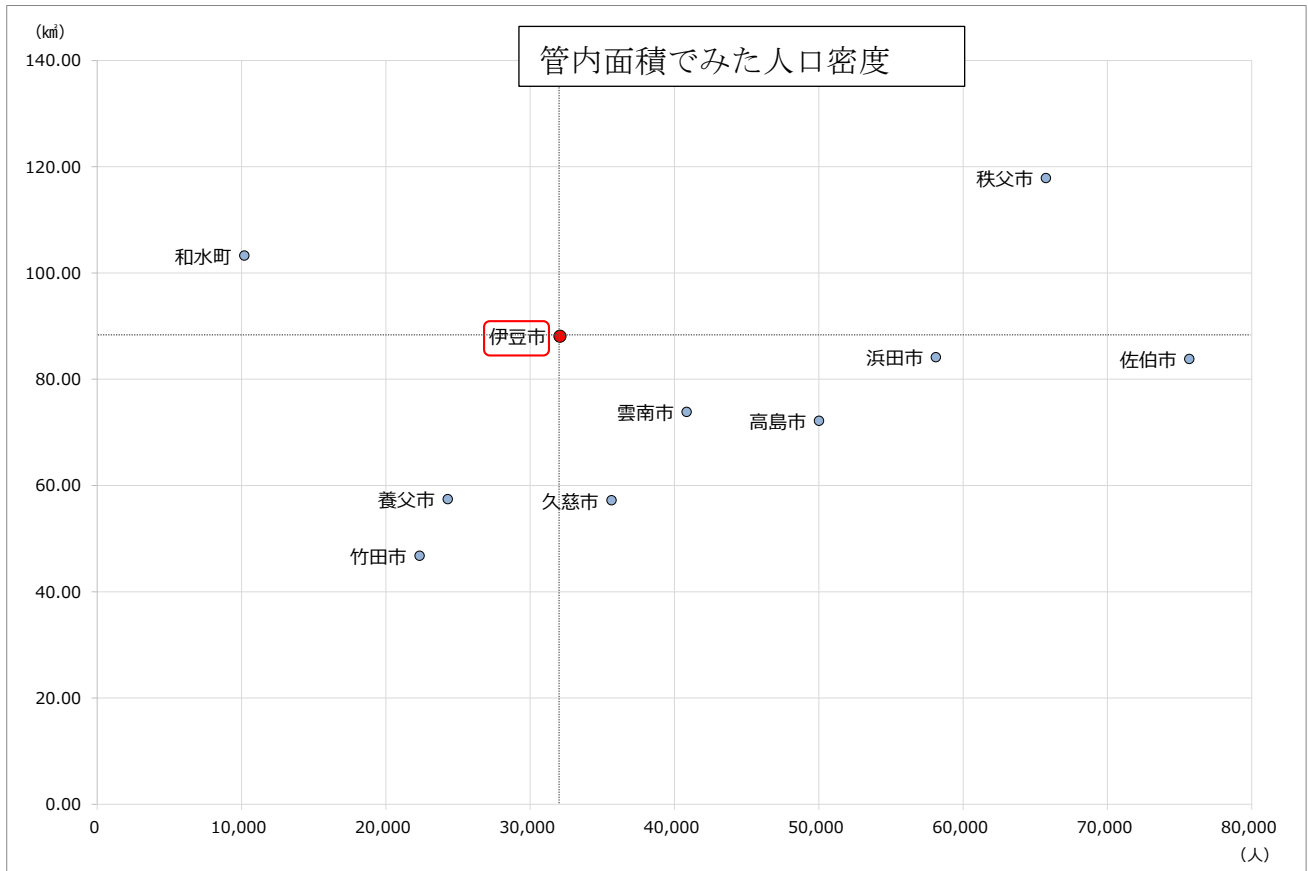
（施設の目指すべき姿のイメージ 参照）

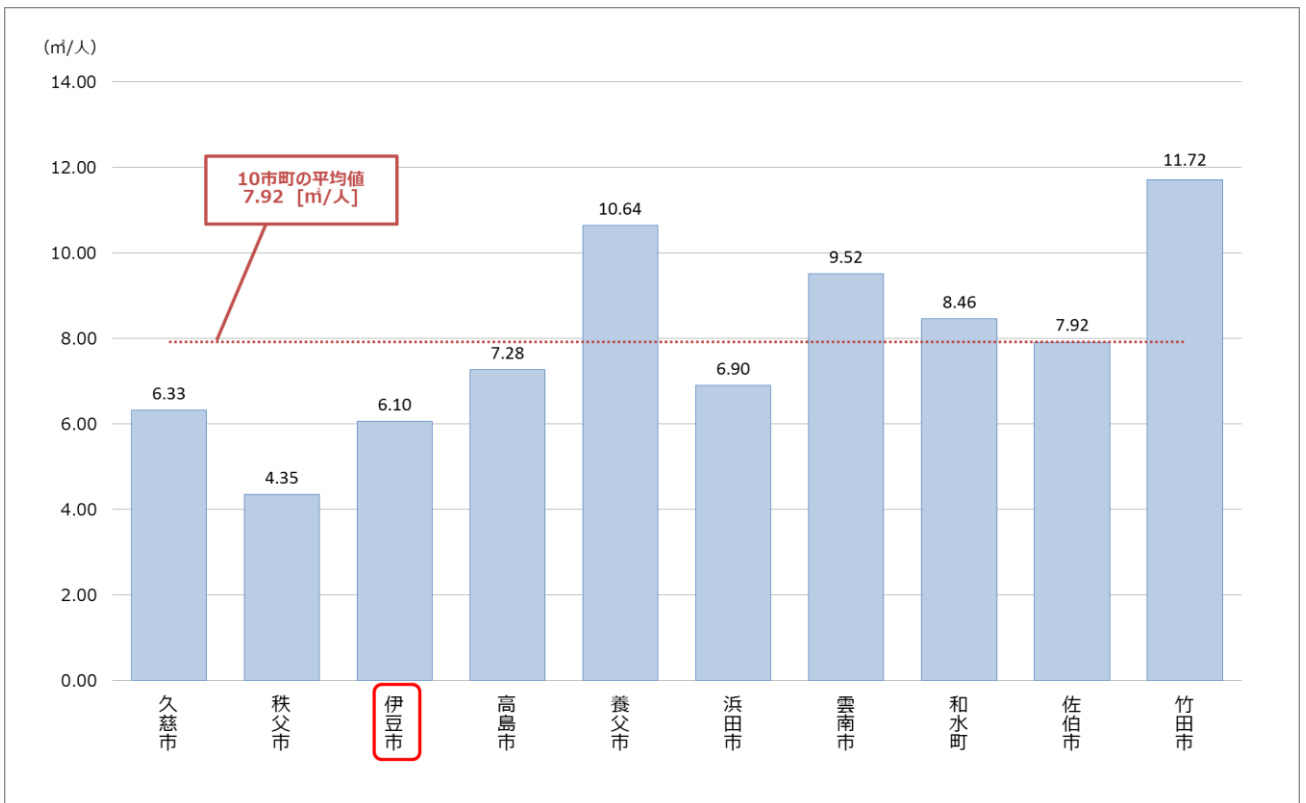
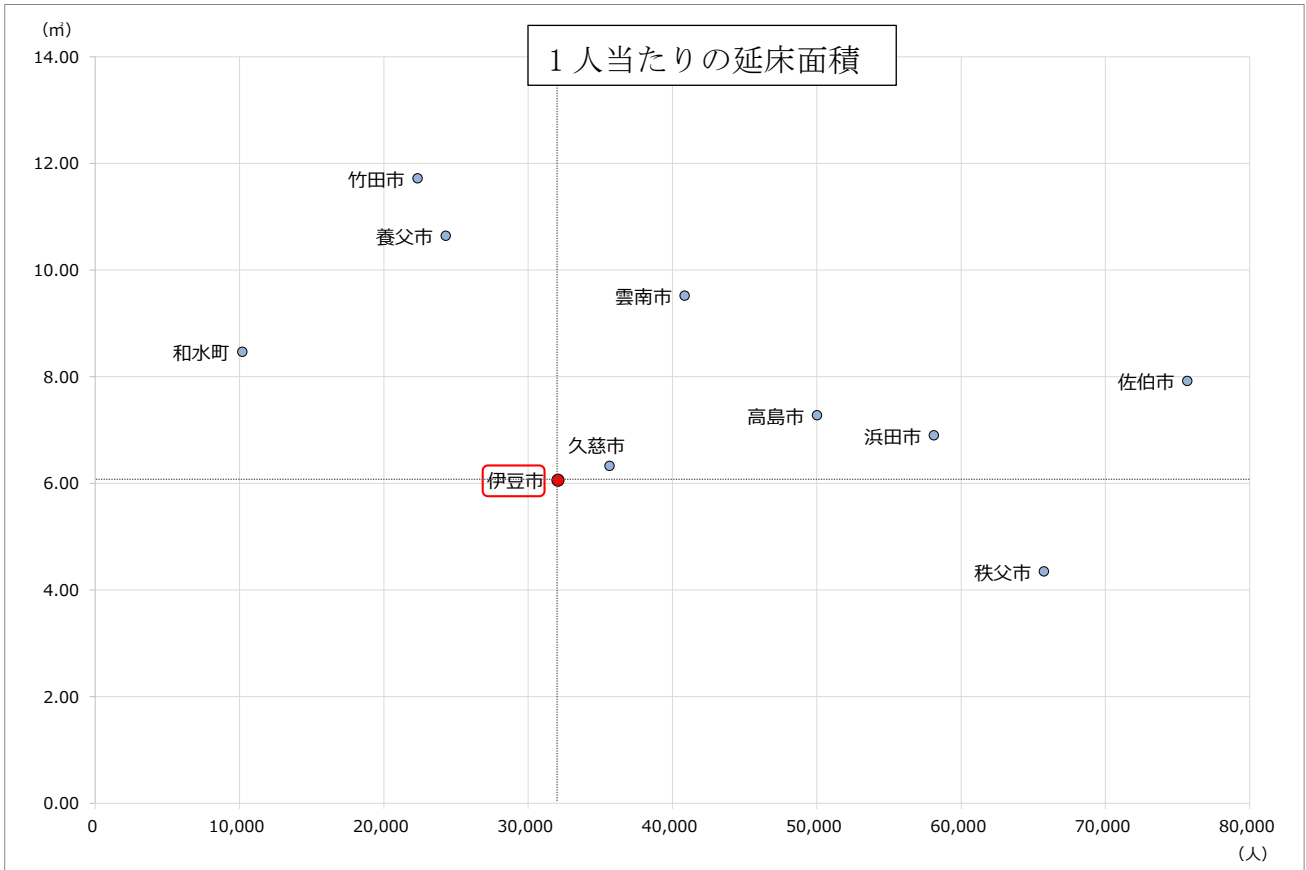
- 大規模改修工事や建替工事に係る仕様や内容の見直しによるコスト削減
- LCC 削減効果の見込みのある施設を対象に長寿命化し、耐用年数を延長することで更新等費用を削減
- 跡地等の未利用地の売却
- 指定管理者制度の導入拡大
- PPP・PFI 等の活用
- 受益者負担の見直し

（２）インフラ資産

インフラ資産は、市民の生活を支える重要なライフラインで、社会基盤となる施設であるため、基本的に総量の縮減ではなく、既存施設の保全に重点を置き、予防保全型の維持管理に努め、安全確保と修繕等費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

<参考>削減目標を概ね40%で設定している、合併市町の状況について





3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

【公共施設】

- 適正な点検・診断を施すことにより、損傷や故障の発生に伴い改修等を行う「事後保全」から、施設性能の低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、計画的な保全を目指します。また、施設の詳細な劣化状況を把握するために、計画的に劣化調査を実施します。
- 施設管理者等が自ら行う「日常点検」と、建築基準法や各種法令等により義務付けられている「法定点検」を計画的に実施し、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。

【インフラ資産】

- 計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- 点検・診断の結果、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）を構築し、継続的に取り組んでいきます。

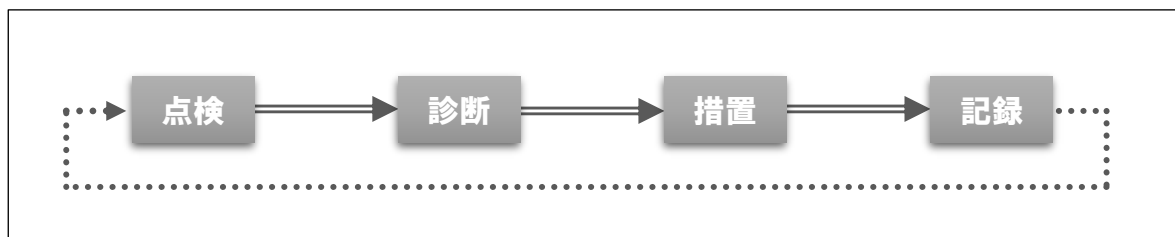


図 3-4 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【公共施設】

- 従来の公共施設等に不具合が生じてから必要となる修繕等を行う「事後保全型の維持管理」の考え方から、公共施設等の長寿命化を図るとともに将来の更新費用等の抑制を図る観点から、計画的な点検、診断及び修繕を行う「予防保全型の維持管理」への転換を推進します。また、各施設の維持管理・修繕等の履歴を集積・蓄積することにより、今後の計画的な管理等に活用します。
- 省エネルギー対策等による光熱水費の削減、委託内容の見直しや民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、経常的な経費の削減に努めます。
- 各施設における部位・部材等の改修等の周期や点検・診断の結果を踏まえ、適切な時期に修繕や改修等を実施することにより施設性能の維持を図ります。
- 施設の更新等にあたっては、周辺施設や類似施設の状況、施設の劣化状況、住民需要、施設評価などを総合的に勘案し、必要性や優先度を十分に検討した上で、計画的に行います。個別施設計画に従い、維持管理・修繕・更新を計画に従い実施します。

- 施設の更新等を行う場合は、施設の本来の設置目的、住民ニーズ、財政状況などを総合的に勘案し、適正な規模や配置を目指します。

【インフラ資産】

- 費用対効果や経済波及効果を考慮するとともに、リスクベースメンテナンス*の考え方を基に整備の優先順位を定めるなど、効果的・計画的に新設及び更新、維持保全を実施し、長寿命化計画策定済みの場合は計画的に実施します。
- 施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

※リスクベースメンテナンス：リスクを基準に検査及びメンテナンス（検査、補修、改造、更新など）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法。

（３）安全確保の実施方針

【公共施設】

- 点検・診断等により、危険性が認められた施設については、早期に改修、更新、解体等の対策を講じます。
- 供用廃止となっている施設や、今後利用する見込みのない施設については、速やかに立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等の対策を講じます。

【インフラ資産】

- 点検・診断等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。
- 高度の危険性が確認された施設については、速やかに立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、復旧作業や除却等の必要な措置を講じます。

（４）耐震化の実施方針

【公共施設】

- 耐震診断が未実施である施設については、施設の今後のあり方を踏まえたうえで、計画的に耐震診断を実施します。
- 耐震性を満たしていない施設については、施設の耐用年数や老朽度を勘案のうえ、耐震化、廃止、更新などの判断を早期に行い、計画的に耐震改修等を実施します。

【インフラ資産】

- 利用者の安全確保や安定した供給等が行われるよう、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、計画的に耐震化を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

【公共施設】

- 今後も継続的に保有し続ける施設のうち、長寿命化をすることによりライフサイクルコスト（LCC）※の縮減を見込むことができる施設を対象として、計画的に長寿命化を推進し、ライフサイクルコスト（LCC）の抑制・平準化を図ります。
- 各種法令等を踏まえて、構造別に建物の標準使用年数を次のように設定し、予防保全を図る建物については、建物の使用年数を目標使用年数まで長寿命化します（ただし、国の策定指針等により、長寿命化の方針等が示されている公共施設は除きます）。

建築物の構造	標準使用年数	目標使用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	60年	85年
鉄骨造	60年	85年
コンクリートブロック、 木造、その他	60年	60年

- 長期的に安全で快適に使用するため、予防保全的な観点から、部材や設備の耐用年数、劣化状況等を把握して、修繕・改修周期を設定し、建物の修繕や改修を計画的に実施することで、劣化の進行を遅らせ、施設性能低下を長期間に渡り維持します。
- 大規模改修等を実施する際には、経年劣化した建物の原状回復だけでなく、時代のニーズに合わせ、建物の性能・機能も向上させます。

【インフラ資産】

- 長寿命化計画策定済みの施設については、本計画と整合を図ります。
- 未計画施設は日常の点検などから維持管理方針を設定し、ライフサイクルコスト※の抑制・平準化を図ります。

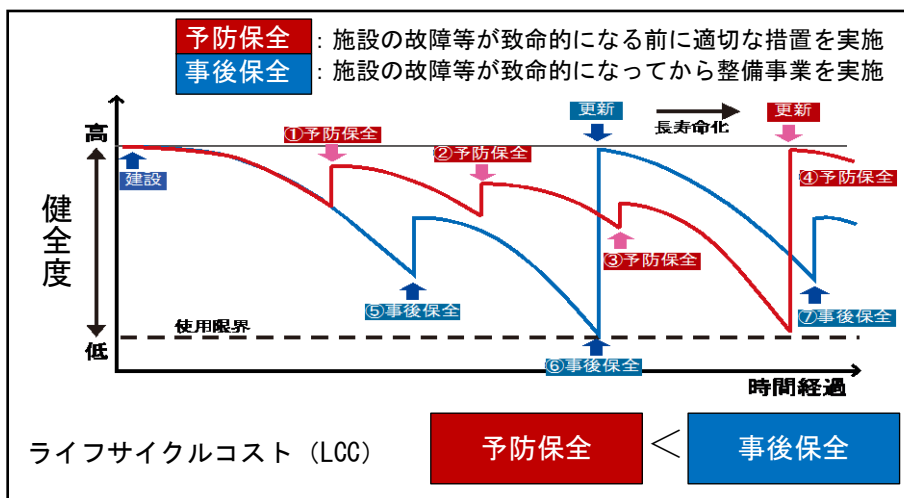


図 3-5 長寿命化のイメージ

※ライフサイクルコスト（LCC）：企画・設計段階から建設、維持管理、廃棄にいたる過程で必要な経費の合計額のこと。

(6) ユニバーサルデザイン化、脱炭素化の推進方針

- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、多様な世代の利用に配慮したユニバーサルデザイン化を推進します。
- 改修・更新の実施に合わせて、ユニバーサルデザインのまちづくりの考えを取り入れ、不特定多数の利用を前提に、移動円滑化のための新たなピクトグラム整備（誘導サインなど）、障がい者等用駐車スペース、多機能トイレ、手摺等の整備など、「ユニバーサルデザイン」に係る改修等を推進します。
- カーボンニュートラルの方向を実施するために、低炭素素材の使用、省エネルギー設備や再生産資材を優先使用します。
国では、今後の公共施設の維持管理や更新において、「太陽光発電の導入」、「建築物におけるZEB*の実現」、「省エネルギー改修の実現」、「LED照明の導入」を推奨しており、国の支援を受け推進します。
- 更新する建築物については、企画段階からあらかじめ長寿命化に必要な施設性能、ユニバーサルデザイン、脱炭素化性能を備えた部位・設備別の資材の採用を検討します。また、既存建築物の改修等においては、適用可能な設計を選択して採用することとします。

※ZEB：「Net Zero Energy Building」の略称、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

(7) 統合や廃止の推進方針

【公共施設】

- 施設の老朽化状況、利用状況、コストの状況などにより施設評価を実施するとともに、市民意向やまちづくりの視点も踏まえ、施設の再編に取り組みます。
- 施設の更新等を行う場合は、機能（公共サービス）の集約化、複合化、減築などを検討し、規模の適正化を図ります。
- 低未利用施設等については、設置目的、今後の需要見込み、財政状況等を踏まえ、転用、地元への譲渡、民間への売却、廃止など、今後の施設のあり方を検討します。
- 普通財産施設や施設廃止後の跡地等については、売却を目標とし、必要に応じて貸付などを行い、有効活用を図ります。また、借地にある公共施設は、施設の更新時に利便性や環境に配慮し可能な限り市有地又は市有地化するなど、将来の負担軽減に配慮します。

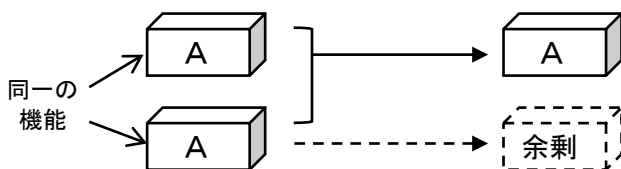
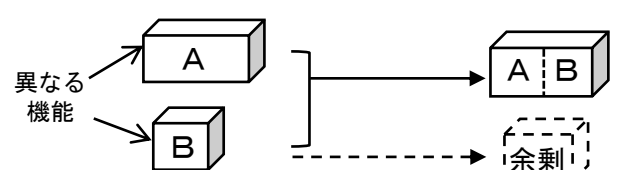
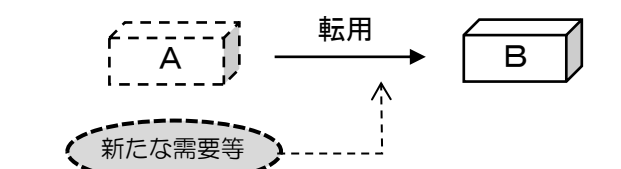
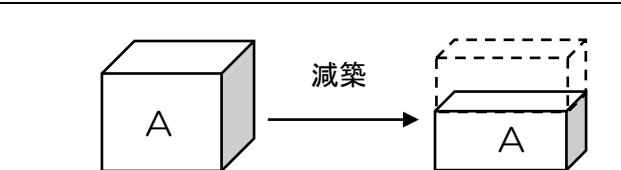
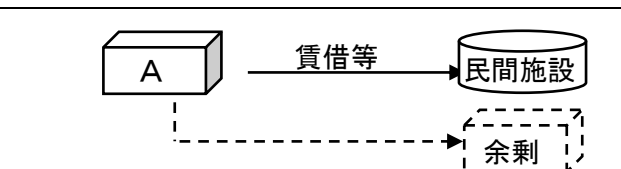
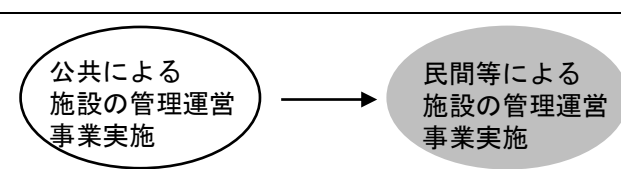
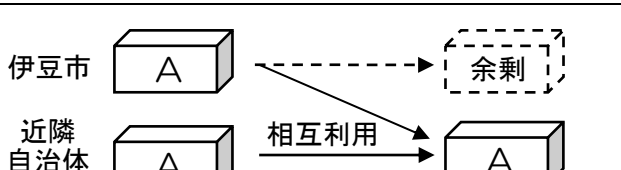
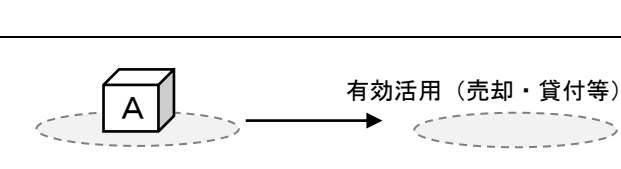
方法	内容	イメージ		例
		(現状)	(将来)	
集約化	同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約		<ul style="list-style-type: none"> ・更新や改築の際に2つの集会施設を1つに統合 	
複合化	余剰・余裕スペース等を活用して、周辺の異なる機能の施設と複合化		<ul style="list-style-type: none"> ・学校の余裕教室に子育て支援施設の機能を移転 	
転用	供用廃止後の余剰施設に、施設の改修を施して、異なる機能を導入		<ul style="list-style-type: none"> ・廃校となった学校施設を改修して、高齢福祉施設に転用 	
減築	耐震改修工事等の際に、不要なスペースを削減し、延床面積を縮減		<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設の耐震改修工事の際に、低利用部分を削減 	
民間施設の活用	周辺の民間施設を活用		<ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅を借り上げて公営住宅として供給 	
実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更		<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設を地元自治会へ譲渡 	
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設を近隣自治体と相互利用 	
廃止	普通財産などの未利用施設等を廃止し、有効活用（貸付や売却等）		<ul style="list-style-type: none"> ・未利用施設を廃止し、跡地を売却 	

図 3-6 主な公共施設の再編パターン

【インフラ資産】

○今後の社会情勢の変化や住民ニーズ、財政状況等を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直しなどを行い、適正な供給を図ります。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

■職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取組を推進するためには、職員一人ひとりがその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会の開催や点検マニュアルの整備等により、意識啓発や技術向上を図ります。

■補助制度等の活用

国・県の補助制度等（公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、除却事業に係る地方債など）を積極的に活用し、本市の財政負担の軽減を図ります。

■広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

■民間事業者との連携

PPP/PFI[※]の導入、指定管理施設の指定管理者への有価譲渡、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用を努めます。

■市民との協働・連携

市民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、市民との協働・連携を推進します。

公共施設等の維持管理には、今後も市民が利用する施設の再配置や統廃合等も視野に入れての検討が必要であることから、市民の理解と協力が不可欠となります。そのため、市民からの意見を広く募り、「公共施設等のあり方」について、市民の意向を反映させる仕組みや市民との協働による公共施設の維持管理のあり方について、中長期的に検討を進めます。

■受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、受益者と公費負担の公平性、公正性を確保する中で利用者から応分な負担を求めるため、施設使用料の適正化を図るとともに、定期的な見直しを行います。

■施設等の有効活用による財源確保

未利用資産の売却・貸付、広告事業、ネーミングライツ[※]など、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

※ネーミングライツ：地方自治体が設置する施設等の名称に、企業名や商品名等の愛称を付与することができる権利（命名権）をいう。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 住民文化系施設

①現状

表 4-1 対象施設（住民文化系施設 棟数 23）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
集会施設	伊豆市シニアプラザ	借地なし	1	362.71	2001	指定管理	新耐震基準	
	小下田多目的集会場	借地なし	1	341.00	1981	指定管理	診断済・未改修	
	小土肥生活改善センター	借地なし	1	182.00	1979	指定管理	診断済・未改修	
	八岳集会場	一部借地	1	455.87	1988	指定管理	新耐震基準	
	白岩生涯学習センター	借地なし	1	662.00	1999	指定管理	新耐震基準	
	柳瀬集会場	借地	1	171.00	2004	指定管理	新耐震基準	
集会施設(普通財産)	茅野多目的集会場	借地	1	216.00	1981	その他	新耐震基準	
	松ヶ瀬多目的集会場	借地	1	141.60	1981	その他	新耐震基準	
	青羽根山村活性化支援センター	借地なし	1	294.80	1995	その他	新耐震基準	
	八幡多目的集会場	借地なし	1	267.60	1983	その他	新耐震基準	
	梅木多目的集会場	借地なし	1	132.48	1983	その他	新耐震基準	
	下尾野多目的集会場	借地なし	1	104.11	1985	その他	新耐震基準	
	徳永東多目的集会場	借地なし	1	107.67	1986	その他	新耐震基準	
	清水農林漁家・婦人活動促進施設	借地	1	248.43	1996	その他	新耐震基準	
	姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設	借地	1	180.80	1996	その他	新耐震基準	
	地藏堂女性・若者等活動促進施設	借地	1	238.00	2003	その他	新耐震基準	
文化施設	修善寺生きいきプラザ(市役所付属施設)	借地なし	1	4,372.03	1996	直営	新耐震基準	
	修善寺総合会館	一部借地	1	5,722.00	1980	指定管理	診断済・補強済	2005
	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 コミュニティセンター	借地	1	599.26	2002	直営	新耐震基準	2017
	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 市民活動センター	借地なし	3	1,365.55	1963	直営	診断済・補強済	2018
	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 市民活動センター(体育館)	借地なし	1	800.00	1974		診断済・補強済	不明
	合計			23	16,964.91			

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

<集会施設>

- 集会施設は全体で16施設（16棟）あります。
- 施設は、約4割（7/16施設）が借地利用です。
- 普通財産として管理（行政財産を廃止）している施設が10施設あります。
- 運営形態は、普通財産を除く施設は指定管理者による運営です。その他の普通財産施設は、各地区に貸付をしています。
- 建築後30年以上の施設が12施設あるなど、老朽化が進行しています。一部の施設は耐震性が不足しています。
- 集会施設では、多目的室、和室、調理実習室、会議室など共通したサービス機能を有しています。

<文化施設>

- 文化施設は5施設（7棟）あります。
- 借地利用は2施設です。
- 運営形態は、「修善寺総合会館」は指定管理者、他の施設は市の直営による運営です。
- 「修善寺生きいきプラザ」は、ホールや照明等の設備の老朽化がみられます。
- 建築後30年以上の施設が3施設あるなど、老朽化が進行しています。なお、耐震

補強、大規模改修は実施済みです。

○文化施設全体の過去7年間の利用者総数の平均は約7.0万人です。

○「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 コミュニティセンター」は、平成30(2018)年4月から「旧湯ケ島幼稚園」を改修し移設した複合施設として活用しています。

○「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 市民活動センター」は、令和元(2019)年4月から「旧湯ケ島小学校」を改修し移設した複合施設として活用されています。

表 4-2 利用状況（集会施設）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
伊豆市シニアプラザ	利用者数 (人)	1,459	1,489	1,474	1,199	1,142	1,824	1,706	1,470
小下田多目的集会場		1,435	1,009	998	450	906	816	780	913
小土肥生活改善センター		518	712	1,002	1,226	624	827	629	791
八岳集会場		5,924	7,247	6,453	5,937	4,449	4,427	3,728	5,452
白岩生涯学習センター		6,775	6,393	4,928	4,920	4,630	3,435	2,474	4,794
柳瀬集会場		549	413	695	465	303	470	928	546
合計			16,660	17,263	15,550	14,197	12,054	11,799	10,245

※基本的に一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外。

表 4-3 利用状況（文化施設）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
修善寺生きいきプラザ（市役所付属施設）	利用者数 (人)	55,607	60,323	56,653	63,987	66,929	61,710	61,351	60,937
修善寺総合会館		20,261	27,825	23,586	20,766	33,571	30,821	28,240	26,439
合計		75,868	88,148	80,239	84,753	100,500	92,531	89,591	87,376

②基本方針

<集会施設>

- ◆指定管理者制度導入施設については、当面は継続する方針です。
- ◆「小下田多目的集会場」は、耐用年数が経過しており、耐震性もないことから、解体又は施設継続する場合は、用途廃止及び代替施設を検討します。
- ◆「八岳集会場」、「白岩生涯学習センター」は、地区が指定管理者となり管理・運営していますが、施設機能の活用状況を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。
- ◆上記以外の集会施設については、当面は継続していきませんが、避難所指定の適正について防災計画も含めた再編を検討します。
- ◆普通財産施設については、集会施設（普通財産）は、耐用年数が経過しており、地区との調整が完了している施設については、今後も無償譲渡を予定しています。譲渡を望まない場合は、施設の廃止・解体を行い、借地返還を検討していきます。

<文化施設>

- ◆「修善寺生きいきプラザ」は、市民の社会教育の拠点として位置づけ、老朽化が進行しているため、長寿命化に向けた改修工事を検討します。
- ◆「修善寺総合会館」は、避難所となっているため、適切な維持管理・運営により、施設を継続していきます。

(2) 社会教育系施設

①現状

表 4-4 対象施設（社会教育系施設 棟数 9）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
図書館	修善寺図書館	一部借地	2	1,337.47	1996	直営	新耐震基準	
	土肥図書館	借地なし	1	土肥支所に 合算	1990	直営	新耐震基準	
	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 天城図書館	借地なし	4	市民活動セ ンターに合算	1963	直営	診断済・補強済	2018
	中伊豆図書館	借地なし	1	中伊豆支所 に合算	2002	直営	新耐震基準	
博物館等	伊豆市資料館	借地なし	1	371.55	1986	直営	新耐震基準	
	合計		9	1,709.02				

表 4-5 利用状況（図書館）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
修善寺図書館	貸出率	112.0%	107.6%	99.7%	101.9%	97.1%	98.3%	95.0%	101.7%
土肥図書館		55.3%	43.0%	45.0%	45.5%	38.5%	35.0%	34.4%	42.4%
天城湯ヶ島コミュニティ複合施設天城図書館		48.8%	51.2%	45.9%	44.9%	51.4%	20.9%	51.7%	45.0%
中伊豆図書館		84.2%	77.9%	80.5%	74.2%	59.4%	63.7%	60.6%	71.5%
全体平均		75.1%	69.9%	67.7%	66.6%	61.6%	54.5%	60.4%	65.1%

表 4-6 利用状況（博物館等）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
伊豆市資料館	利用者数 (人)	848	1225	935	935	836	825	788	913

<図書館>

- 図書館は4施設（9棟）あります。
- 施設は、3割（1/4施設）が借地利用です。
- 運営形態は、すべて市の直営です。
- 図書館の過去7年間の平均貸出率は65.1%で修善寺図書館を除き、やや減少傾向です。「土肥図書館」の過去3年間の貸出率は4割以下です。
- 「土肥図書館」は、土肥支所内、「中伊豆図書館」は、中伊豆支所内に設置されています。
- 「土肥図書館」、「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設天城図書館」は、建築後30年以上を経過しており、老朽化が進行しています。なお、「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設天城図書館」は、大規模改修は実施済みです。
- 「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設天城図書館」は、令和元(2019)年4月から旧湯ヶ島小学校を改修し移設した複合施設として活用されています。

<博物館等>

- 「伊豆市資料館」の1施設（1棟）があります。
- 運営形態は、市の直営です。
- 建築後約30年を経過しており、老朽化が進行しています。
- 過去7年間の利用者数の平均は約0.1万人です。
- 市内唯一の本市の郷土の歴史を伝える施設です。資料の展示室や収蔵庫、事務室等

のサービス機能を有しています。

②基本方針

<図書館>

- ◆複合施設のため、当面継続としますが、適切な維持管理・運営により、施設のあり方を検討していきます。

<博物館等>

- ◆「伊豆市資料館」は、建築後、35年を経過しているため、長寿命化改修を検討するとともに適切な維持管理・運営により施設を継続していきます。
- ◆伊豆市美術館整備と併せて、資料館のあり方を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

① 現状

表 4-7 対象施設（スポーツ・レクリエーション系施設 棟数 150）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
スポーツ施設	狩野川記念公園管理棟等	借地なし	2	89.00	1961	指定管理	診断未実施	
	土肥社会体育館 (旧土肥小学校(体育館))	借地なし	2	1,022.00	2005	直営	新耐震基準	
	丸山スポーツ公園管理棟等	借地なし	2	326.00	1982	直営	新耐震基準	
	狩野ドーム	一部借地	4	4,226.60	1992	指定管理	新耐震基準	
	中伊豆社会体育館	借地なし	1	1,665.17	1987	直営	新耐震基準	
	中伊豆室内温水プール「ふれっぶ」	借地なし	1	1,658.00	1999	指定管理	新耐震基準	
	中伊豆弓道場	借地なし	1	109.00	1980	直営	診断未実施	
	中伊豆グラウンド管理棟	借地なし	1	235.00	1979	直営	診断未実施	
スポーツ施設(普通財産)	月ヶ瀬体育館	借地なし	1	488.66	1984	直営	新耐震基準	
	旧大東小学校体育館	借地なし	1	940.00	1984	直営	新耐震基準	
	旧八岳小学校体育館	借地なし	1	628.00	1973	直営	診断済・補強済	
	旧土肥南体育館	借地なし	1	947.00	1977	直営	診断済・補強済	
	合計		150	40,200.24				
レクリエーション施設・観光施設	修善寺虹の郷	一部借地	74	6,269.87	1989	指定管理	新耐震基準	
	ギャラリー修善寺回廊	借地なし	1	122.00	1996	その他	新耐震基準	
	伊豆市修善寺温泉館湯	借地なし	1	163.11	1999	指定管理	新耐震基準	
	伊豆市観光案内所(修善寺駅)	借地なし	1	66.57	2014	その他	新耐震基準	
	市営海の家無料休憩所	借地なし	1	267.00	1981	直営	不明	
	恋人岬	一部借地	2	339.63	1992	指定管理	新耐震基準	
	湯の国会館	借地	2	963.03	1987	指定管理	新耐震基準	
	天城会館	一部借地	3	5,342.19	1996	直営	新耐震基準	
	天城ほたる館	借地なし	2	63.00	2001	直営	新耐震基準	
	天城ふるさと広場	借地	21	12,175.72	1997	指定管理	新耐震基準	
	持越オートキャンプ場	借地なし	5	399.36	2001	指定管理	新耐震基準	
	萬城の滝キャンプ場	借地	13	618.68	1993	指定管理	新耐震基準	
	公衆トイレ(修善寺温泉駐車場)	借地なし	1	41.40	2013	指定管理	新耐震基準	
	公衆トイレ(清藤)	借地なし	1	9.24	1995	直営	新耐震基準	
	公衆トイレ(八木沢西浜)	借地なし	1	7.00	1995	直営	新耐震基準	
	公衆トイレ(船着場)	借地なし	1	27.72	1995	直営	新耐震基準	
	道の駅伊豆月ヶ瀬	借地なし	2	990.29	2019	指定管理	新耐震基準	

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

表 4-8 利用状況（スポーツ施設）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
中伊豆室内温水プール「ふれっぶ」	利用者数(人)	48,808	47,795	49,363	50,801	51,377	46,245	51,230	49,374

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
修善寺体育館	稼働率(利用実績時間/利用可能時間)	41.6%	43.8%	45.8%	42.7%	42.5%	—	—	43.3%
狩野川記念公園管理棟等		40.1%	63.0%	57.7%	62.9%	61.4%	61.5%	64.4%	57.0%
土肥南体育館		13.1%	12.9%	7.9%	8.9%	9.5%	8.3%	9.0%	10.5%
丸山スポーツ公園管理棟等		7.7%	6.9%	7.0%	7.4%	6.7%	6.1%	5.2%	7.1%
狩野ドーム		27.1%	30.7%	31.8%	32.8%	30.6%	14.2%	15.1%	26.0%
中伊豆社会体育館		39.2%	38.3%	36.7%	36.1%	31.5%	33.4%	43.4%	36.3%
中伊豆弓道場		11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%
中伊豆グラウンド管理棟		47.7%	18.1%	8.9%	15.5%	10.1%	14.7%	10.2%	20.1%
月ヶ瀬体育館(普通財産)		8.3%	0.8%	0.7%	5.6%	6.2%	2.1%	6.8%	4.3%
旧大東体育館		17.1%	16.9%	14.6%	20.8%	21.3%	25.5%	29.5%	18.2%
旧八岳体育館	20.6%	18.0%	12.6%	19.6%	11.5%	11.8%	11.1%	16.4%	

※「旧湯ヶ島小学校」の施設分類をその他としているが、体育館はスポーツ施設として利用されているため、利用状況を掲載。

表 4-9 利用状況（レクリエーション施設・観光施設）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
修善寺虹の郷	利用者数 (人)	239,233	228,721	239,561	207,706	196,830	180,288	115,683	201,146
伊豆市修善寺温泉宮湯		27,706	30,132	34,018	35,802	35,493	36,409	37,161	33,817
伊豆市観光案内所（修善寺駅）		—	43,491	61,738	57,884	59,578	55,534	48,215	54,407
恋人岬		160,570	194,621	221,993	261,395	261,553	234,895	223,107	222,591
湯の国会館		58,839	59,670	64,177	62,995	67,943	70,064	73,658	65,335
天城会館		27,373	22,591	8,702	6,971	6,006	6,949	5,150	11,963
天城ふるさと広場		57,178	55,913	57,336	50,209	64,077	66,525	59,999	58,748
持越オートキャンプ場		635	—	1,616	994	1,643	2,116	1,451	1,409
萬城の滝キャンプ場		4,315	4,929	5,028	3,698	2,926	3,457	3,982	4,048
道の駅伊豆月ヶ瀬		—	—	—	—	—	—	246,547	246,547
合計			575,849	640,068	694,169	687,654	696,049	656,237	814,953

※基本的に一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外。

<スポーツ施設>

- スポーツ施設は 12 施設（18 棟）あります。
- 施設は、約 1 割（1/12 施設）が借地利用です。
- 普通財産として管理（行政財産を廃止）している施設が 4 施設あります。
- 運営形態は、9 施設は市の直営、3 施設は指定管理者による運営です。
- 建築後 30 年以上の施設が 9 施設あるなど、老朽化が進行しています。一部の施設は耐震性が不足しています。
- スポーツ施設のうち、プール施設全体の過去 7 年間の利用者数の平均は約 5 万人です。過去 7 年間の推移は、全体では微増傾向となっています。体育館などの稼働率の平均は約 14.7%です。地区の活動や、少年団の合宿等に利用されており、市外からの利用者も多い施設です。

<レクリエーション施設・観光施設>

- レクリエーション施設・観光施設は 17 施設（132 棟）あります。
- 施設は、約 4 割（6/17 施設）が借地利用です。
- 運営形態は、6 施設は市の直営、9 施設は指定管理者による運営、2 施設は伊豆市観光協会への委託です。
- 施設の老朽化が進行しており、改修等が必要となってきています。「修善寺虹の郷」、「市営海の家無料休憩所」、「湯の国会館」は、建築後約 30 年を経過しており、建物数が多いため、多額の修繕費がかかっています。
- レクリエーション施設・観光施設全体の過去 7 年間の利用者総数の平均は約 68.3 万人です。過去 7 年間の推移は、施設によって多少のばらつきがありますが、全体では微増傾向となっています。
- 修善寺をはじめとする多くの観光地を有しているため、レクリエーション・観光の施設が充実しており、一部の施設は観光地のにぎわいの一翼を担っています。
- 「道の駅伊豆月ヶ瀬」は、令和元年度から伊豆半島全域の観光情報提供、多目的スペースの設置された観光拠点、地域拠点として新設されています。

②基本方針

<スポーツ施設>

- ◆「丸山スポーツ公園管理棟等」は、指定管理者制度等の民間活力の活用を検討します。
- ◆他のスポーツ施設については、当面は継続していきます。
- ◆【普通財産】「月ヶ瀬体育館」は、新たな活用方法を検討していきます。
- ◆「旧大東小学校体育館」については、指定避難所となっているため、当面継続としますが、「旧土肥南体育館」は、必要性、老朽化状況、利用者の状況も勘案し、廃止・解体を含めて、あり方を検討していきます。また、「旧八岳小学校体育館」は、令和5（2023）年に解体し跡地利用を検討します。

<レクリエーション施設・観光施設>

- ◆「修善寺虹の郷」は、指定管理期間が2024年度での期間満了となるため、今後は譲渡を主として民営化等も検討します。
- ◆「恋人岬」は、民間等への譲渡を含め、民営化等、今後の施設のあり方を検討します。
- ◆「湯の国会館」は、2024年度末に指定管理期間が満了するため、2023年度の指定管理者評価の結果や今後の維持管理・更新等コストも踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。
- ◆「天城会館」は、指定管理の公募を含め、民営化等、今後の施設のあり方を検討します。
- ◆「天城ほたる館」は、公衆トイレ及び展望施設への転用を検討します。
- ◆「天城ふるさと広場」は、施設の評価も良好で、今後に譲渡が可能な施設として、指定管理期間の満了に伴い、民間等への譲渡を基本に、今後の施設のあり方を検討します。
- ◆「持越オートキャンプ場」は、2025年度末に指定管理者制度による運営期間が満了するため、地区譲渡を基本に、民営化等、今後のあり方を検討します。
- ◆各公衆トイレは、民間、地区での管理運営を検討します。

(4) 産業系施設

① 現状

表 4-10 対象施設（産業系施設 棟数 15）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度	
産業系施設	修善寺農村環境改善センター	借地なし	1	859.48	1983	直営	新耐震基準	2015	
	中伊豆交流センター	借地なし	1	716.29	1980	直営	診断済・未改修		
	中伊豆活性化施設「季多楽」	借地	1	244.70	2004	その他	新耐震基準		
	小川多目的利用施設「やまもりの家」	借地	1	234.17	1984	直営	新耐震基準	2003	
	中伊豆体験農園	借地	2	314.89	2005	指定管理	新耐震基準		
	しいたけ集出荷貯蔵施設	借地	1	87.98	1995	その他	新耐震基準		
	月ヶ瀬活性化施設 「梅びとの郷」「梅びとの丘」	借地	2	376.59	2008	その他	新耐震基準		
	下船原農産物加工場	借地	1	194.06	1978	その他	診断未実施		
	月ヶ瀬農産物加工場	一部借地	1	333.72	1993	その他	新耐震基準		
	竹の子かあさんの店	借地	1	77.42	2000	その他	新耐震基準		
	竹の子かあさんの家	借地	1	45.00	2002	その他	新耐震基準		
	食肉加工センター「イズシカ問屋」	借地	1	200.60	2010	直営	新耐震基準		
	伊豆市地域職業相談室	借地なし	1	97.17	1968	直営	不明		
	合計			15	3,782.07				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

表 4-11 利用状況（産業系施設）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
修善寺農村環境改善センター	利用者数 (人)	12,463	11,793	9,246	9,760	9,488	10,436	10,373	10,508
中伊豆交流センター		41,600	36,772	37,560	39,280	39,244	37,555	28,339	37,193
小川多目的利用施設「やまもりの家」		1,523	1,051	564	691	829	666	349	810
中伊豆体験農園		3,427	3,616	3,016	3,209	3,237	3,326	3,184	3,288
合計		59,013	53,232	50,386	52,940	52,798	51,983	42,245	51,800

※基本的に一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外。

- 産業系施設は 13 施設（15 棟）あります。
- 施設は、約 8 割（10/13 施設）が借地利用です。
- 運営形態は、5 施設は市の直営、1 施設は指定管理者による運営、その他の 7 施設については使用団体に貸付をしています。
- 建築後 30 年以上の施設が 5 施設あるなど、老朽化が進行しています。一部の施設は耐震性が不足しています。

②基本方針

- ◆施設の老朽化状況、利用状況、経営状況等を勘案し、民間活力の導入、民間への譲渡、廃止など、施設のあり方を検討します。
- ◆「中伊豆交流センター」は、老朽化が進行しているため、長寿命化に向けた改修工事を検討します。
- ◆「中伊豆活性化施設（季多楽）」は、民間活用を基本とした今後のあり方を検討します。
- ◆「小川多目的利用施設」、「下船原農産物加工場」は、利用団体への譲渡又は廃止し、解体を検討します。
- ◆「小川多目的利用施設（やまもりの家）」、「しいたけ集出荷貯蔵施設」、「下船原農産物加工場」、「月ヶ瀬農産物加工場」等の減価償却資産の耐用年数を経過する施設は、利用状況、譲渡先の意向、民間への売却の可能性、借地改善の可能性等を踏ま

え、廃止（解体、譲渡、売却）を検討します。

- ◆「竹の子かあさんの店」、「竹の子かあさんの家」、「食肉加工センター（イズシカ問屋）」は、地区譲渡や民間活用を基本とした今後のあり方を検討します。
- ◆今後も継続していく施設は、適切な維持管理・運営により、施設を継続していきます。

(5) 学校教育系施設

① 現状

表 4-12 対象施設（学校教育系施設 棟数 43）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
学校	修善寺小学校(校舎)	借地なし	2	2,661.00	1963	直営	診断済・補強済	1985
	修善寺小学校(体育館)		1	1,090.00	2001		新耐震基準	
	熊坂小学校(校舎)	一部借地	3	2,807.00	1981	直営	新耐震基準	
	熊坂小学校(体育館)		1	1,209.00	2003		新耐震基準	
	修善寺東小学校(校舎)	一部借地	3	2,920.00	1970	直営	診断済・補強済	1985
	修善寺東小学校(体育館)		1	1,087.00	2006		新耐震基準	
	修善寺南小学校(校舎)	借地なし	4	4,107.00	1969	直営	診断済・補強済	1985
	修善寺南小学校(体育館)		1	1,188.00	2010		新耐震基準	
	天城小学校(校舎)	借地なし	2	2,822.00	1967	直営	診断済・補強済	1984
	天城小学校(体育館)		1	1,050.00	2002		新耐震基準	
	中伊豆小学校(校舎)	借地なし	3	3,356.00	1973	直営	診断済・補強済	1984
	中伊豆小学校(体育館)		1	819.00	1974		診断済・補強済	1996
	土肥小中一貫校(校舎)	借地なし	3	4,662.00	1979	直営	診断済・補強済	2007
	土肥小中一貫校(体育館・武道場)		2	1,538.00	1970		診断済・補強済	2014
	修善寺中学校(校舎)	一部借地	2	7,686.00	1984	直営	新耐震基準	
	修善寺中学校(体育館)		1	3,160.00	1987		新耐震基準	
	天城中学校(校舎)	一部借地	3	4,830.00	1971	直営	診断済・補強済	1986
	天城中学校(体育館・武道場)		2	1,907.00	1973		診断済・補強済	
	中伊豆中学校(校舎)	一部借地	3	3,648.00	1964	直営	診断済・補強済	1984
	中伊豆中学校(体育館・武道場)		2	1,594.00	2013		新耐震基準	
学校給食施設	天城給食センター	借地なし	1	589.00	1996	直営	新耐震基準	2014
	中伊豆給食センター	借地なし	1	953.00	2004	直営	新耐震基準	
合計			43	55,683.00				

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、建築年度が最も古い校舎の内容を記載。

表 4-13 利用状況（学校）

施設名称		指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
修善寺小学校	児童数 (人)		152	144	139	133	117	103	91	126
熊坂小学校			136	136	122	129	126	104	108	123
修善寺東小学校			136	126	126	115	110	107	96	117
修善寺南小学校			270	263	267	271	266	266	263	267
天城小学校			256	257	258	256	255	245	219	249
中伊豆小学校			327	289	277	255	249	245	238	269
小学校 計			1277	1215	1189	1159	1123	1070	1015	1,150
修善寺中学校	生徒数 (人)		398	393	390	356	363	368	360	375
天城中学校			148	138	141	125	108	106	103	124
中伊豆中学校			167	183	178	178	161	149	127	163
中学校 計			713	714	709	659	632	623	590	663
土肥小中 一貫校	土肥小学校	児童数	113	107	109	95	85	130	126	160
	土肥中学校	生徒数	92	79	67	59	59			
計			205	186	176	154	144			

<学校>

- 小学校が7校、中学校が4校あります。（うち1校は小中一貫校です。）
- 施設は、約5割（5/10施設）が借地利用です。
- 全て建築後30年以上経過しているなど、老朽化が進行しています。順次、大規模改修を実施しています。なお、校舎及び体育館の耐震化は完了しています。
- 過去7年間の児童数、生徒数の推移をみると、いずれも減少傾向にあります。今後

も少子化により、その傾向が続く見込みです。

- 児童数、生徒数の減少に伴って生じた余裕教室については、地域交流の場として利用するなど、有効活用を図っています。
- 「第2次伊豆市学校再編計画」（平成26(2014)年2月策定、平成27(2015)年2月改定）に基づき、学校の再編に取り組んでいます。

<学校給食施設>

- 給食センターが2施設あります。
- 「天城給食センター」は建築後25年以上経過しています。
- すべて市有地で、運営形態は市の直営です。

②基本方針

<学校>

- ◆児童・生徒のよりよい教育環境づくりをめざし、学校再編計画に基づく小中学校の再編成を進めるとともに、児童・生徒の安全確保と非常時に地域住民の防災拠点としての役割を果たすため、校舎・体育館等の改修整備を進めます。
- ◆「第2次伊豆市学校再編計画」に基づき、学校統廃合や学区の再編、集約等により生じる旧校舎等は転用や廃止を検討します。
- ◆各小学校・中学校・義務教育学校の体育館については、避難所指定となっているため、当面継続し、適正な管理をしていきます。

<学校給食施設>

- ◆学校給食施設については、適切な維持管理・運営により、施設を継続していきます。

(6) 子育て支援施設

① 現状

表 4-14 対象施設（子育て支援施設 棟数 5）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
幼稚園・保育園・こども園	修善寺東こども園	借地なし	1	2,522.91	2020	直営	新耐震基準	
	熊坂こども園	借地なし	1	708.00	1976	直営	診断済・補強済	2007
	土肥こども園	一部借地	1	1,014.00	2000	直営	新耐震基準	
幼児・児童施設	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 湯ヶ島子育て支援センター	借地	1	コミュニティセンターに合算	2002	直営	新耐震基準	2017
	ちびっこサロンわらぼ	借地	1	520.70	1985	直営	診断済・補強済	
	合計		5	4,765.61				

表 4-15 利用状況（幼稚園・保育園・こども園）

施設名称	定員	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
修善寺東こども園	90～120	定員 充足率	66.7%	67.8%	52.5%	58.3%	57.5%	58.3%	55.0%	59.4%
熊坂こども園	90～124		63.3%	65.6%	58.2%	43.5%	53.2%	56.5%	54.0%	56.3%
土肥こども園	125		43.2%	42.4%	32.8%	34.4%	33.6%	30.4%	33.6%	35.8%
合計	125		308.8%	310.4%	322.4%	332.8%	340.8%	341.6%	339.2%	328.0%

表 4-16 利用状況（幼児・児童施設）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 湯ヶ島子育て支援センター	利用者数 (人)	285	690	524	—	—	1,837	1,309	1,573
ちびっこサロンわらぼ		3,895	6,410	3,363	3,371	3,140	3,423	2,680	3,755
合計		4,180	7,100	3,887	3,371	3,140	5,260	3,989	4,418

天城湯ヶ島コミュニティ複合施設湯ヶ島子育て支援センターはH28、29年度が新設工事中、平均の値は新施設使用者数平均です。

<幼稚園・保育園・こども園>

- こども園が3施設あります。
- 施設は、3割（1/3施設）が借地利用です。
- 運営形態は、市の直営です。
- 熊坂こども園は建築後45年以上の施設は老朽化が進行しています。大規模改修を実施しています。
- 幼稚園・保育園・こども園の過去7年間の定員充足率総数の平均は約41.5%です。
- 少子化で子どもの数は減っているものの、核家族世帯や共働き世帯の増加により、依然として高い需要があります。
- 「修善寺東こども園」は、移設新築工事を行い、令和2年度から新園舎となりました。（平成28年度、29年度は利用されていません。）

<幼児・児童施設>

- 幼児・児童施設は2施設あります。
- 借地利用は2施設です。
- 運営形態は、市の直営です。

- 「ちびっこサロンわらぼ」は、建築後約 36 年を経過しており、老朽化が進行しています。耐震補強は実施済みです。
- 幼児・児童施設全体の過去 7 年間の利用者総数の平均は約 0.4 万人です。
- 「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 湯ヶ島子育て支援センター」は、平成 29(2017)年度に改修を実施しており、平成 30(2018)年度 4 月から旧湯ヶ島幼稚園を改修し移設した複合施設として活用しています。

② 基本方針

<幼稚園・保育園・こども園>

- ◆今後の需要等を勘案し、保育園・こども園の再編計画に基づき、再編を進めます。廃園となる施設については、施設の有効活用方策を検討します。

<幼児・児童施設>

- ◆今後も継続していく施設は、適切な維持管理・運営により、施設を継続していきます。

(7) 保健・福祉施設

① 現状

表 4-17 対象施設（保健・福祉施設 棟数 5）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
高齢福祉施設	修善寺老人憩いの家	借地なし	1	473.12	1974	直営	診断済・補強済	
	城山活動支援センター	一部借地	1	273.43	2003	直営	新耐震基準	
	伊豆市生き生き工芸センター	借地なし	1	71.28	1988	直営	新耐震基準	
保健施設	修善寺保健福祉センター (生きいきプラザ・市役所付属施設)	借地なし	1	修善寺生き いきプラザに 合算	1996	直営	新耐震基準	
	中伊豆ふれあいプラザ	借地なし	1	3,100.36	1998	直営	新耐震基準	
合計			5	3,918.19				

表 4-18 利用状況（高齢福祉施設）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
修善寺老人憩いの家	利用者数 (人)	14,233	14,116	13,975	13,477	10,990	10,168	9,458	12,345
城山活動支援センター		6,655	6,951	6,543	5,995	6,311	6,402	6,195	6,436
伊豆市生き生き工芸センター		1,710	1,778	1,782	1,773	1,693	1,858	1,871	1,781
合計		22,598	22,845	22,300	21,245	18,994	18,428	17,524	20,562

表 4-19 利用状況（保健施設）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
修善寺保健福祉センター (生きいきプラザ・市役所付属施設)	利用者数 (人)	5,905	4,826	4,859	4,709	2,133	2,231	1,680	3,763
中伊豆ふれあいプラザ		14,224	11,013	13,552	12,835	11,480	10,665	12,818	12,370
合計		20,129	15,839	18,411	17,544	13,613	12,896	14,498	16,133

<高齢福祉施設>

- 高齢福祉施設は3施設あります。
- 借地利用は1施設です。
- 運営形態は、市の直営です。
- 「修善寺老人憩いの家」が建築後約47年を経過しているなど、老朽化が進行しています。「修善寺老人憩いの家」の耐震補強は実施済みです。「伊豆市生き生き工芸センター」は、建築後33年以上で老朽化が進行しています。
- 高齢福祉施設全体の過去7年間の利用者総数の平均は約2.1万人です。過去7年間の推移は、全体ではやや減少傾向となっています。

<保健施設>

- 保健施設は2施設あります。
- 運営形態は、市の直営です。
- 保健施設全体の過去7年間の利用者総数の平均は約5.7万人です。過去7年間の推移は、全体では近年に減少傾向となっています。
- 「修善寺保健福祉センター」は、「修善寺生きいきプラザ」との複合施設です。

②基本方針

<高齢福祉施設>

- ◆今後も継続していく施設は、適切な維持管理・運営により、施設を継続していきます。
- ◆運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。

<保健施設>

- ◆「修善寺保健福祉センター」、「中伊豆ふれあいプラザ」は、適切な維持管理・運営により、長寿命化改修を検討し、施設を継続していきます。

(8) 行政系施設

① 現状

表 4-20 対象施設（行政系施設 棟数 64）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
庁舎等	伊豆市役所(本庁)	一部借地	1	2,463.40	1973	直営	診断済・耐震不足	1983
	伊豆市役所(別館)	借地なし	2	1,008.20	1973	直営	不明	
	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設	借地	1	コミュニティセンターに合算	2002	直営	新耐震基準	2017
	天城湯ヶ島支所	借地なし	4	3,986.62	1990	直営	新耐震基準	2020
	中伊豆支所	借地なし	3	4,808.08	2002	直営	新耐震基準	
その他行政施設	第1分団下部詰所	借地なし	1	72.00	1990	直営	新耐震基準	
	第1分団上部詰所	借地なし	1	82.82	1991	直営	新耐震基準	
	第1分団中央部詰所	借地	1	293.80	1982	その他	新耐震基準	
	第1分団2号ポンプ小屋	借地なし	1	9.66	不明	直営	診断未実施	
	第2分団瓜生野詰所	借地なし	1	58.00	1987	その他	新耐震基準	
	第2分団中央部詰所	借地なし	1	142.04	不明	直営	不明	
	第2分団上部詰所	借地	1	223.70	不明	直営	不明	
	第3分団加殿詰所	借地なし	1	82.46	不明	直営	不明	
	第3分団大平詰所	借地	1	101.32	不明	直営	不明	
	第3分団分団詰所	借地なし	1	377.98	不明	直営	不明	
	第3分団中央部詰所	一部借地	1	595.56	1983	その他	新耐震基準	
	第4分団大野詰所	借地	1	98.60	不明	直営	不明	
	第4分団年川詰所	借地	1	179.54	不明	直営	不明	
	第4分団中央部詰所	借地なし	1	114.42	2003	直営	新耐震基準	
	第4分団牧之郷詰所	借地	1	107.76	不明	直営	不明	
	第5分団管引詰所	借地なし	1	72.67	2005	直営	新耐震基準	
	第5分団原保詰所	借地	1	45.78	1991	直営	新耐震基準	
	第5分団地藏堂詰所	借地	1	36.66	1978	直営	診断未実施	
	第5分団中原戸詰所	借地	1	31.44	1976	直営	診断未実施	
	第5分団筏場詰所	借地	1	42.98	1974	直営	診断未実施	
	第5分団姫貴戸詰所	借地	1	43.64	1977	直営	診断未実施	
	第6分団八幡詰所	借地なし	1	33.55	1973	直営	診断未実施	
	第6分団冷川詰所	借地なし	1	44.04	1987	直営	新耐震基準	
	第6分団連合詰所	借地なし	1	31.09	1976	直営	診断未実施	
	第7分団下白岩詰所	借地	1	63.36	1990	直営	新耐震基準	
	第7分団元関梶詰所	借地	1	49.11	1978	直営	診断未実施	
	第7分団小川詰所	借地なし	1	25.46	1975	直営	診断未実施	
	第7分団城詰所	借地なし	1	24.53	1974	直営	診断未実施	
	第8分団茅野詰所	借地	1	74.00	1981	直営	診断未実施	
	第8分団金山詰所	借地	1	60.00	1966	直営	診断未実施	
	第8分団市山詰所	借地なし	1	76.00	1973	直営	診断未実施	
	第8分団持越詰所	借地	1	30.00	1975	直営	診断未実施	
	第8分団宿詰所	借地	1	54.00	1965	直営	診断未実施	
	第8分団西平詰所	借地	1	64.00	1986	直営	新耐震基準	
	第8分団大滝詰所	借地	1	55.00	1990	直営	新耐震基準	
	第9分団吉奈詰所	借地	1	27.00	1989	直営	新耐震基準	
	第9分団月ヶ瀬詰所	借地	1	25.00	1987	直営	新耐震基準	
	第9分団田沢詰所	借地	1	158.00	1990	直営	新耐震基準	
	第9分団門野原詰所	借地	1	51.00	1990	直営	新耐震基準	
	第9分団矢熊詰所	借地	1	42.00	1982	直営	新耐震基準	
第10分団下船原詰所	借地	1	52.00	1981	直営	診断未実施		
第10分団上船原詰所	借地	1	32.00	1988	直営	新耐震基準		
第10分団青羽根詰所	借地	1	76.16	2014	直営	新耐震基準		
第11分団佐野雲金詰所	借地	1	60.00	2016	直営	新耐震基準		
第11分団大平柿木詰所	借地	1	34.00	1987	直営	新耐震基準		
第11分団本柿木詰所	借地	1	33.00	1983	直営	新耐震基準		
第11分団松ヶ瀬詰所	借地	1	34.00	1981	直営	診断未実施		
第12分団小土肥詰所	借地	1	74.52	1999	直営	新耐震基準		
第12分団大藪詰所	借地	1	76.56	1972	直営	不明		
第12分団中浜詰所	借地	1	42.22	1973	直営	不明		
第13分団横瀬詰所	借地	1	34.22	1960	直営	不明		
第13分団馬場詰所	借地	1	89.48	1986	直営	新耐震基準		
第14分団小下田詰所	借地	1	96.32	1970	直営	不明		
第14分団八木沢詰所	借地なし	1	80.19	1993	直営	新耐震基準		
防災倉庫(柏久保)	借地なし	1	120.00	2002	直営	新耐震基準		
防災倉庫(駅北広場)	借地なし	1	12.43	2014	直営	新耐震基準		
防災倉庫(旧中伊豆消防署)	借地なし	1	217.00	1995	直営	新耐震基準		
防災倉庫(旧戸倉野詰所)	借地なし	1	52.60	1986	直営	新耐震基準		
防災倉庫(旧徳永詰所)	借地なし	1	33.26	1997	直営	新耐震基準		
合計			64	17,316.23				

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

<庁舎等>

- 庁舎等は5施設（11棟）あります。
- 施設は、4割（2/5施設）が借地です。
- 建築後30年以上の施設が3施設あるなど、老朽化が進行しています。うち、2施設は大規模改修を実施しています。本庁は診断済で耐震不足が指摘されています。
- 「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 天城湯ケ島支所」は、平成30（2018）年4月から「旧湯ケ島幼稚園」を改修し移設した複合施設として活用しています。
- 「土肥支所」は指定津波避難ビル、「中伊豆支所」は災害対策本部の防災機能も有しています。

<その他行政系施設>

- 消防団分団詰所が54施設、防災倉庫が5施設あります。
- 消防団分団詰所は、約7割（38/54施設）が借地利用です。
- 消防団分団詰所の運営形態は51施設が直営、3施設は地区消防団等により管理されています。防災倉庫は市の直営です。
- 建築後30年以上の施設が48施設あるなど（年次不明含む）、老朽化が進行しています。（9施設が建築年度不明）
- 消防団の再編を予定しています。
- 主に、地区の防災に必要な車両や資機材を格納する防災倉庫として利用されています。
- 防災備蓄倉庫は災害に備えて、救命のための用具や初期消火用具、避難関連用品等を保管しておく倉庫として利用されています。

②基本方針

<庁舎等>

- ◆平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理を実施します。
- ◆「伊豆市役所（本庁）」、「伊豆市役所（別館）」については、老朽化が進行しているため、施設の大規模改修や更新・改築（建替え）を検討し、支所の集約化、他施設との複合化、多機能化を検討します。

<その他行政系施設>

- ◆今後も継続していく施設は、適切な維持管理・運営により、施設を継続していきます。
- ◆「防災倉庫（旧中伊豆消防署）」、「防災倉庫（旧徳永詰所）」は、譲渡又は解体を検討します。

(9) 公営住宅

① 現状

表 4-21 対象施設（公営住宅 棟数 67）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
公営住宅	椿団地	借地なし	8	2,301.00	1982	直営	新耐震基準	2013～ 2015
	立野団地	一部借地	15	2,743.73	1984	直営	新耐震基準	2013～ 2020
	愛宕団地	一部借地	8	2,275.09	1987	直営	新耐震基準	2019
	中里団地	借地なし	1	1,725.56	1992	直営	新耐震基準	2018
	青羽根団地	借地	3	1,176.00	1975	直営	診断済・補強不要	
	西平団地	借地	2	122.60	1983	直営	新耐震基準	
	宿第1団地	借地	3	786.85	1985	直営	新耐震基準	
	田沢団地	借地	5	713.30	1987	直営	新耐震基準	
	宿第2団地	借地	3	425.64	1989	直営	新耐震基準	2020
	宮の前団地	借地	5	709.40	1990	直営	新耐震基準	
	新青羽根団地	借地	2	1,992.00	1994	直営	新耐震基準	
	市山椿人団地	借地なし	6	841.20	1993	直営	新耐震基準	
	東原団地	借地なし	1	277.00	1979	直営	診断済・未改修	
	冷川団地	借地なし	3	880.26	1988	直営	新耐震基準	2019
	土肥団地	借地なし	2	2,778.79	1974	直営	診断済・補強不要	2013
合計			67	19,748.42				

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

表 4-22 利用状況（公営住宅）

施設名称	管理戸数	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
椿団地	34	定員 充足率	94.1%	91.2%	91.2%	82.4%	88.2%	85.3%	82.4%	89.4%
立野団地	44		95.5%	95.5%	93.2%	95.5%	88.6%	88.6%	81.8%	94.7%
愛宕団地	32		93.8%	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%	90.6%	93.8%	93.8%
中里団地	18		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%	100.0%
青羽根団地	15		100.0%	100.0%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.7%
西平団地	2		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%
宿第1団地	12		91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	75.0%	66.7%	91.7%
田沢団地	10		90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	70.0%	80.0%	70.0%	86.0%
宿第2団地	6		100.0%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	83.3%	66.7%	73.3%
宮の前団地	10		80.0%	80.0%	80.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	84.0%
新青羽根団地	24		100.0%	91.7%	91.7%	100.0%	91.7%	83.3%	70.8%	95.0%
市山椿人団地	12		100.0%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	75.0%	93.3%
東原団地 ※	5		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
冷川団地	12		91.7%	91.7%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.3%
土肥団地	48		87.5%	85.4%	77.1%	89.6%	72.9%	75.0%	60.4%	82.5%
全体平均	284		92.3%	89.8%	87.3%	90.8%	86.3%	84.9%	78.2%	89.3%

○市営住宅が 15 施設あります。

○施設は、6 割（9/15 施設）が借地です。

○運営形態は、市の直営です。

○「中里団地」、「新青羽根団地」、「市山椿人団地」を除き、建築後 30 年以上を経過しているなど、全体に老朽化が進行しています。順次、大規模改修を実施しています。「東原団地」は、耐震に問題があるため、早急に対策が必要です。

○公営住宅全体の管理戸数は 284 戸であり、過去 7 年間の入居率の平均は約 90%と高くなっています。なお、一部の住宅では政策空家を実施しています。

○「伊豆市公営住宅等長寿命化計画」を平成 26 年（2014 年）3 月に策定しています。

②基本方針

- ◆「青羽根団地」、「西平団地」、「宿第1団地」、「田沢団地」、「東原団地」については、廃止・解体します。
- ◆上記以外の公営住宅については、当面は適切な維持管理・運営により、施設を継続し、長期的には、民間施設の借上げを含め、検討していきます。

(10) 供給処理施設

① 現状

表 4-23 対象施設（供給処理施設 棟数 10）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
供給処理施設	伊豆市清掃センター「焼却施設」	借地なし	6	2,247.31	1986	その他	新耐震基準	
	汚泥再生処理センター 「ピュアプラザ」	借地なし	1	1,919.96	2014	その他	新耐震基準	
	土肥リサイクルセンター	借地	2	807.00	1995	その他	新耐震基準	
	柿木最終処分場	一部借地	1	87.00	2012	直営	新耐震基準	
	合計		10	5,061.27				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

- 供給処理施設は4施設（10棟）あります。
- 借地利用は2施設です。
- 運営形態は、「柿木最終処分場」（直営）を除き、3施設は「その他」です。
- 「伊豆市清掃センター」は、建築後約30年を経過しており、老朽化が進行しています。
- 本市と伊豆の国市と共同で、新ごみ処理施設の建設が予定されています。

②基本方針

- ◆「伊豆市清掃センター（焼却施設）」は、令和4年度（2022年度）に伊豆市・伊豆の国市新ごみ処理施設として稼働します。また、跡地を令和7年度（2025年度）に「伊豆市清掃センター（リサイクルセンター）」（災害廃棄物処理関連施設）として活用します。
- ◆上記以外の供給処理施設については、適切な維持管理・運営により当面は継続していきます。

(11) その他

① 現状

表 4-24 対象施設（その他 棟数 18）

中分類	施設名称	土地所有 状況	建物 棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模 改修年度
その他施設	伊豆聖苑	借地なし	1	1,702.95	2008	直営	新耐震基準	
	中伊豆教職員住宅	借地なし	1	306.00	1986	直営	新耐震基準	
	土肥高齢者能力活用センター	借地なし	1	173.86	2002	その他	新耐震基準	
	土肥診療所	一部借地	1	1,133.86	1994	その他	新耐震基準	
	修善寺駅トイレ	一部借地	1	76.45	2014	直営	新耐震基準	
	サテライトオフィス狩野ベース	借地なし	1	669.88	1989	直営	新耐震基準	1999
	土肥お試し住宅	借地なし	1	137.46	1994	直営	新耐震基準	
その他施設(普通財産)	旧土肥保育園	借地なし	1	317.11	1992	直営	新耐震基準	
	旧大東保育園	借地なし	1	320.00	1980	直営	診断済・補強済	
	旧大東小学校(校舎)	借地なし	4	1,914.33	1984	直営	新耐震基準	
	旧八岳小学校(校舎)	借地なし	8	2,326.00	1974	直営	診断済・補強済	
	旧土肥小学校(校舎)	借地なし	7	3,168.58	1953	直営	診断済・補強済	1983
	旧さくらこども園	一部借地	1	816.33	1981	直営	診断済・補強済	
	旧天城保健福祉センター	借地なし	1	2,447.00	1999	直営	新耐震基準	
	八幡市有住宅	借地なし	1	107.65	1987	直営	新耐震基準	
	旧貴僧坊の里	借地なし	1	279.48	1986	その他	新耐震基準	
	旧天城湯ヶ島支所	借地なし	1	1,184.74	1981	直営	診断済・補強済	
	旧天城湯ヶ島支所 防災倉庫	借地なし	2	469.00	1982	直営	新耐震基準	
合計			18	17,550.68				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

表 4-25 利用状況（その他）

施設名称	指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
伊豆聖苑	取扱件数	504	490	535	507	575	530	542	526

※基本的に一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外。

- 「伊豆聖苑」や普通財産などの18施設があります。
- 借地利用は約2割（3/18施設）です。
- 建築後30年以上の施設が11施設あるなど、老朽化が進行しています。
- 普通財産として管理（行政財産を廃止）している施設が11施設あります。
- 運営形態は、「土肥高齢者能力活用センター」、「土肥診療所」、普通財産の「旧貴僧坊の里」を除き、すべて「直営」です。
- 「伊豆聖苑」の過去7年間の取扱件総数の年間平均は約500件です。
- 「旧大東保育園」は、平成30(2018)年度から地域の拠点として活用されています。
- 「サテライトオフィス狩野ベース」は、平成31(令和元)年4月からサテライトオフィスとして、「旧狩野幼稚園」を転用した施設として活用されています。
- 「土肥お試し住宅」は、令和元(2019)年4月から「旧沼津土木土肥公舎」を転用した施設として活用されています。

②基本方針

- ◆「中伊豆教職員住宅」は、廃止し、隣地の土地活用を決定後に解体を予定します。
- ◆その他の施設については、適切な維持管理・運営により、当面は継続していきます。
【普通財産】
- ◆「旧土肥小学校(校舎)」は、民間への貸付・売却を図っていきます。
- ◆「旧さくらこども園」は、廃止・解体又は転用を基本とした、活用方法を検討しま

す。

- ◆「旧大東小学校（校舎）」、「旧天城保健福祉センター」、「旧天城湯ヶ島支所」、「旧天城湯ヶ島支所 防災倉庫」については、民間への貸付・売却に向けて調整を図っていきます。
- ◆「旧土肥保育園」、「旧八岳小学校（校舎）」は、必要性、老朽化状況、利用者の状況も勘案し、廃止・解体を基本に検討し、今後の活用を決定していきます。
- ◆上記以外の施設については、老朽化している施設、有効利用されていない施設、現在民間が利用している施設であり、今後は転用、移管、売却、廃止等を検討します。

(12) 公園

① 現状

表 4-26 対象施設（公園 棟数 10）

中分類	施設名称	借地利用	建物棟数	延床面積(m ²)	供用年度(建築年)	運営形態	耐震化状況	大規模改修年度
公園	六仙の里	借地	3	298.74	1996	直営	新耐震基準	
	本柿木農村公園(狩野城址公園)	借地なし	2	54.60	2011	直営	新耐震基準	
	鹿島田公園	借地なし	1	13.98	2011	直営	新耐震基準	
	さくら堤公園	一部借地	1	13.98	2013	直営	新耐震基準	
	伊豆市松原公園	借地なし	3	216.40	1993	直営	新耐震基準	
	合計		10	597.70				

- 公園は5施設あります。
- 借地利用は2施設です。
- 運営形態は、すべて「直営」です。
- すべて築30年未満の新耐震基準の施設です。

② 基本方針

- ◆今後も継続していく公園は、利用者の安全確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆「六仙の里」は、地域づくり協議会による管理運営を検討・調整します。
- ◆農村公園は、地区譲渡、借地返還等を検討します。
- ◆「伊豆市松原公園」は、令和4（2022）年度に大規模改修を予定します。

4.2. インフラ資産

(1) 道路

①現状

表 4-27 対象施設（道路）

分類	種別	数量
道路	一級市道	78.4 k m
		527,367 m ²
	二級市道	89.2 k m
		501,937 m ²
	その他の市道	822.2 k m
		2,856,974 m ²
計	989.8 k m	
	3,886,278 m ²	

○道路延長は約 990km となっています。

○月に 1 回程度のパトロールを実施し、必要に応じて、修繕を実施しています。

②基本方針

- ◆定期的に路面性状調査を実施するなど、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆調査結果、損傷状況、修繕要望、交通量等を勘案して、優先度に応じた修繕等を実施します。

(2) 農道

①現状

表 4-28 対象施設（農道）

分類	種別	数量
農道		40.5 k m

○農道延長は約 41km となっています。

②基本方針

- ◆定期的なパトロール、自然災害の発生、修繕要望等に応じて、必要に応じた修繕等を実施します。

(3) 林道

①現状

表 4-29 対象施設（林道）

分類	種別	数量
林道		135.4 km

○林道延長は約 135km となっています。

②基本方針

◆定期的なパトロール、自然災害の発生、修繕要望等に応じて、必要に応じた修繕等を実施します。

(4) 橋りょう

①現状

表 4-30 対象施設（橋りょう）

分類	種別	数量
橋りょう		679 橋
		6.6 km
		30,758 m ²

○橋りょうは 679 橋（うち、橋長 15m 以上は 122 橋）あります。

○高度経済成長期に建設された橋が多く、近い将来に老朽化による膨大な架替え費用の発生が予想されています。

○定期点検として法定点検が 5 年に 1 回あり、市職員と委託業者が実施しています。

○市職員の点検等の技術向上のために、国・県が開催する講習会等に参加しています。

○「伊豆市橋梁長寿命化修繕計画」を平成 24(2012)年 3 月に策定しています。

②基本方針

◆「伊豆市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

(5) 上水道、簡易水道

①現状

表 4-31 対象施設（上水道、簡易水道）

分類	種別	数量
上水道	管路	314.2 k m
	上水道施設	7 施設
簡易水道	管路	58.5 k m
	簡易水道施設	6 施設

上水道施設：熊坂送水ポンプ場、冷川浄水場、鉢窪浄水場、田沢浄水場、雲金浄水場、清越浄水場、天金浄水場
 簡易水道施設：八木沢浄水場、小下田第1配水場、小下田第2配水場、上船原浄水場、持越浄水場、柿木浄水場

- 上水道の管路延長は約 314km、簡易水道の管路延長は約 59km となっています。
- 老朽化により、順次更新時期を迎えています。
- 巡回の実施、漏水の発生等により、必要に応じて修繕等を実施しています。
- 伊豆市水道事業の長期整備計画の指針となる「伊豆市地域新水道ビジョン」を、令和 7（2025）年 3 月までに策定する予定です。

②基本方針

- ◆施設整備計画や財政計画の見直しを行い長期整備計画の指針となる「伊豆市地域新水道ビジョン」を作成し、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で安定した供給と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆耐用年数を目安に状況観察等に基づき、整備時期の検討を進めます。施設の長寿命化、耐震化、耐用年数を考慮した老朽管の更新等を推進します。

(6) 下水道

①現状

表 4-32 対象施設（下水道）

分類	種別	数量
下水道	管路	150.5 k m
	下水道施設	5 施設

下水道施設：土肥浄化センター、湯ヶ島クリーンセンター、白岩浄化センター、土肥汚水中継ポンプ場、沖ノ原中継ポンプ場、

- 下水道の管路延長は約 150km となっています。
- 老朽化により、今後多くの管路等の更新時期を迎えます。管路老朽化、腐食、不明水の浸入等、課題が山積しています。
- 定期的に点検、管路調査（カメラ調査）を実施し、管路の状況確認を行っています。また、必要に応じて修繕を実施しています。
- 定期的に施設の点検を実施し、必要に応じて修繕等を実施しています。

- 施設を計画的に維持管理するために、「伊豆市ストックマネジメント計画」*を令和3(2021)年1月に策定しました。
- 「土肥浄化センター」、「土肥中継ポンプ場」の耐津波診断を令和3(2021)年度に実施しました。

*ストックマネジメントとは、施設の役割を踏まえ、持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

②基本方針

- ◆「下水道ストックマネジメント計画（令和3(2021)年1月）」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、衛生的な生活環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆処理区統合再編（人口減による下水道施設の余裕分を活用）作業（R2～R4）に基づき下水道全体計画を見直します。
- ◆「湯ヶ島クリーンセンター」、「白岩浄化センター」、「沖ノ原中継ポンプ場」、「土肥浄化センター」の改築を令和3(2021)～7(2025)年度に実施します。
- ◆次期ストックマネジメント計画で、管路の修繕・改築計画を策定します。

(7) 農業集落排水

①現状

表 4-33 対象施設（農業集落排水）

分類	種別	数量
農業集落排水	管路	31.4 km
	処理施設	5 施設

農業集落排水施設：加殿・日向・田代・本立野遠藤地区処理施設、冷川浄化センター、佐野・雲金地区処理施設、門野原地区処理施設、吉奈地区排水処理施設

- 農業集落排水の管路延長は約31kmとなっています。
- 老朽化により、今後多くの管路等の更新時期を迎えます。管路老朽化、腐食、不明水の浸入等、課題が山積しています。
- 定期的に点検、管路調査（カメラ調査）を実施し、管路の状況確認を行っています。また、必要に応じて修繕等を実施しています。
- 定期的に施設の点検を実施し、必要に応じて修繕等を実施しています。

②基本方針

- ◆「伊豆市農業集落排水施設最適整備構想（令和2(2020)年4月）」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、衛生的な生活環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆農業集落排水処理施設（加殿、吉奈、佐野雲金、門野原、冷川）のこれまでどおりの維持は困難であることから、下水道全体計画を見直し、人口減による下水道施設

の余裕分を活用し処理区統合再編を検討します。（令和2（2020）～4（2022）年度）

（8）農業用灌漑用水

①現状

表 4-34 対象施設（農業用灌漑用水）

分類	種別	数量
農業用灌漑用水	用水路	41.2 k m

- 農業用灌漑用水の用水路延長は約 41km となっています。
- 定期点検として 1 年に 1 回、委託業者が実施しています。また、ポンプ停止時等に職員が手動または業者に確認し、修繕、復旧しています。

②基本方針

- ◆施設は古いものは 30 年近く経過しており、緊急性の高いものについて修繕を行うとともに、今後は、土地改良施設適正化事業を利用し通報機器の改修を行い、長寿命化に努めていきます。

（9）公園

①現状

表 4-35 対象施設（公園）

分類	種別	数量
公園	公園数	18 公園
	公園面積	16.9 h a

公園：六仙の里、本柿木農村公園（狩野城址公園）、鹿島田公園、さくら堤公園、半経寺児童公園、弁天児童公園、神戸児童公園、神戸洞児童公園、小立野区コミュニティー広場、年川子供広場、牧之郷コミュニティー広場、伊豆市松原公園、牧之郷農村公園、堀切農村公園、加殿農村公園、大野農村公園、小土肥農村広場、白岩農村公園

- 公園は 18 施設となっています。
- 定期的な点検や清掃等の日常の管理については、適宜、市職員、地元区、業者等への委託により実施しています。
- 施設の老朽度の具合により、順次、修繕等を実施しています。
- 施設を計画的に維持管理するために、長寿命化を推進する必要性が高まっています。

②基本方針

- ◆「（仮称）公園施設長寿命化計画（策定予定）」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、利用者の安全確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆点検結果等を基に、優先づけをし、計画的な修繕、更新等を実施します。
- ◆地域住民や団体等との協働による、維持管理（清掃、芝刈り作業等）を推進します。
- ◆少子化により、本来の目的である児童公園としての機能は低くなっているため、廃

止等を含め検討する必要があります。

- ◆松原公園内に建設される津波避難複合施設整備とともに、公園全体の整備計画を策定します。
- ◆大野農村公園については、大野区からの要望があり、令和 4(2022)年度に譲渡を予定しています。

(10) 河川

①現状

表 4-36 対象施設（河川）

分類	種別	数量
河川	準用河川	95 河川
		85.3 k m
	普通河川（水路）	378 河川
		286.3 k m

○準用河川が 95 河川、普通河川（水路）が 378 河川となっています。

②基本方針

- ◆定期的なパトロール、自然災害の発生、住民からの情報提供等により、必要に応じた修繕等を実施します。

5.推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。
- 全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

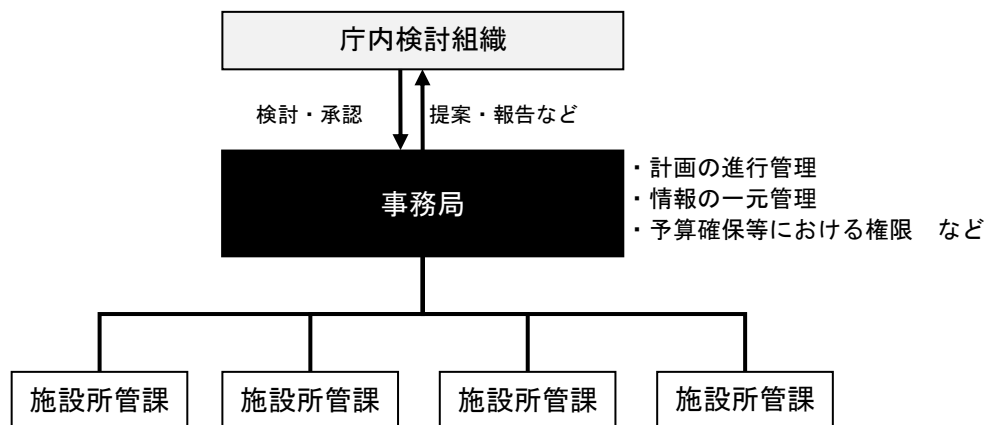


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

- 施設ごとに施設所管課が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

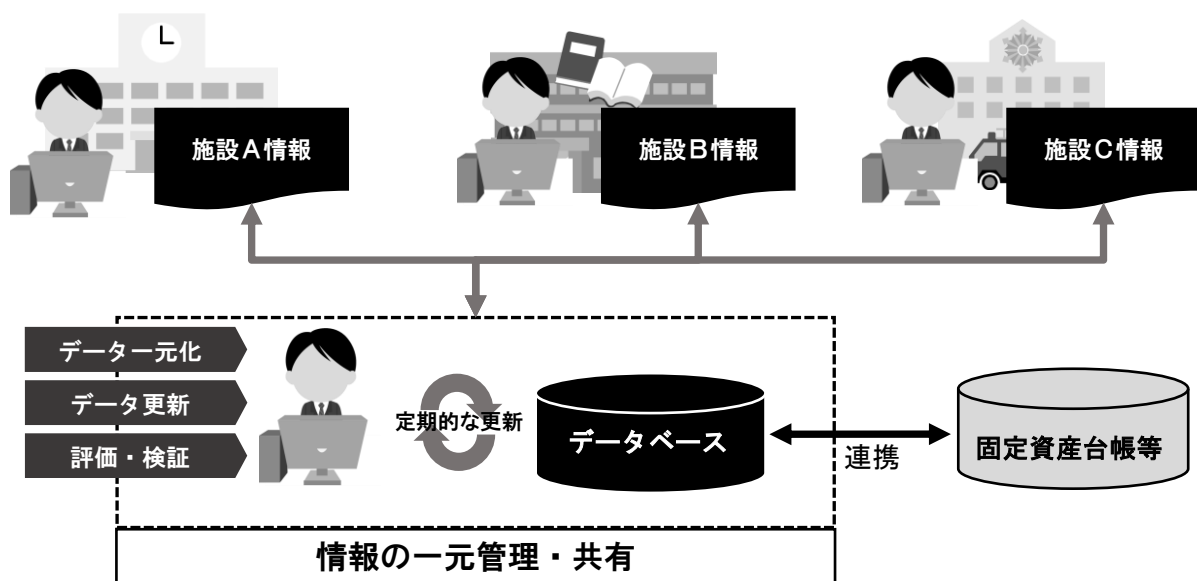


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

5.2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

○PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。

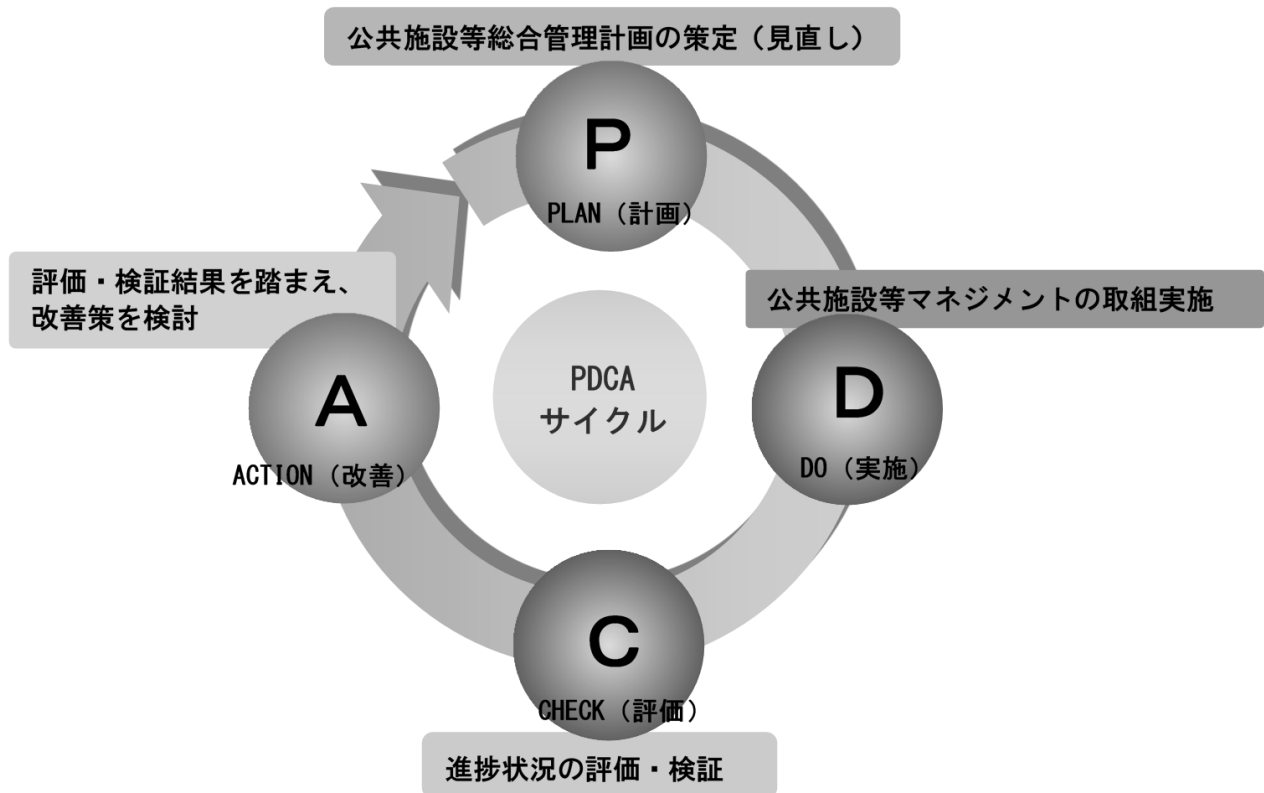


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

(2) 議会・市民との情報共有

- 計画を推進するためには、市民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等を市のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。
- また、今後の公共施設等マネジメントの取組について、市民理解を得るための説明会等を開催し、公共施設の利活用に関する情報や課題などの理解を深め、情報の共有を図ります。

(3) 個別施設計画の改定

- 今後は、本計画に基づき定めた個別施設計画等について、上位計画等の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直し改定を行い、公共施設等マネジメントの取組を推進します。

資料編

1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件

公共施設等の将来更新等費用については、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）の条件に準拠して試算しています。

- 物価変動率、落札率等は考慮しない。
- 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する。
- 建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）。
- 建築後、60年で更新（建替え）を実施。
- 普通財産施設については、今後、更新等をしない方針のため、費用を計上していない。
- 令和3年（2021）年度時点で、建築後31～50年を経過していて、大規模改修未実施の施設については、令和4（2022）年後10年間に継続実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上。
- 自然体として、いわゆる事後保全を実施する場合の更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用。
（大規模改修：20年目、40年目、更新・改築：60年目という周期での試算）

表 公共施設の更新費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
住民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
医療施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
公営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
供給処理施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

- 目標使用年数を設定し長寿命化の場合の、維持・更新等コスト（長寿命化型）算定の設定は次表内容による。
- 本市の公共施設の今後40年間の維持・更新等コスト（長寿命化型）の試算を行うにあたり、今後の維持・更新等コスト（長寿命化型）算定の設定、施設類型別の更新等単価表を以下に示す。
（大規模改修：20年目、60年目、長寿命化改修：40年目、更新・改築：85年目）

表 今後の維持・更新等コスト（長寿命化型）算定の設定

項目	改築・改修等の周期及び単価
更新・改築（建替え）	<p>更新周期60年（通常：工事期間2年で実施を想定。実施年数を超過した建物は、更新を10年以内に実施） ただし、長寿命化改修した建物は、建築年から85年目に更新（通常更新時期から25年延命化する）</p> <ul style="list-style-type: none"> 改築単価は、総合管理計画の更新単価と同様の（総務省資料による）単価設定としています。 今後の維持・更新コスト（従来型）・（長寿命化型）ともに同じ単価設定としています。 <p>①住民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設：40万円/㎡ ②スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他：36万円/㎡ ③学校教育系施設、子育て支援施設：33万円/㎡ ④公営住宅、公園：28万円/㎡</p>
長寿命化改修	<p>改修周期40年（通常：工事期間2年で実施を想定。実施年数を超過した建物は、改修を10年以内に実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 長寿命化改修単価は、更新（建替え）単価の約55～62%として設定としています。 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）のみに適用しています。 <p>①住民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設：25万円/㎡ ②スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他：20万円/㎡ ③学校教育系施設：21万円/㎡ ④子育て支援施設、公営住宅、公園：17万円/㎡</p>
大規模改修（大規模改造）	<p>改造周期20年（但し、更新、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模改修（改造）単価は、更新（建替え）単価の30%として設定としています。 今後の維持・更新コスト（従来型）・（長寿命化型）ともに同じ単価設定としています。 <p>①住民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設：12万円/㎡ ②スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他：11万円/㎡ ③子育て支援施設：10万円/㎡ ④公営住宅、公園：8.5万円/㎡</p>
部位・設備修繕	<p>D評価の建物は、今後5年以内に部位修繕を実施 C評価の建物は、今後10年以内に部位修繕を実施 B評価の建物は、定期的な点検により評価が下がるまで修繕は実施しない A評価の建物は、今後10年以内の長寿命化改修から部位修繕相当額を差し引く</p> <ul style="list-style-type: none"> 部位（設備）修繕単価は、「③健全度の算定」における図4-8のコスト配分による設定としています。 今後の維持・更新コスト（従来型）・（長寿命化型）ともに同じ単価設定としています。

※上表は、「伊豆市公共施設再配置」より引用しています。

表 施設類型別更新等の単価表

大分類	更新・改築（建替え）	長寿命化改修 （機能向上・原状回復）	更新単価に対する コスト比率	大規模修繕・改造 （原状回復等）	更新単価に対する コスト比率
住民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡	62.5%	12万円/㎡	30.0%
社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡	62.5%	12万円/㎡	30.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡	55.6%	11万円/㎡	30.0%
産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡	62.5%	12万円/㎡	30.0%
学校教育系施設	33万円/㎡	21万円/㎡	62.4%	12万円/㎡	35.6%
子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡	51.5%	10万円/㎡	30.0%
保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡	55.6%	11万円/㎡	30.0%
行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡	62.5%	12万円/㎡	30.0%
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡	60.7%	8.5万円/㎡	30.0%
供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡	55.6%	11万円/㎡	30.0%
その他	36万円/㎡	20万円/㎡	55.6%	11万円/㎡	30.0%
公園	28万円/㎡	17万円/㎡	60.7%	8.5万円/㎡	30.0%

※更新・改築（建替え）単価は、解体費用、仮移設費用、基本設計費用等も含む単価設定としています。

※総務省が公表している「公共施設等更新費用試算ソフト」では、大規模改修単価は、更新・改築（建替え）費用の約6割を想定するのが一般的とされているため、その割合に基づいた単価を長寿命化改修単価として設定しています。

2. インフラ資産

①道路

<試算条件>

■更新年数：15年

※舗装の耐用年数の10年と、舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて、15年とする。

■更新費用：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定。

■更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

・道路（1級、2級、その他）：4,700円/m²

■路面などの長寿命化計画がある場合は、事業計画を年次期別に割り振る。

<自然体の試算結果>

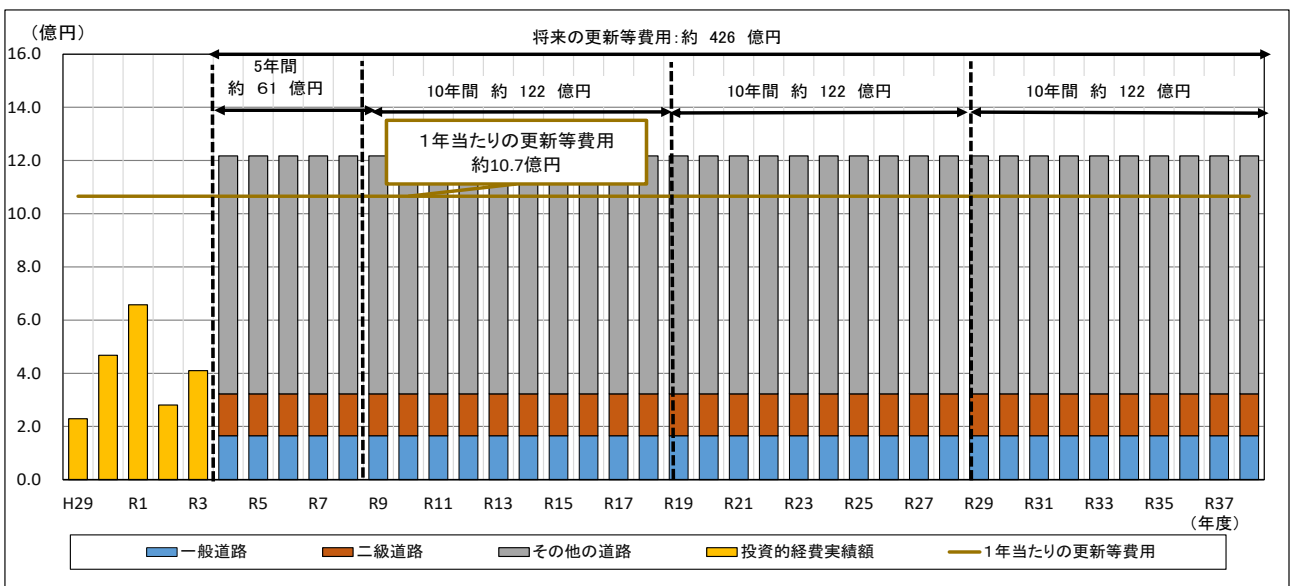


図 道路の将来の更新等費用（自然体）

<1級、2級道路長寿命化、その他自然体の試算結果>

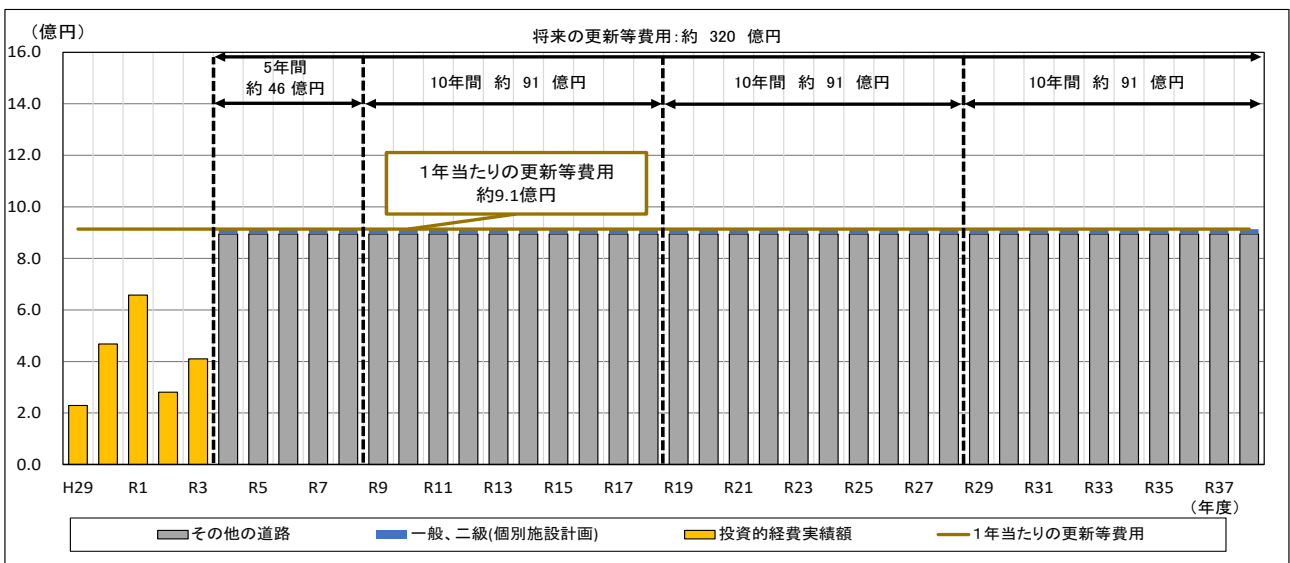


図 道路の将来の更新等費用（1級、2級道路長寿命化、その他自然体）

②橋りょう

<試算条件>

■耐用年数：60年

■更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用：448千円/m²

■耐用年数を超えている橋りょう：試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29(2017)年度から令和3(2021)年度の5年間に、費用を均等に振り分け。

■点検、事業予定などの長寿命化計画がある場合は、事業計画を年次期別に割り振る。

<自然体の試算結果>

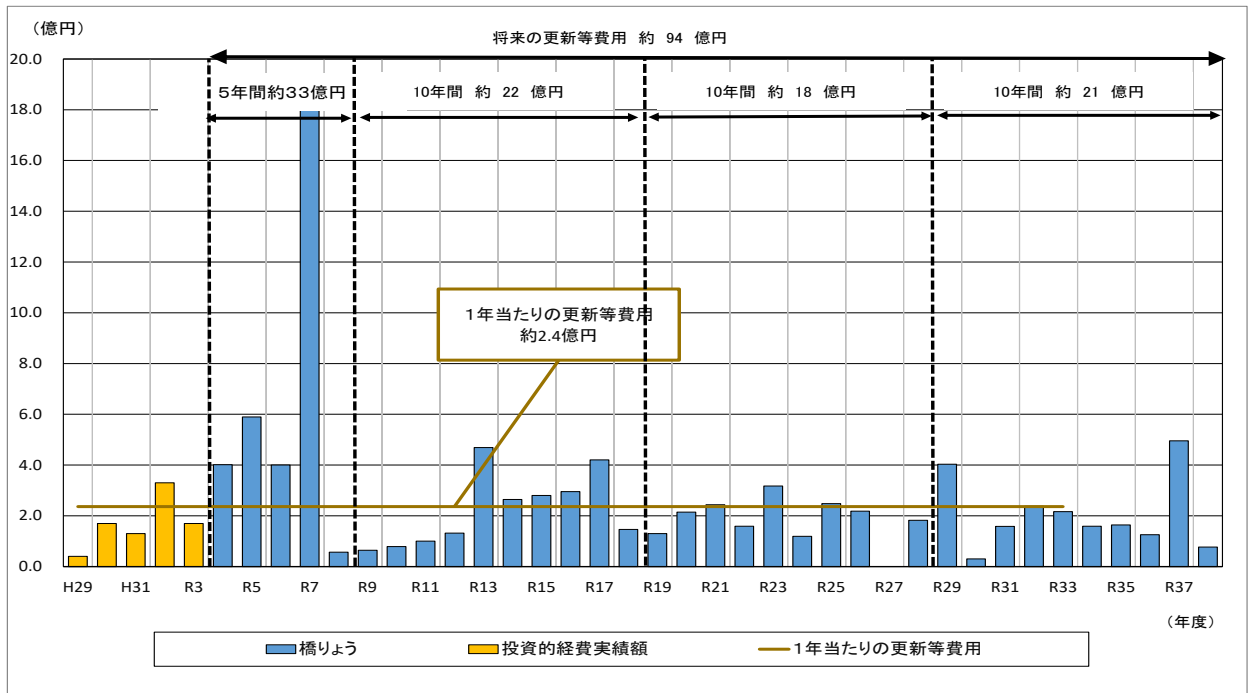


図 橋りょうの将来の更新等費用 (自然体)

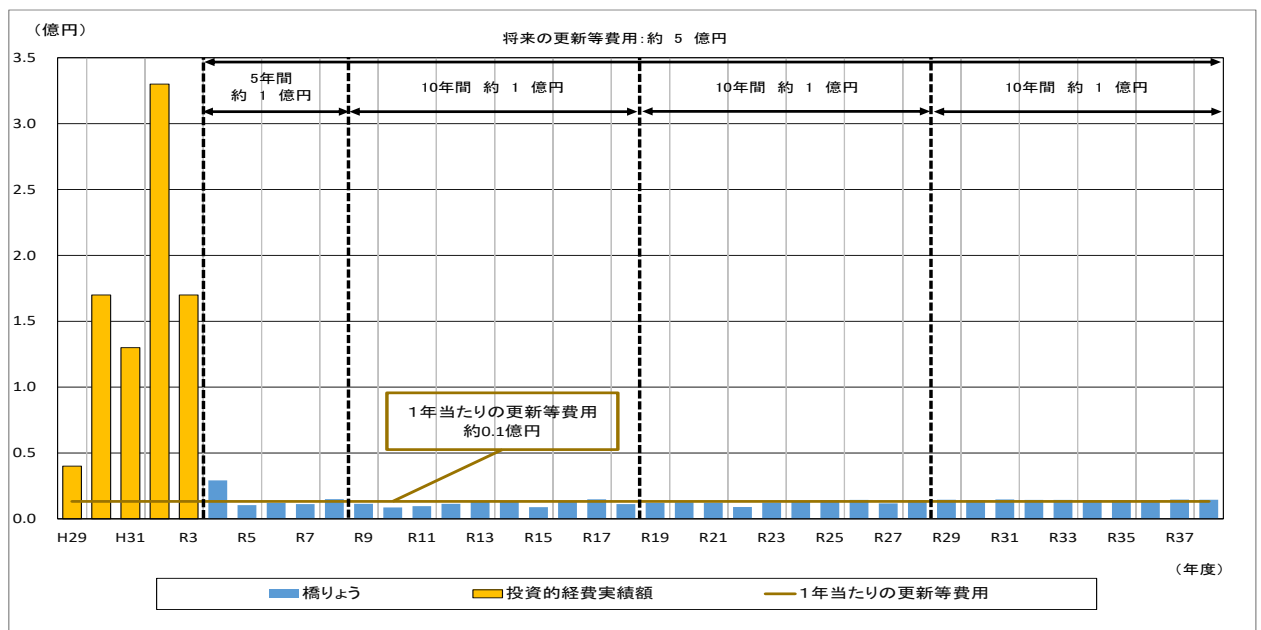


図 橋りょうの将来の更新等費用 (長寿命化計画)

③上水道

<試算条件>

- 耐用年数：40年
- 管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
- 建設年度が不明の上水道管

・平成29(2017)年度から令和38(2056)年度までの40年間に、費用を均等に振り分け

表 管路（上水道）の更新費用の単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	100	配水管	50mm以下	97
	300～500mm未満	114		75mm以下	97
	500～1000mm未満	161		100mm以下	97
	1000～1500mm未満	345		125mm以下	97
	1500～2000mm未満	742		150mm以下	97
	2000mm以上	923		200mm以下	100
送水管	300mm未満	100		250mm以下	103
	300～500mm未満	114		300mm以下	106
	500～1000mm未満	161		350mm以下	111
	1000～1500mm未満	345		400mm以下	116
	1500～2000mm未満	742		450mm以下	121
	2000mm以上	923		500mm以下	128
				550mm以下	128
				600mm以下	142
				700mm以下	158
				800mm以下	178
				900mm以下	199
				1000mm以下	224
				1100mm以下	250
				1200mm以下	279
			1350mm以下	628	
			1500mm以下	678	
			1650mm以下	738	
			1800mm以下	810	
			2000mm以上	923	

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

<試算結果>

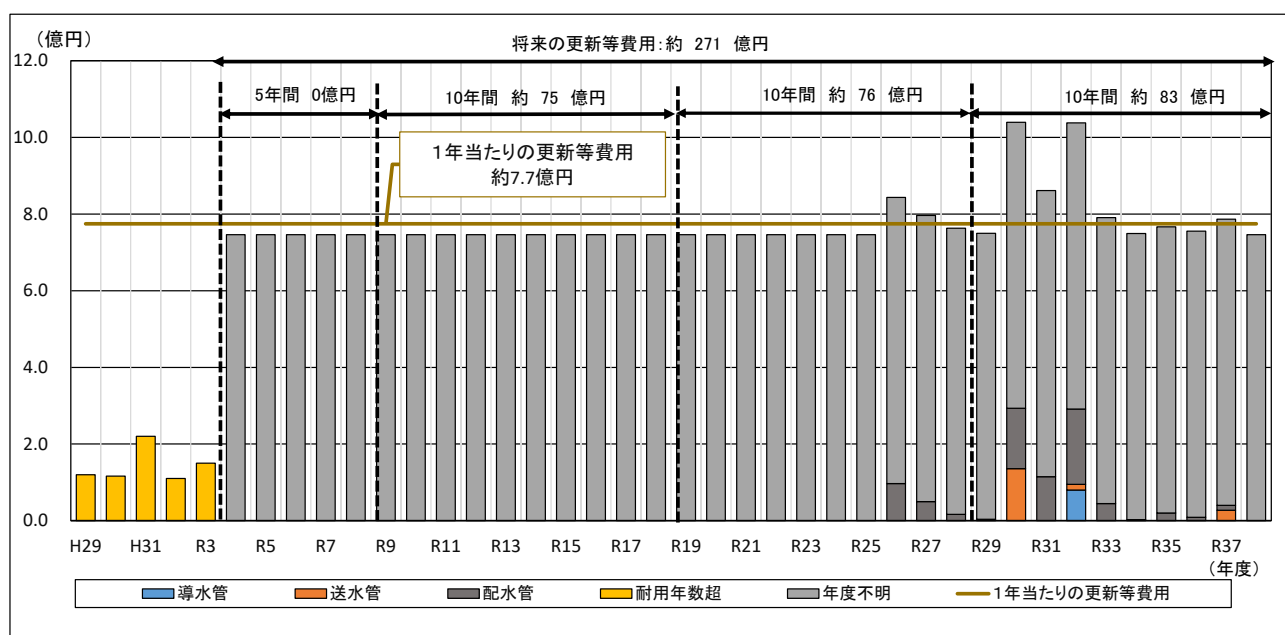


図 上水道の将来の更新等費用

④下水道

<試算条件>

■耐用年数：50年

■管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

表 管路（下水道）の更新費用の単価

管種	更新単価 (千円/m)	備考
コンクリート管	124	更生工法を前提
陶管	124	
塩ビ管	124	
更生管	134	布設替えを前提

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

■建設年度が不明の下水道管

・平成29(2017)年度から令和38(2056)年度までの40年間に、費用を均等に振り分け

<試算結果>

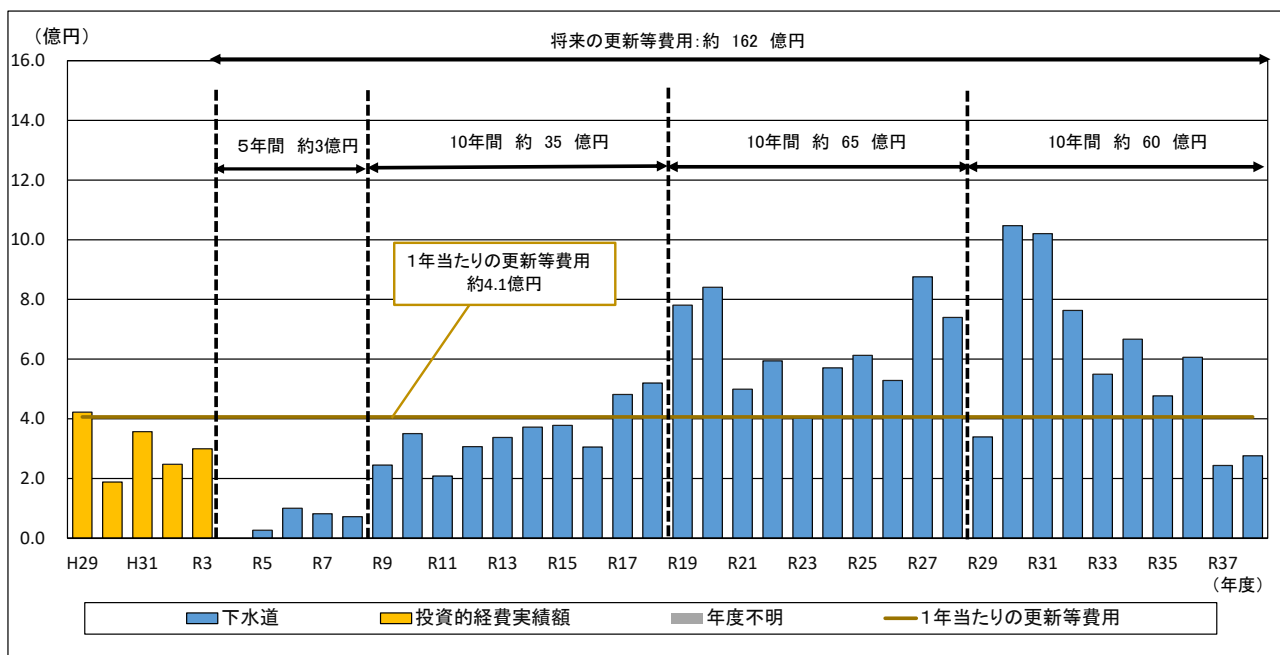


図 下水道の将来の更新費用

伊豆市公共施設等総合管理計画（改訂）

発行年月 令和4年 3月

発 行 伊豆市

編 集 伊豆市 総務部 資産経営課

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

T E L : 0558-72-1111（代表）

F A X : 0558-74-3067

E-mail : kanzai@city.izu.shizuoka.jp

